

井川町地域防災計画

令和7年3月

井 川 町 防 災 会 議

目 次

第1編 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の推進	1
第4節	計画の修正	2
第5節	防災に関する組織及び実施責任	2
第6節	活動体制計画	11
第7節	職員の動員・派遣計画	17
第8節	井川町の概要及び一般災害	20
第9節	災害想定	24
第10節	防災対策の推進計画	24

第2編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及・啓発計画	25
第2節	自主防災組織等の育成計画	30
第3節	防災訓練計画	32
第4節	災害情報の収集・伝達計画	34
第5節	避難計画	36
第6節	広域防災拠点整備計画	42
第7節	備蓄計画	43
第8節	通信施設災害予防計画	45
第9節	水害予防計画	50
第10節	火災予防計画	54
第11節	危険物施設等災害予防計画	56
第12節	建造物等災害予防計画	57
第13節	土砂災害予防計画	58
第14節	公共施設災害予防計画	63
第15節	風害予防計画	67
第16節	雪害予防計画	68
第17節	農業災害予防計画	75
第18節	流出油等災害予防計画	76
第19節	文化財災害予防計画	77
第20節	廃棄物処理計画	78
第21節	医療救護計画	79
第22節	要配慮者支援計画	81

第23節	災害ボランティア活動との調整計画	86
第24節	企業防災計画	88
第25節	広域応援態勢の整備計画	90
第26節	大規模停電対策計画	92
第27節	津波災害予防計画	93

第2章 災害応急対策計画

第1節	自衛隊の災害派遣要請計画	94
第2節	広域応援計画	97
第3節	気象予報等の伝達計画	100
第4節	災害情報の収集・伝達計画	102
第5節	孤立地区対策計画	114
第6節	通信運用計画	115
第7節	広報計画	117
第8節	避難対策計画	119
第9節	消防・救助活動計画	131
第10節	消防防災ヘリコプターの活用計画	132
第11節	水防活動計画	135
第12節	災害警備計画	135
第13節	緊急輸送計画	137
第14節	救援物資の調達・輸送・供給計画	141
第15節	給食・給水計画	142
第16節	生活必需物資等の供給計画	146
第17節	医療救護計画	147
第18節	災害ボランティア活動支援計画	150
第19節	公共施設等の応急復旧計画	152
第20節	危険物施設等応急対策計画	157
第21節	危険物等運搬車両事故対策計画	159
第22節	防疫・保健衛生計画	161
第23節	動物の管理計画	163
第24節	廃棄物処理計画	164
第25節	遺体処理・埋火葬計画	167
第26節	文教対策計画	169
第27節	住宅応急対策計画	171
第28節	竜巻対策計画	174
第29節	火山噴火対策計画	175
第30節	流出油等の防除対策計画	176
第31節	航空機災害応急対策計画	177
第32節	災害救助法の適用計画	178

第3編 地震災害対策

第1章 地震被害想定等

第1節	井川町の概要及び地震災	184
第2節	被害想定	184

第2章 災害予防計画

第1節	計画的な地震防災対策の推進	191
第2節	災害情報の収集・伝達計画	193
第3節	火災予防計画	195
第4節	建造物等災害予防計画	197
第5節	公共施設災害予防計画	199
第6節	農業災害予防計画	201
第7節	緊急輸送道路ネットワーク計画に関する計画	202
第8節	積雪期の地震災害予防計画	203
第9節	行政機能の維持・確保計画	204

第3章 災害応急対策計画

第1節	地震情報等の発表及び伝達計画	205
第2節	ライフライン施設応急対策計画	208

第4編 津波災害対策

第1章 津波被害想定

第1節	秋田県独自津波浸水想定	214
第2節	法に基づく津波浸水想定	221

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識等普及計画	229
第2節	避難体制整備計画	231

第3章 災害応急対策計画

第1節	情報伝達計画	233
-----	--------	-----

第5編 火山災害対策

第1章 火山防災と秋田県の活火山

第1節	火山防災の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	238
第2節	秋田県の活火山・・・・・・・・・・・・・・・・	238
第3節	火山噴火対策・・・・・・・・・・・・・・・・	241

第2章 災害応急対策計画等

第1節	避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・	244
第2節	継続災害への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	245

第6編 災害復旧計画

第1節	公共施設災害復旧事業計画・・・・・・・・	247
第2節	農林漁業経営安定計画・・・・・・・・	251
第3節	被災中小企業の振興等の経済復興支援・・・・・・・・	252
第4節	被災者の生活支援計画・・・・・・・・	253
第5節	義援金の受入及び配分に関する計画・・・・・・・・	259
第6節	財政負担に関する計画・・・・・・・・	261
第7節	激甚災害指定に関する計画・・・・・・・・	263

第1編 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、井川町地域防災会議が作成する計画であり、井川町の地域における災害の未然防止、被害の軽減及び被害者の救護、並びに、災害復旧等の諸施策を効果的に推進するため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が持つ全機能を有効に発揮して、井川町の地域における防災対策を実施することにより、町の地域並びに町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。また、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、人的被害や経済被害を軽減する様々な対策を組み合わせることで災害に備え、その対策を積極的かつ計画的に推進するために展開するものである。

第2節 計画の性格

第1 計画の性格

この計画は近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧、復興」を基本方針として風水害等一般災害に関し、本町における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を内容としているものであり、その実施細目等については、関係機関において別途定めるところによる。

また、国の防災基本計画、秋田県地域防災計画及び他の防災関係計画等と十分整合を図るものとする。

第2 計画の対象となる災害

この計画は次の災害対策について定めたもので、「国民保護」等については、それぞれの計画に定める。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第3節 計画の推進

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、国土強靱化の観点も踏まえながら、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

町及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させるため、主要交通や通信機能の強化、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修を実施するほ

か、大規模地震後の水害などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難なる事象）を念頭に置いた事前防災の取組を推進する。さらに、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）や女性、並びに男女共同参画等の多様な視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。また、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

併せて、町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと、とるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場での男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努める。加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。さらに、町は、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、国、県の防災方針、町の情勢等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完・修正するものとする。

第5節 防災に関する組織及び実施責任

第1 井川町防災会議

1 防災会議の目的

災害対策基本法第16条及び井川町防災会議条例（昭和37年条例第17号）に基づいて設置された機関で、井川町の地域に係る防災に関する基本方針並びに計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報を収集し、防災関係各機関相互の連絡調整を図ることを目的とする。

第2 防災会議の組織

会 長	委 員
町 長	1 指定地方行政機関の職員の内から町長が任命する者 2 秋田県の知事部局職員の内から町長が任命する者 3 秋田県警察本部の警察官の内から町長が任命する者 4 職員の内から町長が指名する者 5 町教育委員会の教育長 6 湖東地区行政一部事務組合の消防長及び町の消防団長 7 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員の内から町長が任命する者 8 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

第3 実施責任

1 井川町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

町は、この責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに町の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

2 秋田県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助するとともに、災害時における相互協力体制の構築を図るなど、活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、県及び町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び事業所等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、県、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

住民・町内会・自主防災組織及び事業所は、「自助」・「共助」・「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。

(1) 住民に期待する役割

住民は、「自らの生命、身体及び財産は自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| ① 防災に関する知識の習得 | ⑤ 指定緊急避難場所及び避難路の確認 |
| ② 土砂災害警戒区域等、地域の危険箇所等の把握と認識 | ⑥ 飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄 |
| ③ 家屋の耐震化の促進及び家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の改修 | ⑦ 各種防災訓練への参加 |
| ④ 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置 | ⑧ 積雪時における除雪の励行 |

イ 災害発生時

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 正確な情報の把握 | ⑤ 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力 |
| ② 出火防止措置及び初期消火の実施 | ⑥ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援 |
| ③ 適切な避難の実施 | |
| ④ 救助・救出活動 | |

(2) 自治会・自主防災組織に期待する役割

自治会・自主防災組織等のコミュニティ防災の中心となる団体は、「地域の安全等は自分たちで守る」という「共助」の視点から、地域防災力を向上させ、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| ① 防災知識の広報・啓発（地域・家庭内の安全対策） | ③ 防災訓練の実施、防災資機材等の整備 |
| ② 土砂災害警戒区域等、地域の災害危険箇所や指定緊急避難場所等の周知 | ④ 避難行動要支援者の避難体制の構築 |
| | ⑤ 町以外他団体と連携した訓練の実施 |

イ 災害発生時

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 情報の収集及び伝達 | ⑤ 給食・給水 |
| ② 出火防止、初期消火 | ⑥ 避難行動要支援者の安否確認、避難支援 |
| ③ 救助・救出活動 | |
| ④ 避難誘導、避難所の開設・運営 | |

(3) 事業所に期待する役割

事業所は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ① 防災責任者の育成及び従業員への防災教育 | ⑤ 自衛消防隊の結成と消防計画の作成 |
| ② 建築物の耐震化の促進 | ⑥ 防災活動への参加及び協力 |
| ③ 火を使用する設備、危険物施設等の点検及び安全管理 | ⑦ 防災資機材等の整備 |
| ④ 防災訓練の実施 | ⑧ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 |
| | ⑨ 広告、看板、外装材等の落下防止 |

イ 災害発生時に実践が必要となる事項

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 情報の収集及び伝達 | ④ 救助・救出活動 |
| ② 出火防止措置及び初期消火の実施 | ⑤ ボランティア活動への支援 |
| ③ 従業員、利用者等の避難誘導 | ⑥ 地域における対策活動への協力 |

第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 井川町

機関の名称	事務又は業務の大綱
井川町	1 井川町防災会議及び井川町災害対策本部に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成及び強化に関すること。 5 県その他防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること。 6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。 7 その他地域防災の推進に関すること。

2 湖東地区行政一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
湖東地区行政 一部事務組合	1 消防力の整備に関すること。 2 防災のための調査に関すること。 3 防砂教育訓練に関すること。 4 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。 6 消防団との連携調整に関すること。 7 応援協力体制の確立等災害業務に必要な事項に関すること。 8 災害対策本部の消防業務の分担に関すること 9 その他災害対策に関すること。

3 秋田県

機関の名称	事務又は業務の大綱
秋田県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること。 6 災害時の文教対策及び警備体制に関する事こと。 7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること。 8 市町村防災業務の助言調整に関すること。
五城目警察署	1 災害関係情報の収集伝達に関すること。 2 交通情報の収集と交通規制に関すること。 3 警察通信の確保と通信統制に関すること。 4 被災者の救出、負傷者の救護に関すること。 5 犯罪の予防・取締に関すること。 6 死体検視及び身元不明死体の身元確認に関すること。

4 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること。 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。

東北財務局 (秋田財務事務所)	1 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。 2 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること。 3 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。 4 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること。 5 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。
東北厚生局	1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
秋田労働局	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 2 被災者に対する職業あっせんに関すること。
東北農政局	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 2 農業災害に係る資金融資に関すること。 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること。 2 災害時の物価安定対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。
関東東北産業 保安監督部 (東北支部)	1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること。 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること。 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	1 港湾及び所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること。 2 秋田港、船川港、能代港、各港の港域内における港湾施設の整備（国の直轄土木工事）及びその災害復旧に関すること。

東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	1 災害時における航空保安対策に関すること。 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること。
東北地方測量部	1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
第二管区海上保安本部 (秋田海上保安部)	1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること。 2 船舶交通の安全確保に関すること。 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急時モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。 5 家庭動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。

5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援、及び応急復旧活動に関すること。

6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (本部北海道東北ブロック事務所)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること。
日本銀行 (秋田支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に関する広報に関すること。
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること。 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の受付、配分に関すること。
日本放送協会 (NHK秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所)	1 東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 3 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関すること。 4 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること。
東日本電信電話株式会社 (秋田支店) 株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 (東北総支社) ソフトバンク株式会社 (仙台WW事業所) 楽天モバイル株式会社 (東日本エリア本部)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象報の伝達に関すること。

日本郵便株式会社 (上井河郵便局) (下井河郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保に関する事。
東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式 会社 (秋田支社)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事。 2 災害時における電力供給の確保に関する事。
日本通運株式会社 (秋田支店) 佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店) 福山通運株式会社 (北東北福山通運秋田支店) 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関する事。

7 公共的団体等

機関の名称	事務又は業務の大綱
報道機関	1 住民に対する防災知識の復旧に関する事。 2 災害情報等の報道に関する事。
病院等	1 災害時における収容者の保護対策に関する事。 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関する事。 3 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。
農業協同組合 森林組合 その他の農林 漁業関係団体	1 県及び町が行う農林漁業関係の被害調達の協力に関する事。 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関する事。 3 被災農林漁業者に対する融資あつせんに関する事。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関する事。
社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関する事。 2 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。
社会福祉協議会	1 被害生活困窮者の援護に関する事。 2 災害ボランティアに関する事
商工会等	1 県及び町が行う商工業関係の被害調査の協力に関する事。 2 被害商工業者に対する融資あつせんに関する事。 3 災害時における物価安定対策に関する事。 4 救助用物資、復旧資機材の調達あつせんに関する事。
金融機関	1 被害事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する事。
婦人団体	1 会員に対する防災意識の普及に関する事。 2 災害時における災害対策本部への協力、支援に関する事。
危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関する事。 2 災害時における燃料等の供給に関する事。

8 指定地方公共機関（県指定）

機関の名称	事務又は業務の大綱
土地改良区 (井川町土地改良区)	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
東部瓦斯株式会社秋田支社 一般社団法人 秋田県LPガス協会 のしろエネルギーサービス株式会社	1 ガス供給施設の防災に関すること。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
秋田中央交通（株） 五城目営業所 公益社団法人 秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。 3 緊急支援物資の輸送に関すること。
(一社) 秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 (公社) 秋田県看護協会 (一社) 秋田県薬剤師会 (一社) 秋田県歯科医師会 (一社) 男鹿市南秋田郡 歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。
(一財) 秋田県建築業協会 (井川町建設業協会)	1 災害時における公共施設の応急対応への協力に関すること。

第6節 活動体制計画

第1 計画の方針

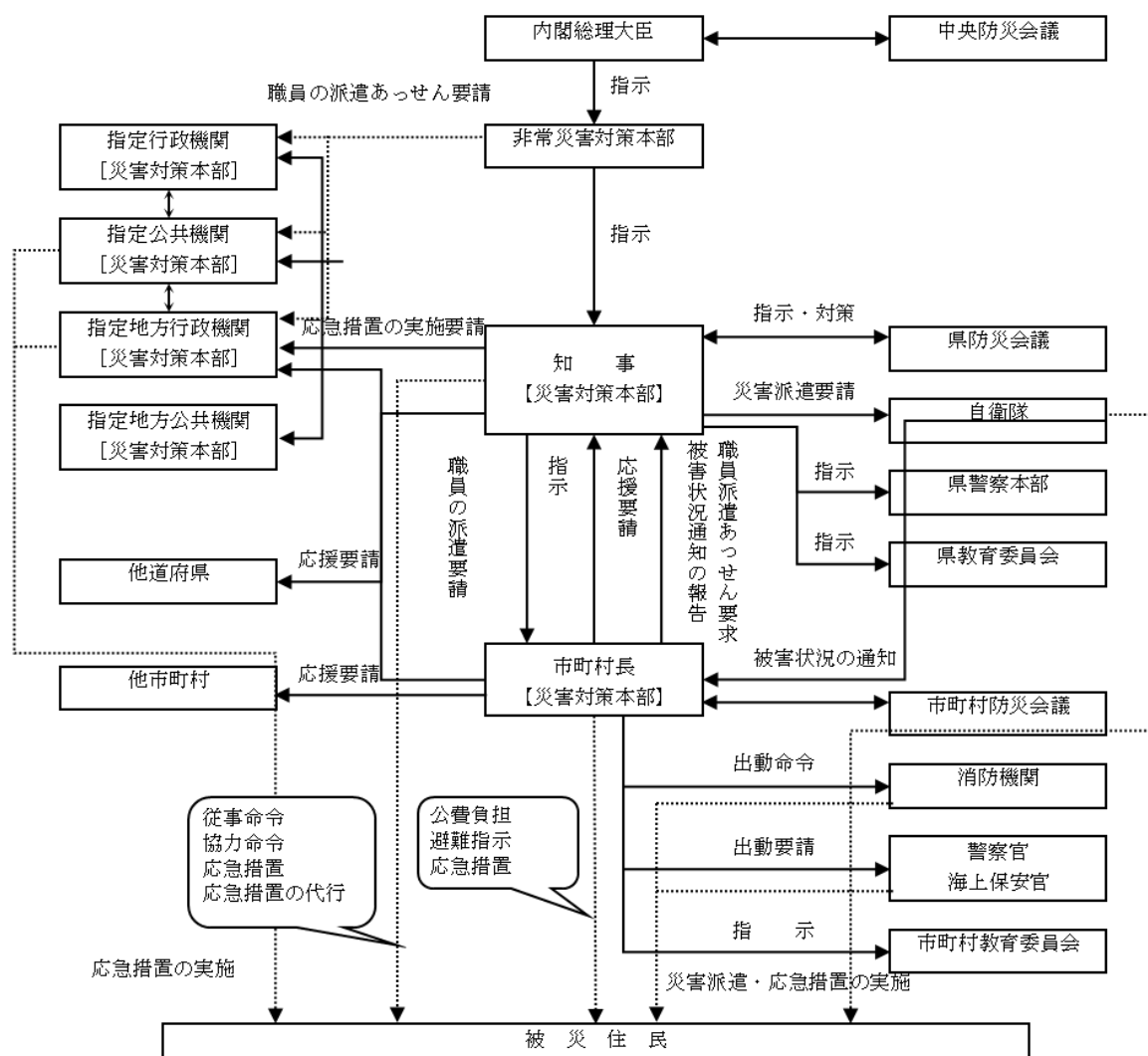
本町に台風や豪雨、地震などの災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、さらに鉄道などの事故災害が発生した場合、法令及び本計画で定める指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動及び災害応急対策を実施する。また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

なお、国が、現地において、関係省庁、県、市町村、ライフライン事業者等の代表者を集めた連絡会議や調整会議を開催する場合、県は、被災市町村等を通じて把握した被災地の状況や、防災対応の状況などについて共有を図るとともに、必要な調整を行うよう努めるものとする。

また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、町及び県は、必要となる連携に努めるものとする。

第2 防災活動体系

災害の発生後、又は発生のおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部の設置など必要な体制をとるものとする。防災のための体制図は、次のとおりとする。



第3 井川町災害対策本部等

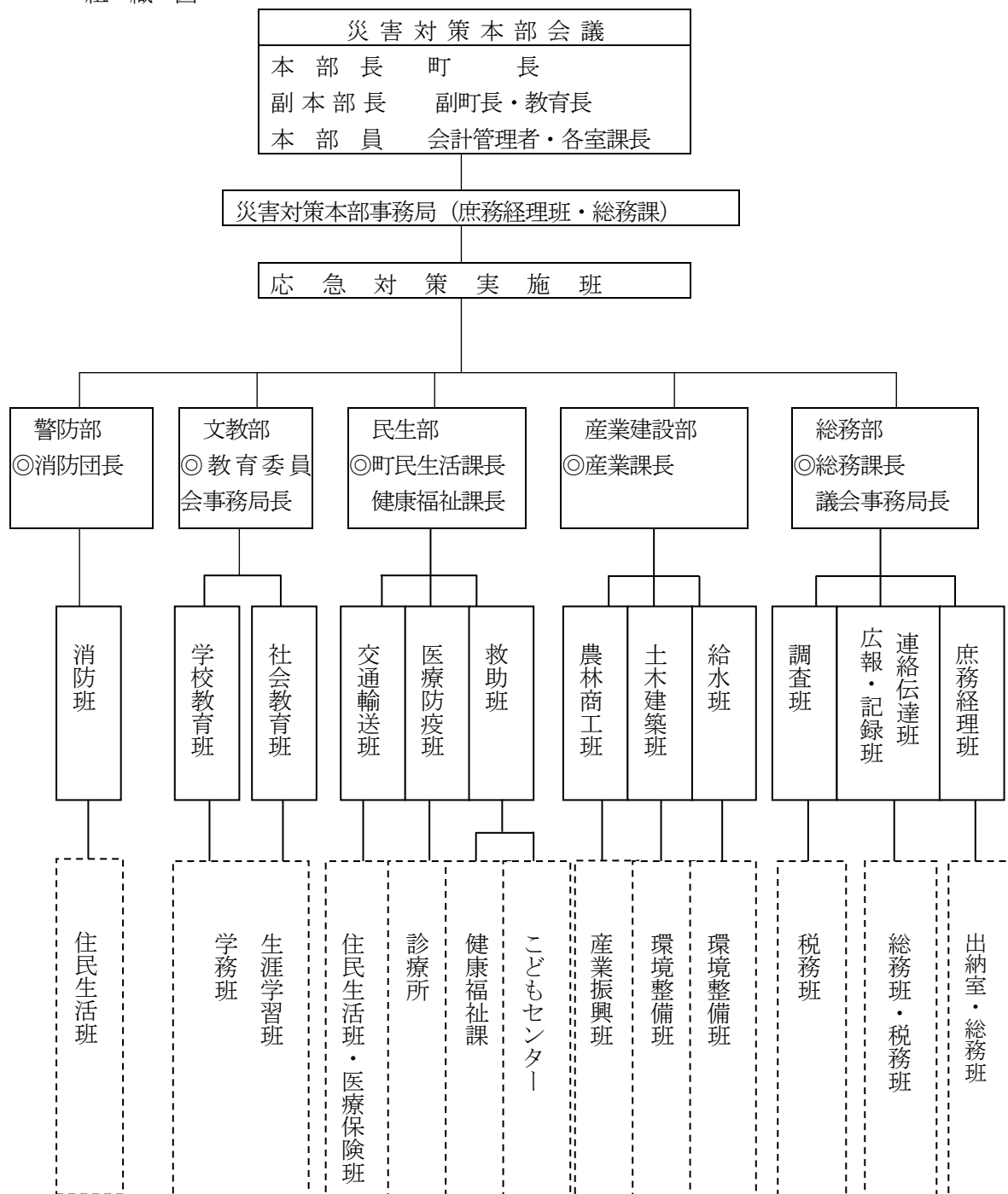
1 設置及び廃止基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次の基準に該当し必要があると認めたときは、災害対策本部等を設置する。また、その必要がなくなったときは廃止する。

名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
井川町災害 対策本部	役 場	1. 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 2. 災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合 3. 特別警報が発表され、町長が災害対策上必要と認めた場合 4. その他状況により、町長が必要と認めた場合	1. 災害情報の収集資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 関係機関との連絡調整 5. 災害予防及び災害応急対策の実施 6. 住民に対する広報	本部長：町長 副本部長：副町長・教育長 部員：全職員
井川町災害 警戒対策部	役 場	1. 相当規模の災害が発生し拡大するおそれがある場合で町長の指示に基づくもの 2. 災害防止のため、防災対策上特に必要と認めた場合 3. 特別警報が発表され、町長が災害対策上必要と認めた場合 4. その他状況により、町長が必要と認めた場合		部長：総務課長 部員：町民生活課長・健康福祉課長・産業課長・教育委員会事務局・町民生活課・健康福祉課・総務課・産業課・教育委員会・診療所の使命職員
井川町災害 警戒対策室	役 場	1. 暴風雨、大雨、大雪その他警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合 2. 局地的又は小規模災害が発生した場合 3. 災害防止のため、防災対策上特に必要と認めた場合 4. その他状況により、町長が必要と認めた場合	1. 警報の受理伝達 2. 災害情報の収集報告 3. 関係機関との連絡調整	室長：町民生活課長 室員：町民生活課・総務課・健康福祉課・産業課の指名職員

2 災害対策本部の構成及び事務分掌

組 織 図



※各班長には各課室長の課長補佐クラスの職員をあてる

第4 井川町災害対策本部業務分担表

部	班	業 務 内 容
本 部 長		災害対策本部を総括し指揮命令する。
副 本 部 長		本部長を補佐する。
総 務 部	庶務経理班	- 本部会議に関すること。 - 各部の総合連絡調整に関すること。 - 災害応急対策の立案に関すること。 - 応急公用負担に関すること。 - 避難の指示等に関すること。 - 警戒区域の設定に関すること。 - 県及び他市町村への応援要請等に関すること。 - 救助に関する人員及び物資の輸送に関すること。 - 災害予防及び応急対策に必要な人員及び資器材等の輸送に関すること。 - 車両等の調達に関すること。 - 災害に伴う予算経理に関すること。 - 義援金品に関すること。 - 補助・金融に関すること。 - 物件の損害保証に関すること。 - 調達物資の収納、保管及び配分に関すること。 - 災害時における町有物件の管理に関すること。 - 救助用食糧、衣類、寝具及び日用品等の斡旋に関すること。 - 公民館、分館の応急復旧対策に関すること。 - その他各班に属さないこと。
	連絡伝達班	- 関係機関の協力等の要請及び連絡に関すること。 - 要請及び非常召集に関すること。 - 動員及び陳情に関すること。 - 県災害対策本部との連絡に関すること。
	調 査 班	- 被害の状況調査及び確認に関すること。 - 被災者の調査把握に関すること。 - 住家被害認定調査、罹災証明書の発行に関すること。 - 危険区域の調査に関すること。 - その他災害予防の調査に関すること。
	広報・記録班	- 通信の確保に関すること。 - 被害報告及び情報の収集に関すること。 - 災害の記録及び広報に関すること。 - 報道機関との連絡に関すること。
産業建設部	給 水 班	- 飲料水の確保及び給水車両の調達に関すること。 - 災害に伴う水道施設の衛生維持に関すること。 - 水道施設関係の被害に関すること。 - 水道技術者及び従事者の確保に関すること。

部	班	業 務 内 容
	土木建築班	1. 土木関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 土木応急復旧用資材の確保に関すること 3. 交通の確保人命救助のための障害物除去に関すること。 4. 土木技術者、建築技術者の確保に関すること。 5. 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること。 6. 通行不能等、災害に伴う危険箇所の表示に関すること。 7. 住宅復旧建築の融資に関すること。 8. その他、土木建築全般に関すること。
	農林商工班	1. 農地、農業用施設の応急対策及び被害調査に関すること。 2. 農業肥料、農業、飼料の確保及び配分に関すること。 3. 農業被害の調査並びに施設等の復旧に関すること。 4. 農業被害拡大防止に関すること。 5. 畜産伝染病、予防対策並びに施設等の復旧に関すること。 6. 応急用米、副食物、調味料等の調達斡旋に関すること。 7. 林業関係の調査及び応急対策に関すること。 8. 商工関係施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。 9. 災害対策に要する資材物資の把握並びに調達に関すること。 10. その他農林商工全般に関すること。
民 生 部	救 助 班	1. 被災者の救助に関すること。 2. 避難、行方不明者の捜索救助に関すること。 3. 避難所及び収容所の設置に関すること。 4. 被災者の生活相談、援護に関すること。 5. 炊き出し、その他食品の給与に関すること。 6. 生活必需品等の給与に関すること。 7. 被災園児の救護に関すること。 8. その他救助全般に関すること。
	医療防疫班	1. 遺体処理に関すること。 2. 救急用医療品及び衛生、防疫器資材の調達配分に関すること。 3. 災害地における防疫並びに清掃に関すること。 4. 埋火葬及び慰霊に関すること。 5. 衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6. 医療班、救護所、傷病者の医療に関すること。 7. 検疫、医療機関等の連絡調整に関すること。 8. その他医療防疫全般に関すること。

部	班	業 務 内 容
	交通輸送班	1. 避難者及び傷病者の輸送に関すること。 2. 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関すること。 3. 援助物資の輸送に関すること。 4. へい獣、鳥獣の処理に関すること。 5. 応急及び復旧資器材の輸送に関すること。 6. 人員及び物資輸送車両の調達に関すること。 7. その他輸送全般に関すること。

文 教 部	社会教育班	1. 社会教育施設、環境改善センター、児童館、資料館の被害調査、応急復旧対策に關すること。 2. 体育館、武道館の被害調査並びに応急復旧対策に關すること。 3. スポーツセンター、球場、プール、運動広場等の被害調査並びに応急復旧対策に關すること。 4. 被災世帯の収容施設設備に關すること。
	学校教育班	1. 学校施設並びに附帯施設の被害調査、応急復旧対策に關すること。 2. 被災児童生徒の救護、及び応急教育に關すること。 3. 保健衛生並びに学校給食に關すること。 4. 学用品、教科書の調達配分に關すること。 5. 生徒の動員要請に關すること。
警 防 部	消 防 班	1. 災害の予防、警戒及び防御に關すること。 2. 警報指示及び指令の伝達に關すること。 3. 警防資器材の調達、輸送に關すること。 4. 住民の避難誘導に關すること。 5. 避難、行方不明者及び罹災者の救助、搜索、応援に關すること。 6. 消防応援要請に關すること。 7. その他消防活動全般に關すること。

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

町及び県は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第7節 職員の動員・派遣計画

第1 職員の動員

災害から住民の生命・身体及び財産を守るため、職員は災害発生時において、所掌業務の被害の把握と応急復旧対策に従事しなければならない。

職員の動員基準等は本節第2に、動員職員の指定は本節第3に指定する。

なお、動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

第2 動員参集基準等

1 地震発生時の参集

名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
井川町災害 対策本部 (第三次配備)	役 場 住 民 相談室	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 災害情報の収集資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 関係機関との連絡調整 5. 災害予防及び災害応急対策の実施 6. 住民に対する広報	本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 部員：全職員
井川町災害 警戒対策部 (第二次配備)	役 場 住 民 相談室	1. 震度5弱及び5強の地震が発生した場合 2. 特別警報が発表され、町長が災害対策上必要と認めた場合 3. その他町長が必要と認めた場合		部長：総務課長 部員：各所属長、各課指名職員
井川町災害 警戒対策室 (第一次配備)	役 場 町 民 生活課	1. 震度4の地震が発生した場合 2. その他町長が必要と認めた場合	1. 災害情報の収集資料の作成 2. 関連機関との連絡調整	室長：町民生活課長 室員：町民生活課・総務課・健康福祉課・産業課の指名職員

2 風水雪害時の参集

名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
井川町災害 対策本部 (第三次配備)	役 場 住 民 相談室	1. 住民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は拡大するおそれがある場合 2. 災害救助法を適用する程度の被害が発生した場合 3. その他町長が必要と認めた場合	1. 災害情報の収集資料の作成 2. 指示事項の伝達 3. 防災会議との連絡 4. 関係機関との連絡調整 5. 災害予防及び災害応急対策の実施	本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 部員：全職員

井川町災害 警戒対策部 (第二次配備)	役 場 住民相談室	1. 相当規模の災害が発生し拡大するおそれがある場合で町長の指示に基づくもの 2. 特別警報が発表され、町長が災害対策上必要と認めた場合 3. 施田水位観測所の水位が150cm以上でさらに上昇している場合 4. その他町長が必要と認めた場合	6. 住民に対する広報	部長：総務課長 部員：各所属長、各課指名職員
井川町災害 警戒対策室 (第一次配備)	役 場 町民生活課	1. 暴風、大雨、大雪その他警報が発表され、災害が発生するおそれがある場合 2. 局地的又は小規模災害が発生した場合 3. 施田水位観測所の水位が100cm以上でさらに上昇している場合。 4. その他町長が必要と認めた場合	1. 警報の受理伝達 2. 災害情報の収集報告 3. 関係機関との連絡調整	室長：町民生活課長 室員：町民生活課・総務課・健康福祉課・産業課の指名職員

第3 動員職員の指定

動員職員は、所属長があらかじめ指定しておくものとする。

同表の動員数については、過去の災害動員実績等を参考に算出したものであり、所属長は、運用に当たっては、災害の種類、被災状況、被害の拡大予測などの情勢分析結果を踏まえ、予測される災害対策業務量に対応できる員数と交代要員を配慮した動員をしなければならない。

第4 職員の派遣

1 派遣の要請及びあっせん

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 町長及び知事は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認める時は、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

2 派遣要請手続

派遣要請は文書をもって行う。

3 派遣要請の内容

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

4 身分取扱い等

- (1) 派遣先に分属され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料・諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての性格の強いものは派遣先で負担する。

第5 体制の整備

町、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。

また、併せて、町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援するものとする。

第8節 井川町の概要及び一般災害

第1 自然的環境

1 位置及び面積

本町は秋田県のほぼ中央にあり、東西14Km南北4Kmと細長く総面積は47.95Km²である。町の中心部は東経140度5分4秒、北緯39度54分43秒に位置し、県都秋田市へは約25Kmの近距離にある。隣接行政区との関係では、北は五城目町、南は潟上市（旧飯田川町・昭和町）と境し、東南の一部は秋田市、西は八郎湖に面している。

2 地勢及び地質

町の中央部を流れる井川は、源を出羽丘陵に発して本町の平坦部を東から西に貫流し途中町内の小河川を集合しながら町域を南北に二分して八郎潟残存湖に注ぎ、流域に平坦で肥沃な耕地を展開している。また、山地の東端に位置する俎山（標高721.8m）は、町内はもとより遠くは日本海をはじめ、秋田市、男鹿半島、北秋・山本地方まで一望のうちにおさめる眺望の地である。

地形は、八郎湖周辺の低地と丘陵地域（標高ほぼ200m以下）、山地（標高ほぼ200m以上）に分けられ、八郎湖周辺低地から東方内陸部に向かうにしたがい順次高度を増し、平地及び緩傾斜地が80%を占めている。

地質は、今から約2,600万年の新生代新第3紀以後最も新しい地質時代である第4紀までの堆積岩、堆積物それに火成岩類から構成され、八郎湖周辺の低地と井川流域の平坦地が沖積平野堆積物、丘陵地が堆積岩や段丘堆積物、山地が俎山火山岩類と称される安山岩の熔岩と火山破屑岩からなり、また、土壌は灰褐色土、グライ土及び黄褐色土からなり一般に植物の成育に適している。

3 気候

気候は裏日本型で、冬はアジア大陸、夏は太平洋の気圧の消長によって天候が支配される。とくに本

町は東西に細長く東部は山地、西部は平野部であることから、平均気温、積雪量等に地域的な差異がみられるが、秋田地方気象台五城目観測所の観測による気候状況は次表のとおりである。

○気候の状況

年 月	平 均 気 温 (℃)			降 水 量 合 計	最深積雪 (c)	備 考
	日 最 低	日 最 高	平 均			
平成20年	7.4	16.3	11.6	1,40	42	
平成21年	6.9	15.9	11.2	1,79	40	
平成22年	7.8	16.2	11.7	1,18	32	
平成23年	7.0	15.6	11.1	1,98	63	
平成24年	7.1	15.9	11.3	1,59	83	
平成25年	7.0	15.7	11.0	2,03	119	
平成26年	6.9	15.9	11.0	1,92	56	
平成27年	7.4	16.7	11.7	1,43	78	
平成28年	7.2	16.3	11.5	1,67	18	
平成29年	6.9	15.4	10.9	2,13	73	
平成30年	7.3	16.1	11.5	1,88	38	
令和元年	7.3	16.8	11.8	1,47	26	

(資料：秋田地方気象台)

第2 社会的条件

1 人 口

本町の人口は、令和2年国勢調査確定値において4,566人となっているが、昭和30年代から減少傾向を示している。

また、65才以上の高齢者の割合は全国平均より高く43.5%となっており、人口の高齢化が進んでいる。

2 産業構造

産業別就業人口の構成比は令和2年国勢調査では、第一次産業245人、第二次産業570人、第三次産業1,365人となっており、全ての産業で減少傾向となっている。

3 土地利用の状況

本町の土地利用の現状において山林、原野が全体の55.6%を占めている。具体的には町土総面積47.95Km²のうち山林、原野が26.68Km² (55.6%)、農用地13.00Km² (27.1%)、宅地2.04Km² (4.2%)、その他6.23Km² (12.9%) となっている。

4 交 通

本町は現在、マイカーで県都秋田市中心部まで所要時間約40分であるが、秋田自動車道の整備によって所要時間約20分で行けるようになった。

新潟市を起点とする国道7号が、本町の西側平坦地帯を、また、本町に隣接している潟上市飯田川の東側を起点とする国道285号が本町のやや中央部をそれぞれ南北に走っており、いわば県中央部や県北部への交通の要衝として重要な役割を担っている。さらに日本海沿岸東北自動車道が、本町の大野地・八幡・大倉・小泉・新聞町内の各地内を通過し、能代方面に整備されている。加えて秋田中央地区広域農道が整備され、国道285号線のバイパスの役割を果たしており、交通の要衝としての機能が一層充実してきている。

こうしたことから、本町は広域県都圏においては勿論のこと、県北広域圏との人的交流や物流の拠点としての役割を果たすことが十分可能である。

第3 既往の一般災害

災害は自然災害と人的災害に分けられるが、本町の過去における自然災害を見ると、その規模、被害において、集中豪雨、台風、地震等が大きい。

人的災害としては火災があげられるが、消防組織の強化と町民の防火意識の高揚で被害を最小限にとどめている。

○過去の主な災害

- 昭和51年4月29日 上井河農業協同組合火災 焼失面積660㎡ 被害総額98,700千円
- 昭和52年7月14日 井川町役場北側庁舎火災 焼失面積582㎡ 被害総額22,450千円
- 昭和56年7月6日 秋白ドライブイン火災
- 昭和55年7月～ 低温による水稻の減収
- 昭和56年8月23日 台風15号による農作物被害
- 昭和57年2月14日 坂本町内住宅火災により全焼
- 昭和57年9月4日 坂本町内製材所火災により全焼
- 昭和58年5月26日 日本海中部地震
死者1名（津波により能代港沖にて）、住宅全壊12棟、住宅半壊38棟、住宅一部破損27棟、非住家被害13棟、田流失1.4㍏、冠水48㍏、道路被害19箇所、河川1箇所、橋梁3箇所、水道被害49箇所 被害総額 1,367,165千円
- 昭和61年3月7日 仲台町内住宅火災により住家全焼
- 昭和62年1月11日 新屋敷及び小今戸町内竜巻発生
- 昭和62年3月5日 井内製材所火災により全焼
- 昭和63年2月26日 羽立町内住宅火災により全焼
- 昭和63年7月17日 井内町内住宅火災により全焼、死者1名
- 平成元年7月27日 北日本ボード工業火災
- 平成元年11月4日 小泉町内住宅火災により全焼 死者1名
- 平成元年12月13日 門間工業事務所火災により全焼
- 平成2年2月7日 田中町内住宅火災により全焼
- 平成3年8月20日 羽立町内住宅火災により半焼
- 平成3年9月28日 台風19号による風害
負傷者1名、住宅半壊4棟、住宅一部破損149棟、非住家一部破損257棟、その他7棟、水道被害125棟、停電1,583棟 被害総額 238,560千円に及ぶ
- 平成4年11月19日 八郎潟湖にて水難死亡事故（町内の男性）
- 平成4年12月6日 仲台町内にて住宅火災
- 平成5年3月20日 小今戸町内にて住宅火災
- 平成5年3月28日 大野地町内にて原野火災
- 平成5年4月21日 井内菅生沢地区にて山林火災
- 平成5年8月22日 大雨による井川（寺沢地区）洪水
- 平成6年4月22日 寺沢町内にて原野火災
- 平成6年9月26日 新屋敷町内にて住宅火災
- 平成7年4月6日 新聞町内にて住宅火災

- 平成7年4月21日 大台町内にて山林火災
- 平成7年5月28日 今戸町内にて作業場火災
- 平成7年6月7日 飛塚町内にて作業場火災
- 平成9年4月21日 仲台町内にて林野火災
- 平成9年9月8日 今戸町内にて車両火災
- 平成10年6月27日 大雨による八幡地区水害
- 平成10年8月28日 大雨による寺沢地区水害警戒・八幡地区水害
- 平成11年9月8日 大雨による寺沢地区水害
- 平成11年9月15日 仲台町内にて作業小屋火災
- 平成15年5月5日 井内町内にて山林火災
- 平成16年8月15日 井川西部第5排水機場にて車両火災
- 平成16年8月20日 台風15号 塩害の被害あり
- 平成17年5月16日 井内字森合地内で遭難
- 平成17年12月～2月 平成18年豪雪 住宅一部破損7棟、非住家一部破損4棟、同左全壊9棟、ビニールハウス全壊11棟、同左半壊5棟、除雪依頼97件
- 平成18年5月21日 寺沢町内にて住宅2棟・非住家2棟火災
- 平成19年9月17日 大雨による被害 床下浸水2棟、通行止め3箇所
- 平成20年4月20日 綱木沢町内にて原野火災
- 平成20年10月15日 赤沢町内にて原野火災
- 平成21年7月18日 大雨による被害 県道北の又井川線の井内地区土砂崩れで土のう1600袋
- 平成22年7月10日 大雨による大麦地区被害 床下浸水2棟
- 平成23年1月15日 海老沢町内住宅火災により全焼 死者2名（うち殉職消防団員1名）
- 平成23年3月11日 東日本大震災による被害あり 長期間の停電
- 平成23年7月28日 大雨による街道・坂本地区被害 床下被害2棟
- 平成23年11月21日 今戸町内住宅火災により全焼
- 平成24年1月16日 館岡町内住宅火災により全焼 死者1名
- 平成24年4月3日 爆弾低気圧による強風のため特別警戒 住宅一部破損31棟、非住家被害3棟、停電1,250棟、水道断水50棟。農業施設等被害79箇所 被害総額69,284千円
- 平成24年12月12日 大台町内にて住宅火災
- 平成24年12月18日 新聞町内にて住宅火災
- 平成25年7月5・12日 大雨による警戒
- 平成25年9月16日 台風18号による寺沢・街道地区町内各地で水害 床上浸水3棟、床下浸水7棟、道路被害11箇所、河川被害10箇所 被害総額93,508千円
- 平成25年9月22日 南台にて原野火災
- 平成26年3月11日 大倉町内住宅火災により全焼 死者1名
- 平成26年4月21日 新屋敷町内にて作業場火災
- 平成26年7月19日 羽立町内にて作業場火災
- 平成27年7月4日 八田大倉字鳥木沢地内にて車両火災 死者1名
- 平成29年4月19日 強風被害 住宅破損3棟、非住家被害9棟、怪我人1名
- 平成29年7月16日 大雨被害 町道冠水1箇所、県道斜面一部崩落
- 平成29年7月22日～23日 大雨被害 町道冠水5箇所 綱木沢斜面一部崩落、床下浸水1棟
- 平成29年8月25日 大雨による被害 町道冠水4箇所 非住家10棟浸水
- 平成29年9月18日 台風18号特別警戒
- 平成30年3月5日 強風被害 非住家1棟
- 平成30年5月18日 大雨被害 住家床上浸水4棟 床下浸水多数

- 平成30年9月4日～5日 台風21号被害 住家被害6棟、非住家被害5棟
- 平成30年9月22日 館岡町内にて衣服に着火し救急搬送 死者1名
- 平成30年10月5日 台風25号 倒木2件、非住家倒壊2棟
- 平成31年1月31日 強風被害 住家破損1棟
- 令和2年3月21日 強風被害 住家破損1棟
- 令和4年8月 大雨被害 床上浸水1棟

第9節 災害想定

本町の場合、地理的、気象条件のほか、数年に一度、豪雨、豪雪、暴風、洪水等の災害に見舞われていることから、今後これらによる大災害、すなわち災害救助法を適用するような災害、または同法を適用するに至らないまでも、これに準じる程度の災害は十分に予想される。

本町における地勢、地質、気象等の自然条件及び社会的条件並びに過去における各種の災害発生時期を勘案し、本計画にかけ一般災害（※）の想定を次のとおりとする。

※災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち、地震を除いた災害をいう。

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、津波、噴火、大規模火災、爆発、中でも過去の災害履歴や最近の気象状況等から判断すると、次のような災害発生の可能性が高い。

- 1 全町にわたる豪雨災害
 - (1) 住家・非住家への浸水、損壊
 - (2) 農業施設への浸水、損壊
 - (3) 交通網の遮断（集落の孤立化）
- 2 全町にわたる暴風災害
 - (1) 住家・非住家の破損
 - (2) 農業施設の破損
 - (3) 倒木や落果による森林・果樹災害

第10節 防災対策の推進計画

災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、県、町及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、災害に強い住宅、教育及び医療等の公共施設、ライフライン機能の安全確保を図る。

さらには、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するための関係機関相互の連携協力、また、被災者支援対策として、障害者・高齢者・乳幼児等の災害時要配慮者や女性の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれらの諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努める。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に対する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

第2編 一般災害対策

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及・啓発計画

(総務課・町民生活課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」ことが防災の基本であり、町民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に備えと心がけが重要である。

町及び防災関係機関による各種防災対策や、地域コミュニティ団体等の参加による訓練・防災活動並びに企業等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものであり、平時から町民参加の体験防災イベントや、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を含む各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応などの普及活動に努める。加えて、指定避難所や仮設住宅等において被災者や支援者が性暴力やDVの被害者にも加害者にもならないための防災知識の普及啓発を図るほか、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実の後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、台風や豪雨等の被災事例や災害の発生メカニズムなど基礎知識の説明に止まるものが多いが、最も重要な知識は、自らが被災者となった場合の避難生活及び生活支援に関することであり、被災者の視点から捉えることが大切である。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、災害発生時に安全な場所へ避難する等、災害時の一連の行動を取る際に支援を要する方々で、高齢者を始め様々な様態の方がおり、様態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

2 避難者のプライバシー

災害時に開設される避難所の多くは公共施設であり、災害発生時に間仕切りを設置するなど避難者のプライバシー保護に努めるほか、これを住民への知識として定着させるための啓発活動が必要である。

3 様々な視点から捉えた支援

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分考慮して災害時に活動するよう防災知識の普及啓発に努める。

第3 防災関係職員に対する防災教育

防災業務に従事する防災関係職員は、災害の発生時に計画実行上の主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求される。このため、町及び関係機関は、職員に対しこれらの知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育実施研修並びに訓練などについて専門家（風水害においては気象アドバイザー等）等の知見の活用に努めながら、計画的に実施し、今後一層の資質の向上に努めるものとする。

1 対 策

（1）教育の方針

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 視察、現地調査等の実施及び災害教訓の収集、整理、保存の実施
- ウ 防災訓練の実施と各種防災訓練への積極的参加の促進
- エ 防災活動のマニュアル等印刷物の配布
- オ 職員の参加による業務継続計画（BCP）作成の努力

（2）教育の内容

- ア 県、町地域防災計画の概要（災害対策本部等の役割分担）
- イ 防災関係法令の運用
- ウ 地域災害の現状と課題
- エ 防災知識と技術及び災害教訓の伝承
- オ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- カ 各種防災情報システムの操作方法等
- キ その他必要事項

第4 地域住民等に対する防災教育

災害の防止及び被害を軽減するため、町民一人ひとりの防災意識を高めることが極めて重要である。この認識に立って、次の行事などを通じて地域住民に対し、防災意識の高揚と防災知識の普及を図る。

1 実施機関

項 目	名 称	実施期間
雪害予防に関するもの		12月～翌年3月
	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
風水害予防に関するもの		6月～9月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4月第1日曜日～1週間
	秋季火災予防運動	11月第1日曜日～1週間
	山火事予防運動	4月1日～5月31日
	文化財予防デー	1月26日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5月1日～5月31日
	水難事故防止強調運動	7月1日～8月31日
防災一般	県民防災の日	5月26日
	県民防災意識高揚強調週間	5月20日～5月26日
	危険物安全週間	6月第2日曜日～1週間
	国民安全の日	7月1日
	防災の日	9月1日
	防災週間	8月30日～9月5日
	津波防災の日	11月5日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災ボランティア週間	1月15日～1月21日

2 普及方法・内容

- (1) 防災意識の普及啓発活動
- (2) 井川町地域防災計画の説明・解説
- (3) 災害教訓の収集・整理・保存
- (4) ハザードマップの作成
- (5) パンフレット・リーフレット等の作成
- (6) 広報・有線放送での広報活動
- (7) インターネットを活用した情報発信

※防災知識の普及に当たっては、次の内容を盛り込むよう努める。

- ・避難情報の理解促進
- ・警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時取るべき行動
- ・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険度の認識やタイミングを逸しない適切

な行動（正常性バイアス等に係る知識も含む）

- ・ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等の避難場所と避難経路等の確認
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時取るべき行動、避難場所や避難所での行動
- ・ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

第5 教育機関における防災教育

防災知識の普及については、学校等において計画的に実施しており、特に予防措置、避難方法などについては、幼児児童生徒の発達段階及び地域の実態に応じ、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。また、町及び県は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（1）学校防災体制の見直し

校長等施設管理者は、年度始めに災害時における児童・生徒の避難・誘導等の危機管理マニュアル・学校安全計画等を作成し、必要に応じて見直しを行う。

（2）防災指導の充実

ア 防災知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施する。特に、避難訓練・消火訓練・野外活動時の不測の事態に備えた対処のしかた等事前指導の徹底に努める。

イ 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図る。特に出火防止・初期消火・避難等災害時における行動力、指導力を向上させる。また、緊急時に対処し得る自衛防災体制を強化する。

ウ 地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体を通じた系統的、計画的な防災教育を推進する。

（3）教育委員会の取組

ア 学校訪問等により、学校防災体制の確認と助言を行う。

イ 学校での指導の際に活用する副読本や学習参考資料を提供する。

（4）防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全教職員の共通理解と児童・生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果を収めるよう努める。

イ 防災訓練は、学校の種別、規模等実情に応じ毎年3回程度実施する。

ウ 防災訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

(5) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設・設備・器具・用具等について定期的に点検を実施し、常に使用できるように整備する。特に、ガス等露出配管部分については、安全点検の見直しを実施する。

(6) 連絡通報組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急連絡網等を整備する。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施し、資質の向上に努める。

(1) 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察をし、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等について指導する。

(2) 講習会、研究会等の実施

- ア 防火管理者に対しては、講習会、研究会、連絡会等を通じ、その職務を自覚させる。
- イ 事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。

(3) 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布する。

第7 企業における防災教育・役割

企業は、災害時においてその役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画等の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努める必要がある。

町及び県は、防災意識高揚並びに防災力向上を図るための、防災に関する取組の評価などを行うとともに、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

第8 地域コミュニティにおける防災教育の普及促進

町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において、防災リーダーに育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るよう努める。

第9 防災に関する意識調査

住民等の防災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要である。

住民等の防災意識調査、自主防災組織等からの意見聴取など、必要に応じ適時実施する。

第2節 自主防災組織等の育成計画

(総務課・町民生活課・消防団)

第1 計画の方針

防災の基本は自分の身体、生命及び財産は自分で守ることである。町民はこの基本を自覚し、平時より災害に対する備えを心掛けておくことは重要である。特に災害発生直後における人命の救助・救急、初期消火活動などについては、消防や警察などの到着を待たずに自主防災組織などの地域コミュニティ団体の協力による救出・救助活動の成果が阪神淡路大震災や新潟県中越地震で実証されている。

このため、町は県と協力し、災害時における地域住民による相互扶助の重要性について、研修会や訓練等の機会を通じ防災意識の高揚を図り、自主防災組織の形成を図る。また、既存組織の形骸化防止のため、研修等あらゆる機会を捉え啓発活動を行う。

第2 地域住民等の自主防災組織

自主防災組織は、組織自らが作成する防災計画や町地域防災計画について、防災訓練や研修会などを通じ習熟と検証に努める。

また、防災活動に限らず、平時の活動についても創意工夫を凝らし、自主防災組織の形骸化防止に努める。

なお、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

各町内会自主防災組織結成状況は「資料編 第7節自主防災組織等の構成」参照

1 対 策

(1) 組織づくり

ア 町内会に防災に関する活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体等地域で活動している各種団体等組織を活用し、自主防災組織として育成する。

エ 児童、生徒等の活動を助長させ、将来の自主防災活動の素地を養成する。

(2) 活動の活性化

- ア 計画的にリーダー研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。
- イ 防災用資器材等の整備を図る。
- ウ 自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努める。
- エ 自主防災組織が行う主な活動は次のとおりとし、その活性化を図る。

・平常時

- ① 情報の収集伝達体制の確立
- ② 火気使用設備及び器具等の点検
- ③ 防災用資器材等の備蓄及び管理
- ④ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ⑤ 地域の災害時要配慮者の把握
- ⑥ 町内の安全点検の実施
- ⑦ 避難路、方法、指定緊急避難場所の確認

・災害発生時

- ① 初期消火の実施
- ② 被害状況等の収集・報告・命令指示等の伝達
- ③ 救出救護の実施及び協力
- ④ 避難誘導の実施
- ⑤ 炊き出し及び救護物資の配分に対する協力

オ 自主防災組織への支援

- ① 資機材の貸与

町は自主防災組織に対し、救助・炊き出し等に活用する資機材を貸与する。

- ② 教育・訓練

町・消防本部は、リーダーの育成、訓練の指導・助言等の支援を行う。

- ③ 地区防災計画の支援

町は地区防災計画の作成を支援する。

第3 事業所等

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

1 対策

- (1) 特定事業所に対し、自衛消防組織等の充実を図る。
- (2) ガス取扱事業所に対し、協会を通じ自主保安体制の充実強化を図る。
- (3) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対し、実態に即した防災計画の作成について指導助言する。

- (4) 防災管理者、危険物取扱者等防災上責任を有する者に対し、講習会等の実施により資質の向上を図る。
- (5) 各事業所に対し、計画的に査察を行い現場に即した指導を行う。

第4 消防団員の育成と退職者との連携

消防団員やその退職者の専門知識と豊富な経験は、自主防災組織の結成に関するノウハウ、また活動面における豊富な実践経験があり、町は、消防団員の育成とこれらの実績を踏まえ消防団員及び退職者との連携を図ることが重要である。

第3節 防災訓練計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

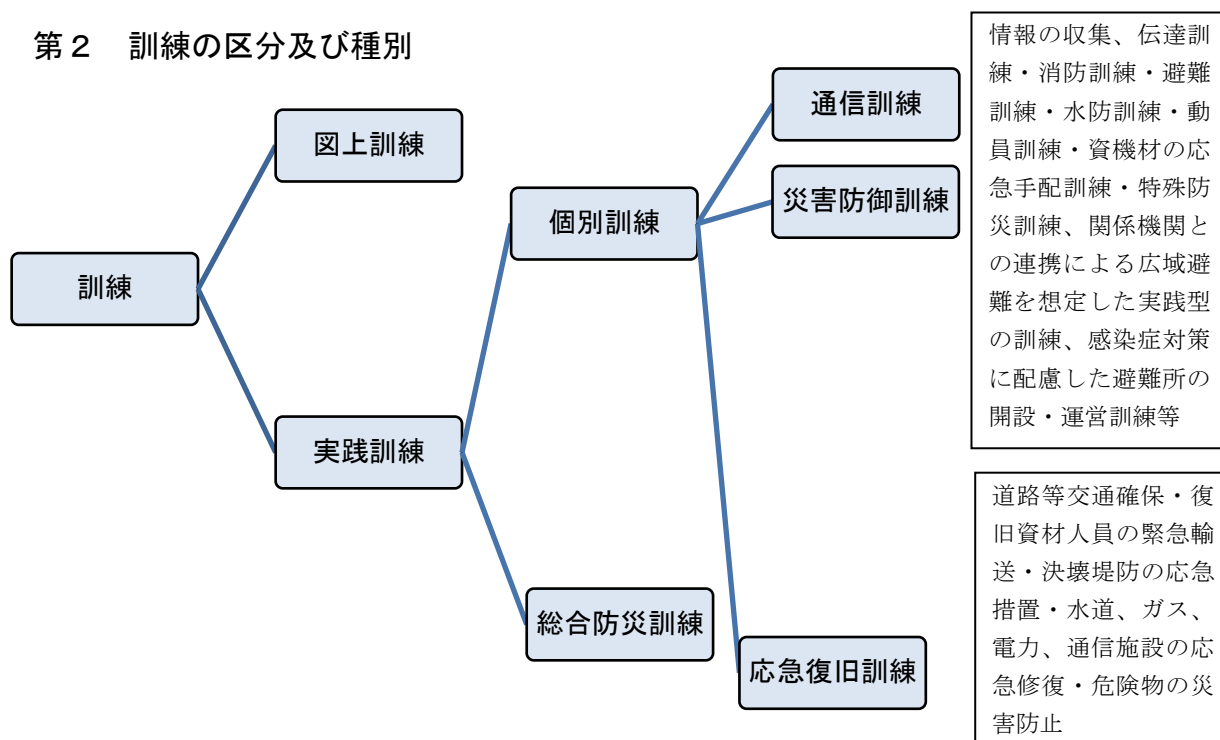
第1 計画の方針

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。

実施に当たっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、こどもセンター、井川義務教育学校や、企業、自主防災組織等と連携し、女性も参画した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的を実施する。

また、訓練において、特定の活動（炊き出し等）が性別や年齢等により役割の固定化することがないようにする。

第2 訓練の区分及び種別



第3 井川町個別訓練計画表

区 分	実施主体	実施時間	実施場所	実 施 方 法
消防訓練	消 防 署 消 防 団	火災予防 運動期間	浜 井 川 グラウンド	図上又は実践訓練、必要に応じて避難など他の訓練と並行して実施する。
水防訓練	消 防 団	入 梅 前	雄物川河川敷 (秋田市)	図上又は実施訓練、必要に応じ国及び県と合同で実施する。

第4 井川町の総合防災訓練

1 現 況

近年は、5月26日（県民防災の日）を目標に町の防災機関の協力を得ながら、現地において消火訓練や情報の伝達、並びに広報訓練を中心に実施している。

2 計画の目的

震度6～7の地震が発生したことを想定し、町、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効ある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上、住民の防災意識の高揚等を図る。

3 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について実施要綱を定め実施する。

（1）実施時期及び場所

原則として、防災の日や防災週間又はその前後に時期を設定し、その都度開催場所を定め、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

（2）参加機関

- ア 指定地方行政機関等
- イ 井川町
- ウ 自主防災組織
- エ 住民

（3）主な訓練項目

- ア 地震情報伝達訓練
- イ 通信・広報訓練
- ウ 交通規制訓練
- エ 避難誘導訓練

- オ 救出・救護訓練
- カ 消火訓練
- キ 応急復旧訓練
- ク 災害対策本部設置等

(4) その他

県主催の防災訓練、関係機関等が主催する防災訓練、市町村共同による防災訓練、その他必要に応じた防災訓練にも積極的に参加する。

第5 訓練実施要綱

訓練の実施に当たっては、その都度具体的な実施要綱を作成し、訓練の効果的実施と成果の向上を図る。

第6 安全管理

訓練実施要綱の作成に当たっては、訓練参加者の安全について十分留意する必要がある。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、町及び防災関係機関における迅速な初動体制や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報を一元的に把握し、共有することが出来る体制の整備、防災情報通信施設の被災防止対策と維持管理の徹底を図り、職員に対しては防災情報通信機器の操作研修、訓練等を計画的に実施する。

第2 情報収集・伝達体制

1 職員の動員

災害が発生した場合には、町及び防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して積極的に自ら職員を動員して情報の収集にあたる。

2 体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化と、伝達できる体制の確立に努める。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (3) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等など多様な情報収集手段を活用

できる体制整備を図る。

(4) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、県総合防災情報システム、町の有線放送、情報集約配信システム、衛星防災無線など、あらゆる情報通信手段を活用し被害情報等の収集及び伝達に努めるものとする。

(5) 衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。

(6) 災害時に安否不明者（行方不明者）及び死者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(7) 障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

加えて、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、町は、秋田県が設置した震度計等観測機器の維持管理に努めるものとする。

第3 情報の共有化

町、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の共有システム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約できるよう努めるものとする。

第4 通信施設の耐震化等

1 バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努める。

2 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、無停電電源装置・自家発電設備等の整備をし、常に十分な燃料確保と定期的な点検等による品質の保持に努める。また、浸水等により停止しないよう、浸水対策を施すものとする。

第5 収集した情報の分析整理等

収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、被害情報の収集や関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索できるよう、最新の情報通信関係技術の導入や、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、平常時より防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに活かすものとする。

第5節 避難計画

(総務課・町民生活課・健康福祉課)

第1 計画の方針

大雨・洪水・豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時などを想定し、避難場所、避難所及び避難経路を定め、これを自主防災組織等において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。

第2 指定緊急避難場所・指定避難所（指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所）

過去の災害や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などを踏まえ、避難者が避難生活を送るうえで必要十分な指定避難所を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知を図る。加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページや有線放送等の多様な手段の整備に努める。

また、指定緊急避難場所等に避難したホームレスについては、住民票の有無に関わらず、適切に受け入れるものとし、地域の実情や他の避難者の心情などについて勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定めるよう努めるものとする。

※指定避難所・避難所の一覧は「資料編第6」参照

第3 指定緊急避難所等の指定

1 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水、風水害などの異常な現象の種別毎に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所であり、災害種別に応じて指定がなされ、避難の際に災害に適した指定緊急避難場所を避難先の選択しにすべきことについて、住民へ周知徹底に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う

べきことについて、住民への周知徹底に努めるものとする。

[留意事項]

町は、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備や、電力容量の拡大に努める。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努めるものとする。併せて、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。加えて、停電時において、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。また、特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

[留意事項]

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3 指定避難所の運営管理

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等の普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、町民生活課と健康福祉課が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 避難路

各種災害の特徴等を踏まえ、災害で被災せずに、迅速かつ安全に避難できる道路等を指定する。

5 指定緊急避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、指定緊急避難場所等の環境整備を図る。

- (1)非常用電源の配置とその燃料の備蓄
- (2)医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備
- (3)冷房器具等の整備
- (4)毛布、暖房器具等の整備
- (5)プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境整備

6 避難の長期化に対応した施設整備

- (1)給水体制と資機材の整備
 - ①必要とする最小限の飲料水を確保
 - ②仮設トイレ及び入浴施設など最小限の生活を営むために必要な生活用水を確保する。
 - ③消毒剤、脱臭剤、殺虫剤等衛生用品の確保と調達体制の整備を図る。

7 指定緊急避難場所等の周知徹底

- (1)指定緊急避難場所等に標識を設置する。
- (2)町広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知させる。
- (3)訓練等を通じて現場を確認させる。

第4 発令基準の設定

町は、国の「避難情報に関するガイドライン」や県の「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、災害種別ごとに高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の具体的な発令基準を設定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について住民に周知する。また、災害が発生する危険性が高くなっている地域に対して、避難指示等を適切に発令することができるよう、具体的な発令範囲についてもあらかじめ設定するよう努める。

第5 避難情報の判断基準

町長は、発生した災害、又は発生が予測される災害の規模等をもとに、迅速で安全な住民の避難又は避難誘導を確保するため、次の避難行動を決定し通知する。

なお、国では、高齢者等の避難の実効性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正し、令和3年5月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、町は、確実に住民等に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な対策を講じ、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（1）高齢者等避難

「高齢者等避難」は、避難指示の決定・通知に先立ち、避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して早めの避難行動を促進するとともに、高齢者以外の方々へも必要に応じた普段の行動の見合わせの開始や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するために提供する。

なお、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

（2）避難指示

「避難指示」は、災害発生の危険性が著しく高い、又は既に発生している災害が拡大することが予想され、避難を要すると判断したときなど、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民等に対し、指定緊急避難場所又は指定避難所への避難を促すために通知する。

（3）緊急安全確保

避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(4) 避難指示等の解除

避難等の必要がなくなった時、避難指示等の解除を通知する。

(5) その他

町は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。

第6 避難情報に付する事項

- (1) 避難の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等）
- (2) 避難対象地域、又は地区の範囲
- (3) 避難開始・解除時刻
- (4) 避難誘導、避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の指定など

第7 避難伝達体制の確立

- (1) 避難伝達責任者を指名するとともに、町内会等の相識を活用し、伝達系統を整備する。
- (2) 伝達の手段及び伝達のための資器材を整備する。

第8 避難者の優先順位の設定

避難の順位は避難行動要支援者を優先するが、避難者の状況を的確に判断し、緊急を要する者から順に避難するものとする。

第9 帰宅困難者支援

- (1) 帰宅困難者となった場合の安否確認方法等について、平時から広報に努める。
- (2) 帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の確保に努める。

第10 男女共同参画の多様な視点を取り入れた体制の整備

町の総務課は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における総務課と男女共同参画拠点施設の役割について、町民生活課、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、災害時には男女共同参画の多様な視点から、避難所等との間における連絡調整を行うため、あらかじめ、その体制の調整に努めるものとする。

第11 感染症の自宅療養者の避難確保

県（保健所）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、県及び市町村の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行い、避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行

うとともに、必要に応じて避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。

第12 避難所開設・運営体制の整備

1 避難所開設・運営マニュアルの整備

町は、避難所の開設・運営マニュアルを作成し、公表に努める。マニュアル作成にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年内閣府）に沿ったものとする。

また、これらマニュアルに沿って、避難所の開設・運営訓練を定期的を実施するとともに、訓練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。

2 避難者の健康管理

町は、避難者又は在宅避難者の健康管理を確保するため、保健師等による避難所の巡回健康相談等を実施する体制を整備する。また、やむを得ず指定避難所に滞在することが出来ない在宅や車中、テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に務めるとともに、食糧等必要な物資の配布、保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるように努める。

3 ペット同行避難への備え

町は、災害発生時に飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう餌やケージの備蓄等を行い、災害に備えるよう努める。

第13 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

第14 被災者支援の仕組みの整備等

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。また、県は、町における被災者支援の仕組みづくり等への支援に努めるものとする。

第6節 広域防災拠点整備計画

(総務課・町民生活課・防災関係機関)

第1 趣旨

大規模災害時には、県外からの広域応援部隊や救援物資等を、大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要があるため、県は、このような広域応援活動の拠点となる施設（広域防災拠点）について、その所有者等と協議の上であらかじめ指定している。本町において指定されている施設はないが、広域応援部隊は、被災市町村内にもベースキャンプを設置して活動することが想定されるため、あらかじめ、その施設を指定しておく。

また、県に要請した救援物資等は、各指定避難所に直接輸送される場合のほか、町内においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設（以下において「二次物資集積拠点」）を開設する必要がある、あらかじめ、その施設を指定しておく。

第2 広域応援部隊のベースキャンプ

広域応援部隊は、県が指定した集結地やベースキャンプから被災地に展開する場合のほか、被災市町村内にベースキャンプを設置して活動することが想定される。

このため、町は、広域応援部隊のベースキャンプとなる施設をあらかじめ指定し、地域防災計画資料編に定める。

第3 二次物資集積拠点の整備等

町が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各指定避難所に直接輸送される場合のほか、町内の指定避難所が多数ある場合は、町においても、救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、指定避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、町は、二次物資集積拠点となる施設をあらかじめ指定し、地域防災計画資料編に定める。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から指定避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、町は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

第7節 備蓄計画

(町民生活課)

第1 趣旨

自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識のもと、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、公助による円滑な物資供給の体制整備に努める。

第2 計画の前提とする想定地震

備蓄計画は、町と県の現実的な災害への備えであることから、その前提は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。

- ・ 想定地震：北由利断層（M=7.3）

※発生確率は100年以内に6%以下と評価

- ・ 発災時期：冬の18時
- ・ 避難者数：139,193人（発災から1日後の避難所への避難者）

第3 備蓄に関する役割分担

発災から3日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と市町村の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担を、次のとおりとする。

【公 助】7/10		【自助・共助】 3/10
1/3	2/3	
県と市町村の共同備蓄	流通備蓄等	家庭や地域の備え

第4 県と市町村との共同備蓄品目等

町及び県は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない19品目を「共同備蓄品目」と定め（次表）、これらを備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、共同備蓄品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

第5 県と市町村の備蓄目標量

共同備蓄品目について県と市町村が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から次表のとおりとし、県と市町村の役割分担は、それぞれ1/2ずつとす

る。

県は、当該1/2を備蓄目標量と設定し、これらを備蓄するよう努め、町は当該1/2を人口に応じて按分した量等により、秋田県地域防災計画に示されている数量を備蓄するよう努める。

○共同備蓄品目と備蓄目標量

区 分	品 目	県と市町村が 最低限備蓄すべき量	井川町が最低限備蓄すべき量 (秋田県地域防災計画より)
食料品等	主食	242,700食	619食
	主食(お粥など)	46,800食	120食
	飲料水	292,400 L	746 L
	粉ミルク	82,400 g	211g
	ほ乳瓶	220本	1本
防寒用品	毛布	65,000枚	166枚
	石油ストーブ	660台	2台
衛生用品	トイレ	467,700回分	1193回分
	トイレトペーパー	14,700巻	38巻
	紙おむつ(大人用)	13,700枚	35枚
	紙おむつ(子供用)	9,800枚	25枚
	生理用品	24,400枚	63枚
発電・照明機 材	自家発電機	330台	1台
	投光器	660台	2台
	コードリール	660台	2台
	燃料タンク	990台	3台
その他	タオル	65,000枚	166枚
	給水袋	6,500枚	17枚
	医薬品セット	330個	1個

第6 備蓄に関する意識の高揚

町は、各家庭における3日分以上の食料・飲料水・生活必需品の備蓄や、自主防災組織・事業所等における備蓄や資機材整備など、備蓄に関する意識高揚を図る啓発を推進するよう努める。

第7 流通備蓄等の体制整備

町は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平時から体制整備に努める。加えて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認するよう努めるものとする。

第8 備蓄倉庫の設置

災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、指定避難所となる施設に備蓄するよう努める。

第9 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

第8節 通信施設災害予防計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要であり、災害時に利用できる関係施設の現状について把握しておくことが必要である。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、N T T等の非常無線、町の有線放送を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保しなければならない。なお、民間無線（アマチュア無線、タクシー無線等）の活用については、情報提供が得られるよう事前に協力協定を結んでおく必要がある。加えて、町、県及び電気通信事業者は、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

第2 通信施設の整備

1 秋田県総合防災情報システム

衛星通信と光ファイバーによる通信により、県庁統制局と市町村、消防本部等をネットワークし、気象、災害及び災害現場の映像などの情報を迅速に収集、伝達する体制が整備されている。

○災害予防対策

- (1) 各無線局は非常時に備え、機器の転倒防止に努め、非常電源装置を設置し、常にその能力維持に配慮する。
- (2) 定期的な整備点検をし、機能維持に努める。

2 消防・救急無線

湖東地区行政一部事務組合並びに消防車両に無線設備を設置し、各種災害には迅速に対処できる体制が整備されている。

○災害予防対策

- (1) 各無線局は非常時に備え、機器の転倒防止に努め、非常電源装置を設置し、常にその能力維持に配慮する。
- (2) 定期的な整備点検をし、機能維持に努める。

第3 電気通信事業者

1 東日本電信電話株式会社

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や有線と無線方式の併用などにより、災害に強い信頼性の高い通信設備の整備を図っている。また、必要に応じて臨時回線や臨時公衆電話を設置するためポータブル衛星通信車を配備している。

○災害予防対策

(1) 建物及び局内外設備

被害を未然に防止するため、電気通信設備及び建物等について耐水・耐震・耐火等の構造化を行うとともに通信網の整備を行う。

(2) 災害時の通信確保

- ア 通信途絶を防止するため、主要な伝送路の多ルート化、あるいは2ルート化を図る。
- イ 被災した電気通信設備を迅速かつ確実に復旧を図るため、災害対策用機器及び資材等の整備を図りながら災害時の円滑な輸送のための措置を定める。
- ウ 安定した通信を確保するため、主要な通信設備について予備電源の設置等を図る。

(3) 災害時の措置計画

伝送措置・交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、具現化を図る。

(4) 災害時の広域応援等

- ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により応援班の編成、災害対策用機器及び資材の輸送体制、作業体制などの体制を整備する。
- イ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配備及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法について定める。

(5) 訓練の実施

- ア 社内訓練のほか、地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。
- イ 社員の安全確保を図り、救護資器材の点検、室内備品の落下防止、防火対策避難誘導、救助、非常持ち出し等の訓練を実施する。

2 株式会社NTTドコモ

○災害予防対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生等において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて危機及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

○災害予防対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生等において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて危機及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

4 KDDI株式会社

○災害予防対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生等において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて危機及び車両等を配備する。

また、必要に応じて、全国へ支援を依頼し、総合的に早期復旧に努める。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資機材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 防災訓練の実施

社内訓練のほか、国及び地方公共団体が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

5 ソフトバンク株式会社

○災害予防対策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生等において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて危機及び車両等を配備する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等について、整備点検を行い非常事態に備える。

(4) 非常食及び生活用備品等の備蓄

非常事態に備え、飲料水、医療品、被服、生活用備品等を備える。

第4 放送事業者

1 日本放送協会秋田放送局

○災害予防対策

- (1) 電源については、自家発電装置を点検し、燃料・潤滑油・冷却水の補給、バッテリー等の点検・充電を行う。
- (2) 中継回線、連結回線については、東日本電信電話株式会社秋田支店に対し回線の確保及び代替線を要請するとともに、エントランスケーブル対策及び他社回線の利用について準備する。
- (3) アンテナについては、送受信アンテナの点検及び予備アンテナを整備する。
- (4) 非常用放送装置を点検整備する。

2 株式会社秋田放送

○災害予防対策

- (1) 平時から非常災害放送に関する準備、点検、その他の関係事項等、防災及び安全管理の徹底を図る。
- (2) 非常事態の発生又は発生のおそれがあるときの放送番組について準備する。
- (3) 非常災害発生時における放送と通信体制を整備する。

3 秋田テレビ株式会社

○災害予防対策

- (1) 定期保守及び非常災害訓練を毎年実施し、施設を再点検し防災対策の充実を図る。
- (2) 中継局の管理制御システムの充実を図る。
- (3) エリア内世帯数1,000世帯以上の中継局は、全てバッテリー予備電源を整備している。

4 秋田朝日放送株式会社

○災害予防対策

- (1) 平時から非常災害放送に対する準備に努め、防災対策及び安全管理の徹底を図る。
- (2) 受電設備及び非常用自家発電装置の点検・保守の充実、並びに燃料補給などに留意する。
- (3) 送信設備及び演奏設備の点検整備に努める。
- (4) 非常災害発生時における放送継続と通信連絡体制の整備を進める。

5 株式会社エフエム秋田

○災害予防対策

- (1) 受電設備及び非常用自家発電装置の点検整備と、燃料の補給及び冷却水の確保に努める。
- (2) 演奏設備及び送信設備の点検整備とマスター送出体制を強化する。
- (3) 送受信アンテナの点検整備及び予備品の補充に努める。

(4) 現用設備の障害を想定した非常災害対策訓練を実施する。

第5 関係機関の通信施設

1 警察無線施設

無線設備については、五城目警察署、各駐在所及びパトカー等に配置されており、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

○災害予防対策

災害時における緊急通信の確保のため関係機関相互の協力が得られるよう体制の整備に努める。

2 アマチュア無線・タクシー無線等の通信施設

民間無線については、災害情報の協力が得られるようアマチュア無線家と協力協定の整備に努めている。

○災害予防対策

災害情報の協力を得られるよう、アマチュア無線と協力協定を結び、タクシーについては、災害情報の提供について協力態勢の推進を図る。

3 災害時優先電話の指定推進

災害時は電話幅輻など通信疎外が考えられるので防災機関等についての災害時優先電話をN T Tの協力を得ながら共に推進する。

第6 有線放送センター

町の有線放送センターは役場前に整備されており、加入者世帯数は7割を超えている。告知放送端末のスピーカー及び各町内に屋外のスピーカーがついており、緊急時等には一斉に放送できる体制が整備されている。

第9節 水害予防計画

(産業課・町民生活課・消防団)

第1 計画の方針

融雪・大雨・集中豪雨等により、河川・ため池等が決壊し、又は破損した場合は水害となって大きな被害をもたらすので、水防計画に基づき、水防要員の確保と水防資器材の備蓄に努めるほか、未改修河川・ため池等の整備促進を図る。

また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、災害時に取るべき行動についての普及啓発に努めるものとする。加えて、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水等に対するリスクの評価について検討し、特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえるよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう

努める。併せて、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる災害ハザードマップを作成し、住民説明会などを通じ周知徹底を図る。

第2 浸水想定区域の指定

1 洪水浸水想定区域

国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定している。当町においては、馬場目川についての浸水した場合の想定される水深、浸水範囲等について通知を受けている。

また、町長は、浸水洪水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

第3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町は、浸水洪水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所及び避難経路に関する事項
- ③洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項
- ④その他洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑤浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの
 - ロ 要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの
 - ハ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

町は、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設に対して直接、電話・FAX・電子メールの

ほか有線放送等を用いて洪水予報等を伝達する。

また、町は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

第4 河川の維持管理

河川管理者は、河川整備計画等に基づき、次の維持管理を行うものとする。

1 河道の流下能力の維持管理

出水後の土砂堆積の状況や、倒木・流木などを河川巡視により確認し、河積を阻害していると判断される場合は対策を講じるものとする。その際、瀬や淵の保全や再生など、現況の河川環境の保全に配慮する。また、流水の阻害や河川構造物に悪影響を与える樹木等については、動物の生息環境に配慮しながら必要に応じて伐採するものとする。

2 護岸・堤防等河川管理施設の維持管理

堤防や護岸などの河川管理施設の機能が維持されるよう、定期的な点検や維持修繕の工事を行うとともに、出水時の河床洗掘などにより、機能が損なわれる危険がある場合には、必要な対策を講じるものとする。また、堤防法面に植生が繁茂し、巡視や点検などに支障を及ぼさないよう、必要に応じて除草を行うほか、許可工作物については、河川管理上の支障にならないよう、施設管理者に対して適切に指導していくものとする。

第5 洪水ハザードマップの作成等

浸水想定区域をその区域に含む町長は、地域防災計画において定められた上記事項について住民等に周知させるため、印刷物の配布やインターネットを利用した提供その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるように周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第6 発令基準の設定等

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、指定河川洪水予報、水位情報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等、水位周知下水道については、雨量情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）等により、具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等

の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国（国土交通省、気象庁）及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

第7 避難計画の策定

1 避難情報の発表の基準

町長は、洪水ハザードマップに基づく高齢者等避難、避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などを地域防災計画に定めるものとする。

2 避難情報の伝達手段

町長は、避難情報の伝達手段として、町有線放送などの通信施設を活用し、通信施設の整備・高機能化などの促進を図る。

3 避難路・避難場所及び避難所の周知

町長は、想定される洪水の被災を受けない避難路、避難場所等を地域防災計画に定め、これらを洪水ハザードマップに掲載する。

また、広報紙への掲載、リーフレット等住民に対する周知徹底を図る。

4 避難所の開設・運営マニュアルの策定

町長は、避難所の迅速な開設、並びに運営に必要なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

第8 孤立地区（集落等）の防止

町は、県と協力し、豪雨、洪水などから地区または集落の孤立を防止するために次の事項を地域防災計画に定める。

- 1 孤立予想地区又は集落
- 2 迂回路
- 3 衛星電話などの通信手段
- 4 生活必需品の備蓄
- 5 その他必要のある対策

第9 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者の避難支援を安全・確実に実施するための「個別避難計画」の作成に努める。

第10 河川の概況

本町の河川は、本流を2級河川の井川とし、これに連なる支流は、2級河川赤沢川及び準用河川の井川（延長約0.9km）、普通河川の菅生沢川、田代沢川さらには2級河川の支流である普通河川の赤沢川（延長約1.2km）からなっている。

本流の井川は昭和37年度から八郎潟干拓に伴う流入河川として改修が進められ、河口から上流約3.5kmを計画どおり改修が完了している。

○災害予防対策

これまでも、これら河川の浚渫・護岸等の改修を進めてきたが、異常気象等による豪雨等によっては災害を受ける心配も若干残るため、河川改修と川底の浚渫に努める。

第11 ため池の概況

農業用ため池は、年々老朽化の傾向にある。また、高齢化が進みさらには兼業農家が増加して管理能力が低下しつつある。

○災害予防対策

- 1 老朽化した溜池については、県又は管理団体等に対し、補強・改修に努める。
- 2 町は、ため池等の決壊を想定して災害ハザードマップに掲載し、関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。
- 3 農業用ため池施設の管理者は、同施設の安全管理及び決壊の防止に努める。

第12 水防体制の整備

○災害予防対策

町は、水防活動に使用する水防資機材等の整備を図る。また、水防訓練を行い、水防技術の向上を図る。

第10節 火災予防計画

（産業課・町民生活課・消防団・関係機関）

第1 計画の方針

いったん火災が発生すると尊い人命と財産を一瞬にして失うとともに、強風や乾燥などの気象条件下によっては、火災旋風の発生が予想され、地域全体の消失と多くの死傷者の発生が想定される。

このため、県、町及び消防機関等は、火災発生の未然防止と延焼被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

第2 一般火災

本町の消防体制は、常備消防として湖東地区行政一部事務組合消防本部と非常備である井川町消防団で構成されており、火災時の消火活動はもとより、定期的な予防査察や防火思想普及に努めている。また、各町内における自主防災組織が組織化されている。

○災害予防対策

1 消防力の強化

- (1) 町及び消防本部は、「消防力の整備方針」に合わせて、資機材・設備等の充実、消防団員の適正な確保・配置に努める。
- (2) 防火水槽・消火栓の設備促進を図り、消防水利の確保に努める。
- (3) 町内・各事業所における実効性のある自主防災組織の組織・自衛消防組織の設置を図る。

2 消防職員及び消防団員に対する教育訓練

消防職員や団員に対し、県が実施する火災予防等防災に関する教育訓練に参加させ、地域及び技能の向上を図る。

3 予防査察

湖東地区行政一部事務組合消防本部による危険物取扱施設・事業所等に対する定期的又は随時に行う予防査察の強化を図る。

4 火災予防の啓発

関係機関、団体等と協力して、住民に対し火災予防並びに防火知識の普及徹底を図る。

第3 林野火災

山火事予防思想普及のため、入山時期に併せて広報宣伝活動を実施してきたが、これまで数件の山火事が発生しておりその原因はタバコの投げ捨てやゴミ焼き等によるものである。

○災害予防対策

- (1) 林野火災は、人為的失火によるものが大部分であるため「山火事予防運動期間」等における徹底した防止広報のPRを図り未然防止に努める。
- (2) 火入れをする場合は、森林法に基づき許可を受けさせるとともに、許可条例を遵守させつつ、現場責任者を置き、跡地の完全消化を図る。
- (3) 林野火災の拡大を防止し、初期消火を行うための消火設備を整備する。
- (4) 林野火災の延焼等が考えられるときは、「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」に基づき、県知事に消防防災ヘリコプターの出動要請をし、空中消火にあたる。

第11節 危険物施設等災害予防計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関並びに関係事業所は適正な施設の維持管理、防火資器材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立し、施設の安全を確保する。

第2 危険物

産業構造及び生活様式の変化に伴い、消防法に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物等）の施設は年々増加している。

○災害予防対策

1 施設及び設備の維持管理

施設の防火管理者は、危険物の貯蔵・取り扱いを適切にするとともに定期的に点検をし、常に最良の状態に維持する。また、監督関係機関は、随時施設の立ち入り検査を実施し保安と改善について指導する。

2 資機材の整備

施設の防火管理者は、消火設備の万全を図るため、関係資機材の整備促進に努める。

3 教育訓練の実施

施設の防火管理者・危険物保安監督者等に関する講習会及び研修会等を実施して、管理保安の知識・技能の向上に努める。

施設の防火管理者は、従業員に対する訓練を実施し、災害発生時における対処と能力の向上を図る。

4 自衛消防組織の強化

施設の防火管理者は、事業所内に自衛消防を組織するように努める。

第3 LPガス

町内におけるLPガス販売は2業者で町内の一般家庭をはじめ学校、官公署、団体事務所等で使用している。

○災害予防対策

1 施設及び整備の維持管理

施設の管理は、定期的に点検を実施し、常に最良の状態に維持する。

また、監督関係機関は、定期的な保安検査を実施するとともに、随時立ち入り検査を行い、保安・改善について指導する。

2 資器材の整備

災害の発生及び拡大防止のため関係資器材を整備する。

3 教育訓練の実施

保安講習会等に参加し、管理保安の知識・技術向上に努める。

4 自主保安体制の充実

保安のための管理責任体制を確立し、関係機関との連携を強化する。

第12節 建造物等災害予防計画

(産業課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

建造物の耐震性・耐火不燃化の促進、災害危険区域の指定による建造物の移転及び規制により建造物の防災化を図る。

第2 公共建造物

公共建造物のうち、体育館や公民館分館等の主要な施設は災害発生時における避難・救護・復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

○災害予防対策

主要な施設は、防災活動上、重要な拠点になることを考慮し、施設の管理者が耐震診断・点検等の実施及び天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、適切な耐震補強・改修等を行うよう努める。

第3 一般の建造物

建築関係法令の徹底により安全性の確保に努めており、また既存不適格建造物の防災機能の向上と維持保存に関する知識の普及を図っている。

○災害予防対策

- (1) 建設関係法令の徹底を図り、特に住宅密集地における耐火・不燃化を指導し建築物の災害を予防する。また、耐震診断、改修及び天井脱落防止対策等非構造部材の耐震対策等の実施を指導し、耐震性の確保に努める。
- (2) 特殊建築物については、定期報告制度及び維持保全計画の作成を義務づけ、保全に努める。
- (3) 冬期における建築物倒壊防止と屋根からの落雪による事故防止のための点検と雪下ろしの指導をする。
- (4) 各種融資制度の周知徹底を図り、防災改修の促進に努める。
- (5) 平常時より、災害による被害が想定される空き家等の状況の確認に努める。

第4 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第13節 土砂災害予防計画

(産業課・関係機関)

第1 計画の方針

地滑り、土石流、山腹崩壊の災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定・災害対策事業の推進・避難体制の確立・危険区域からの住宅の移転等総合的な対策のもとに、土砂災害を防止する。また、水害リスクを踏まえた防災まちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、土砂災害等に対するリスクの評価を検討し、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2 急傾斜地

急傾斜地崩壊危険箇所（区域）数は令和4年度現在、自然斜面13箇所、人口斜面1箇所がありそれぞれ指定区域に指定されている。「資料編 第11節災害危険箇所における資料」参照
○災害予防対策

指定区域に関係する住民への周知徹底を図るとともに、関係機関に危険度の高い区域から順次対策事業を実施できるよう努める。

災害発生の危険の恐れがあるときは、未然防止のためにパトロールを強化し、さらに危険があるときは、町長は警戒指示を発する。

また、緊急移転を要する危険住宅等安全な場所に移転させることが合理的と考えられる場合、危険区域の移住者に対して移転費用の融資補助などの援助を行う。

第3 土石流

県河川砂防課による本町の土石流危険渓流は令和4年度現在、1箇所が指定されているが、現在までに土石流による大きな災害は発生していない。

1 土石流対策

ぜい弱な地盤の崩壊、また、その後の降雨等によって発生する土石流対策を次の通り促進する。

- (1) 土石流に対する砂防工事の推進を要望する。
- (2) 土石流、危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに標示板等を設置し、周知徹底を図る。

- (3) 土石流及び危険渓流周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- (4) 土石流に関する情報の収集と伝達、日常防災活動及び降雨時の対応について地域住民に周知徹底する。

2 警戒、避難基準

警戒、避難基準は原則として大雨警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報などの防災気象情報、渓流や斜面の状況、雨量データ等をもとに、総合的に判断し、次の場合は、住民が自発的に警戒避難するように指導する。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- (2) 渓流の水が急に濁りだした場合や流木等がまじりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れがせき止められたおそれがある。）
- (4) 渓流付近の斜面崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合

3 予報、警戒及び避難命令

予報、警戒及び避難命令は、迅速かつ正確に住民に伝達し、周知するほか、地域住民自ら異常気象時に的確に判断できる体制をとるよう指導する。

また、町民に対して警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、高齢者、障害者、子供、乳幼児等の災害時要配慮者に十分配慮するものとする。

4 避難方法

避難方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等、安全な方法を地域住民に周知徹底するよう指導する。

5 避難の場所

土石流、がけ崩れ、地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。また、保全対象人家からできる限り近距離にあること。

第4 山 地

本町の上流河川は、ぜい弱な地質等により、山地の荒廃が進んでいる。崩壊した土砂は、土石流となって下流に被害を与えるおそれがあり、それを予防するため保安林機能の向上及び各種事業の推進に努めている。

○災害予防対策

- (1) 災害発生に対する起因する山地災害に応じた予防対策を推進する。
- (2) 重点保全区域及び土砂崩壊流出防止等、治山事業を国・県に要望する。

(3) ダム等の資源地域の森林について、林床植生の育成促進等を含めた土砂流出防止対策を推進する。

第5 雪 崩

秋田県は本町を含む12市町村が豪雪地帯に、また、13市町村が特別豪雪地帯に指定されており、このため雪崩による住家の倒壊、道路の途絶等、多くの被害がでている。特に地震によって、大きな雪崩が発生するおそれがある。町内の雪崩危険区域は特に存在しないが、雪害の可能性のある急傾斜地崩壊危険区域を有している。

○災害予防対策

急傾斜地崩壊危険区域周辺住民の警戒避難体制を確立する。

第6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

1 土砂災害警戒情報の発表及び解除

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達した時とする。なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。

(2) 解除基準

解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される等土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

2 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表された場合は、秋田県総合防災情報システムにより、秋田県総合防災課から町および消防本部に伝達される。さらに、降雨量、土砂災害危険度情報※をインターネットなどにより、住民に広く提供する。

また、前兆現象の通報については、住民および関係機関相互における連絡体制を整備し、情報の共有化を図る。

※土砂災害危険箇所マップ、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(<http://sabomap.pref.akita.lg.jp>)

3 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の周知

土砂災害ハザードマップなどの関係資料を作成し、住民説明会の実施、広報紙への掲載、リーフレット等住民に対する周知徹底を図る。

(2) 避難情報の発表基準の設定

町は、過去の降雨状況、秋田県と秋田地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報、土砂崩れなどの災害発生状況などを基に、住民への避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表基準を定めるものとする。

(3) 警戒・避難に関する情報の周知と住民の自主的避難の指導

災害の予兆現象に関する情報は、迅速かつ正確に住民に伝達し、情報の共有化に努めるとともに巡視・パトロールを実施し、状況を的確に把握する。異常発生時には住民自らの確に通報・避難できる体制をとるように指導する。町は、住民に対して有線放送や広報車等により警報を伝達するとともに避難誘導に当たる。その際、災害時要援護者には十分配慮する。また、広報誌等あらゆる機会を通じて住民の自主的避難について指導していく。

第7 災害危険区域からの住宅移転

災害危険区域については、各種の事業を実施し安全の確保を図っているが、防護の対象に対し巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、居住者を安全な場所へ移転を進める。

○災害予防対策

災害危険区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。移転助成のための制度は次のとおりである。

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近接危険住宅移転事業
- (3) 住宅金融支援機構・災害復興住宅融資

第8 避難指示等の発令基準の設定

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、避難すべき区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

第9 連絡調整体制の整備

県は、土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国および県の関係機関で構成する総合土砂災害対策推進連絡会を設置し連絡調整を図っており、町は、県との協力、連絡を積極的に図る。

第10 住民の自主的避難の指導

町は、地域の土砂災害リスクや災害時に取るべき行動について、広報誌を始め、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、雨量等の情報をできる限り住民等に提供するように努める。

避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで早めに行うように努める。

このため、町及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

第11 重点的な土砂災害対策

町及び県は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

1 総合的な土砂災害対策

土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 総合的な山地災害対策

山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める

ものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

第14節 公共施設災害予防計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動及び防災活動上極めて重要である。これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害防護を図る。

第2 道路・橋梁施設

本町の道路網は、秋田自動車道、国道7号・国道285号を主要幹線として、これらに一般県道北の又井川線、町道が有機的に結びつき形成されているが、高速交通時代に入り、交通量が増加し、年々過密化してきており、幅員の狭い箇所、痛みの激しい箇所を重点的・計画的に改修を図っている。

○災害予防対策

1 道路の点検整備

- (1) 危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、異常気象時の通行規制、巡回点検の要領、情報連絡体制の整備等を実施し、安全を確保する。
- (2) 各施設の総点検を行い、必要により改築事業を実施し、災害に強い道路づくりを推進する。

2 橋梁の点検整備

- (1) パトロール等により異常箇所を発見した場合は、一般交通の安全確保のため必要な通行規制を実施すること。また、応急対策を講じ、早急に橋梁の保全を図る。
- (2) 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路計画等を調査しながら整備の促進を図る。
- (3) 橋梁の定期的な点検体制を導入し、道路橋に対する施設の緒元及び損傷を調査し、データベース化する。

3 情報連絡体制の整備

道路及び交通の状況に関する情報を適正に収集把握し、これを道路情報標示装置等により道

路利用者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

第3 水道施設

水道施設は、取水から末端給水に至るまで広範囲にわたっている。構造物の安全性は比較的高いのに対し、管路は災害に対し、脆弱である。

○災害予防対策

1 施設の防災性の強化

- (1) 災害に対する安全性を向上させるため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とする。
- (2) 管路については、対応年数により更新を進めるとともに定期的に点検を実施する。

2 応急給水体制と資器材の整備

- (1) 町は、水道施設が被害を受けた場合、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の体制を整備する。
- (2) 町は、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

3 災害時の協力体制の確立

水道事業管理者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき応援を要請する。

第4 下水道施設

下水道などの生活排水処理施設は、町民が健康で快適な生活を営むうえで欠かすことができない施設であり、生活雑排水の処理やトイレの水洗化といった生活環境の改善ばかりでなく、河川や湖沼等の水質を保全するための重要な施設である。本町は、一部を除き全町内で接続可能となっている。

○災害予防対策

1 施設の安全性の向上

- (1) 下水道施設の建設に当たっては、マンホールポンプ・管渠等の十分な安全性を確保する。
- (2) 下水道台帳・施設図面等を平時から整備・保管し、管渠等を定期的に点検して機能状態の把握に努める。
- (3) 液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

2 ポンプ場・自家発電装置

- (1) 電気設備や機械設備をはじめとした施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を実施する。
- (2) 浸水が想定される場所では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

第5 電気施設

当町で消費される電力のほとんどは県内及び隣接地域の各発電所からの供給によるものである。また、各発電所からの電力を安定供給するため、電気施設を台風、洪水、雪害から予防するとともに、関係機関では施設の改善、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制整備に努めている。

○災害予防対策

電気設備に係る関係機関は、当地域における電力が安定供給されるよう次に定める対策の推進を図る。

なお、この対策はその業務に係る防災に関する計画と有機的な関連を有する。

1 設備の強化と保全

(1) 送配電設備

- ①重要設備、回線等に関する被害予防対策と不安全箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。
- ②支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。

(2) 通信施設

- ①移動無線応援態勢を強化する。
- ②無停電電源及び予備電源を強化する。

2 災害復旧体制の確立

- (1) 情報連絡体制を確保する。
- (2) 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- (3) 復旧用資材及び輸送力を確保する。

第6 鉄道施設

鉄道施設を災害から防護するため、線路諸設備の点検整備を定期的実施するとともに、周囲の諸条件の変化に対応した防災対策を実施している。

○災害予防対策

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修に伴う橋梁の改良に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。

- (4) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車運転事故防止の推進に努める。
- (5) 建物等の維持補修に努める。
- (6) 路線周辺の環境変化に応ずる災害防止を強化する
- (7) 台風及び強風等における路線警戒を確立する
- (8) その他防災上必要な設備の改良に努める。

第7 社会公共施設等

1 福祉施設

町内には、乳幼児や高齢者、身体障害者等災害発生時に自力避難の困難な人たちが入所している社会福祉施設等が6箇所あり、介護や日常生活訓練、そして保育を受けながら生活している。

○災害予防対策

- (1) 災害発生時に際しては、入所者等への早期周知を図ることが、災害の拡大を防ぐため有効な方法であるので、職員が迅速、かつ、冷静に入所者への周知をはかれるよう平素から訓練を実施する。
- (2) 施設の管理者は自衛防災組織を編成するとともに消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した消防計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。また、災害時の現況及び避難先等、保護者等への連絡体制を整備する。
- (3) 防火管理体制については、定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- (4) 地域住民との連携を密にし、協力体制を確立するとともに、災害が発生した場合に、応援が得られるように平素から地域住民並びに自主防災組織の参加協力を得た災害訓練を実施する。

2 病院等

町内の診療所、医院では患者の収容、治療並びに地域住民の健康管理に努めている。

○災害予防対策

1 医療施設の自主点検の実施

火災予防について管理者が自主点検を実施する。

2 避難緊急体制の確立

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は患者の状態を十分把握し、重症患者についての避難救助体制の確立を図るとともに消防署等への早期通報体制の確立を図る。

3 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素等の危険物については、火災等の災害発生時における安全管理体制を講ずる。

4 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

万一の災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

第8 その他

県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努め、事前伐採等の実施に当たっては、町は、協力に努めるものとする。

第15節 風害予防計画

(産業課・町民生活課・教育委員会・消防団)

第1 計画の方針

気象情報を的確に把握し、建物の補強等について指示し、風害の予防を図る。また、台風等に起因するフェーン現象に対する火災予防、前線通過による大雨の災害防止に努める。

第2 台風等

当町における台風被害は、年に1～2回であるが、収穫期に集中しており被害が甚大である。日本海低気圧による強風及び局地的な突風も多い。

○災害予防対策

- (1) 防風林及び防風施設などの整備を促進する。
- (2) 台風時のフェーン現象に対し、次の火災予防対策を実施する。
 - ①火災予防の広報、査察を実施し、警戒心を高揚させる。
 - ②必要に応じ火災警報を発令するとともに、必要な人員を召集し、出動体制を強化する。
 - ③消防資器材及び消防水利の点検を実施する。
 - ④消防団員は、分団区域の警戒を実施する。
- (3) 台風の来襲に伴って降る大雨による被害を防止するため、水防対策を確立する。
- (4) 学校等の管理者は、校舎、建物を点検し老朽部分を補強するとともに、児童生徒の登校中止又は集団下校等の安全措置を実施する。
- (5) 家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置を実施し安全を図る。
 - ①はずれやすい戸や窓、弱い壁は筋交、支柱等で補給する。
 - ②棟木、母屋、梁等のかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、レンガは上にも針金で補強

する。

③建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝おろしをする。

④台風の来襲するおそれがある場合は、登山や海釣り等を見合わせるとともに、常日頃からラジオを携行するよう指導する。

第16節 雪害予防計画

(産業課・町民生活課・教育委員会・消防団・関係機関)

第1 計画の方針

豪雪による交通機能の麻痺や地域経済活動の停滞防止及び住民生活の安定、事故防止のため、秋田県等との相互の情報共有と密接な連携の下、降雪期における除排雪体制を強化し、道路等の交通の確保、雪崩防止、建物の倒壊防止など緊急時における医療等の確保を図る。

第2 集中的な大雪への備え

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排除を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

第3 冬期交通の確保

冬期における道路交通を確保するため、除排雪活動を迅速かつ適切に行う必要から、町では毎年除雪計画を策定し、機械除雪により冬期交通を確保し、産業の振興や日常生活の安定を図っている。豪雪時には、交通への影響を最小限とするため、情報の共有、代替輸送の調整など、交通事業者や道路管理者等の関係機関との連携を図る。

○災害予防対策

1 通行規制等

- (1) 各道路管理者は、降雪予測から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、除雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。
- (2) 各道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の除雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

2 道路の除排雪

(1) 実施区分

秋田自動車道は東日本高速道路株式会社秋田管理事務所が、一般国道における指定区間は東北地方整備局秋田河川国道事務所が、指定区間外は県が行う。主要地方道及び一般県道は県が行う。町道は町が行う。

(2) 除雪実施体制

降雪量10cm以上、または降雪が続き10cm以上が予想される場合と、吹雪による吹溜まりの発生が予想される場合に町からの出動指示により出動する。また、午後10時以降に降雪量15cm以上、または15cm以上が予想される場合と吹溜まりの発生が予想される場合については、委託業者自らの判断により出動する。他に拡幅除雪、運搬除雪等除雪計画に基づき実施する。

また、豪雪により当町のみでの対応では困難な場合において、除排雪の効率化を図り管理区分にとらわれない「相互乗入」の体制を構築し、国や県及び関連業者に支援を要請する。

(3) 除雪路線

町が行う路線は毎年除雪計画を作成し、これに基づいて除雪を行うものとする。

「資料編 第10雪害予防に関する資料」参照

3 一斉除排雪の実施

町長は、町の除雪計画に基づき町内会、関係団体等により屋根の雪下ろし及び道路一斉排雪を行う。

4 交通指導取り締まり

積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため警察は、積雪時における主要道路の交通確保と交通事故を防止するため、冬用タイヤへの交換指導など、交通取り締まりを実施する。

5 鉄道輸送の運行確保

積雪による列車の運転阻害を最小限にとどめるため、防雪及び除雪体制の確立・設備及び機械類の整備増強・雪害状況に対応する運転計画の策定等により運転を確保する。

細部については、東日本旅客鉄道(株)秋田支社の「雪害対策マニュアル」による。

6 バス運行の確保

バス業者は、国・県・町が行う計画除雪路線における定期バス及び無料循環バスの運行を確保する。

第4 保健衛生及び医療対策

豪雪時における緊急医療を要する患者が発生した場合は、関係機関が協力し、対処している。

○災害予防対策

豪雪地域で、緊急に医療を施さなければ人命にかかわる患者が発生した場合は次のとおり、対策を講ずるよう努める。

- 1 町内医療機関、町周辺機関との連携による医療救護体制をとり特に緊急の場合は、警察、消防署等による緊急輸送を行う。
- 2 山間地にある集落の救護、保健衛生対策について保健師等が巡回し、適切な医療と保健指導に努める。

第5 民生対策

豪雪時は多面にわたり住民生活に支障が出るが、可能な限り除排雪をするなど、最小限度の生活確保に努めている。

○災害予防対策

1 人命及び建物被害の防止

雪害による人身事故及び建造物の被害を防止するため、次の事項の指導を徹底する。

- (1) 雪崩及び落雪の危機地域に対する立ち入り、通行を制限し、保護柵を設ける。
- (2) 屋根の雪下ろし及び除排雪を適宜に実施するとともに、非常口を確保する。
- (3) 木造老朽建物の補強工事を事前に実施する。
- (4) 暴風雨等悪天候時における危険が伴う作業、特に水上作業を避ける。
- (5) 悪天候時の弱者（高齢者・幼児等）の単独歩行を避ける。
- (6) 道路の除雪、落雪等により排水溝をせき止めないよう、常時雪を排除する。
- (7) 被保護世帯等の雪下ろし・除雪については、住民同士による自主的な除排雪活動の促進や多様な主体の参画・連携を図ることにより、地域支え合い体制を一層強化し、除排雪体制の維持・向上に努める。
- (8) 雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意報」を発表し、町民に注意を喚起すると共に人身事故の未然防止の広報に努める。
- (9) 屋根雪処理に配慮した克雪化に努めるよう新築、リフォーム時に指導する。

2 孤立集落対策

豪雪時において、孤立するおそれのある集落の実情を把握し、次の措置を講ずる。

- (1) 急病人・出産・食糧の緊急補給等に対する対応と通信連絡の確保について関係機関との協力体制を整備する。
- (2) 急病人等に対する応急措置・手当に要する医療品の備え付けについて指導する。
- (3) 町においては、緊急交通を確保するための手段を講じる。

3 火災予防の徹底と消防体制の強化

火災予防の徹底を図るとともに、消防機械の整備点検及び道路除雪を行い、消防活動に支障のない体制を確立する。

また、消火栓・防火水槽・自然水利等の除排雪の指示を行う。

4 水防対策

融雪洪水に備え、水防資器材の整備・危険区域の警戒及び水防要員の確保を図る。

5 雪害予防知識の普及

雪害予防知識の普及は、一般防災思想の普及計画に基づいて行い、特に豪雪に対する町民の意識高揚を高めるため、町、県の広報誌やポスター、講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法など、安全な除排雪作業の普及を図る。

第6 農林業対策

豪雪による農業用施設や樹木等の直接被害のほか、消雪の遅れによる越冬作物被害や春作業の遅延による被害が出ている。

○災害予防対策

1 農作物対策

- (1) 消雪の促進
- (2) 樹体及び棚被害の防止
- (3) 野兔・野そ被害の防止
- (4) 病虫害の防除

2 農業用施設対策

- (1) 施設の補修・補強の実施
- (2) 施設の屋根及び軒下等の排雪

3 畜産関係対策

- (1) 畜舎の保全管理
- (2) 越冬飼料の確保
- (3) 牛乳等畜産物の集出荷の円滑化

- (4) 牧草の維持管理
- (5) 家畜疾病等の防止

4 林業関係対策

平時において、適切な間伐を実施し、雪による倒木の軽減を図る。

第7 文教対策

教育委員会は、児童、生徒の安全と学校教育・生涯学習並びに社会教育施設構築物の雪害防止を図るため、次の事項を実施している。

- (1) 情報の収集と関係機関の連絡調整
- (2) 文教施設については、施設の管理者に対し、除雪の実施を指示

○災害予防対策

事 項	実 施 内 容	実 施 機 関
1 連 絡	系統的に一元化し、迅速・的確に行う。	・教育委員会 ・学校関係団体等
2 火災予防	(1) 煙突接触部、残り火の始末に留意する。 (2) 火の不始末を防止する。 (3) 責任者による巡回を励行する。 (4) 水源の確保と消火器材の整備点検をする。	・教育委員会 ・学校関係団体等
3 危険防止	(1) 雪囲いの場合、避難口を閉鎖しないよう留意する。 (2) 避難道路の除雪をする。 (3) 悪天候時の児童生徒に対する休校措置を実施する。 (4) 集団登下校には、必要に応じ引率者をつける。 (5) 危険個所での遊びの禁止と、その場所の標示をする。	・教育委員会 ・学校関係団体等
4 通学路確保	道路の除雪については、産業課との連絡を密にする。	・教育委員会 ・学校・産業課
5 学校施設の保護	(1) 屋根の雪下ろしを励行する。 (2) 防災施設等を補強する。 (3) 水源・消火器の整備点検に努める。 (4) 防火・防災思想の普及徹底を図る。	・教育委員会 ・学 校
6 社会教育施設保護	(1) 防災施設の除雪を励行する。 (2) 防災施設を補強する。 (3) 避難口の標示と除雪に努める。 (4) 防災思想の普及徹底を図る。	・教育委員会 ・関係団体
7 社会体育施設の保護	(1) 施設の除雪を励行する。 (2) 施設を補強する。 (3) 避難口の標示、除排雪に努める。 (4) 防災思想の普及徹底を図る。	・教育委員会 ・関係団体
8 文化財保護	(1) 消防関係者との連携を図る。 (2) 常時監視体制を確保する。 (3) 文化財周辺の除雪を励行する。 (4) 文化財保護組織の活動を強化する。 (5) 文化財の修理、補強に努める。	・教育委員会 ・関係団体

第8 雪崩防止対策

本町は豪雪地帯に指定されており、雪崩によって住家の損壊や道路通行止め等の被害が予想される。

○災害予防対策

1 道路の雪崩防止

道路の管理者は、管理に属する道路の保全及び交通の安全を確保するため、雪崩発生危険箇所等に雪崩防止柵等の諸工事を行い、雪崩防止を図る。

2 雪崩危険個所の査察

関係各機関は適宜パトロールを実施し、雪崩の早期発見に努め、事故防止を図る。

3 標識の設置

雪崩の危険個所を一般に周知させるため、関係各機関は、標識を整備し、主要道路及び通学路等を重点として必要箇所にこれを設置する。

4 なだれ落とし

関係機関は雪崩発生のおそれのある山頂、山腹の積雪を人工的に落とし、雪崩の発生を予防する。

5 事故防止体制

(1) 危険地域の警戒

関係機関は、雪崩発生による事故防止を図るため、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び禁止、標識の設置、避難措置等について町と協議し、必要な事故防止の措置を講ずる。

(2) 避難指示の徹底

気温の上昇で雪崩の危険があるときは、県、町、その他の関係は密接な連携をとり、時に人命保護の為住民に対し、警戒避難等について適切な指示を与え、被害の防止に努める。

第9 その他

県、電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木などにより電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携に努める。なお、事前伐採の実施に当たっては、町は、協力に努めるものとする。

また、町及び県は、道路や屋根雪等の除排雪時の事故防止や安全対策のほか、や除雪作業の省力化のため、克雪に関する技術の普及促進を図るものとする。

第17節 農業災害予防計画

(産業課・関係機関)

第1 計画の方針

農業経営基盤の安定を図るとともに、気象条件に対応した農業技術の向上に努め、農業災害の防止を図る。

第2 農地及び農業用施設

農村部は、労働力の高齢化と兼業化が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設が悪化しているものがある。

○災害予防対策

- (1) 洪水等による被害を防止し、併せて水資源確保のため事業を促進する。
- (2) 老朽化した一連の用排水施設について補強、改修を実施する。

第3 作物

農作物の豊凶は、気象条件並びに農業技術の優劣によって大きく左右されるため、農業気象通報の配付及び技術の向上に努めている。

○災害予防対策

1 農業気象情報の周知徹底

- (1) 定期的に農業気象速報を作成配付し、農家への徹底を図る。
- (2) 冷霜害等に関する気象情報は速やかに伝達するとともに、有線放送・広報車等を活用して災害予防対策の徹底を図る。

2 農業技術指導等

- (1) 気象条件に対応した農業技術の向上に努める。
- (2) 関係機関との連絡体制を確立し、相互に技術の向上に努める。

第4 ため池整備事業

町内には、秋田県の「防災重点ため池」に18ヵ所選定されており、令和2年度にはハザードマップを作成し、関係地域へのマップの配布している。

第5 湛水防除事業

本町の浜井川地区・今戸地区排水は湛水防除事業により整備された排水機により2級河川馬場目川水系井川を経て調整池へと排水されている。湛水被害が増加・顕著化しているため、湛水被害を未然に防ぐために排水機場の更新等の整備を行っていく。

○施設一覧

排水機場（湛水防除事業で実施）

施設名	事業地区名	所在地	完成	更新 (完成予定)	ポンプ径	受益面積	管理者
井川西部 第4排水 機場	浜井川地区	井川町浜 井川	S59	R5	1000×1基 700×1基	49.5ha	井川町 土地改 良区
井川西部 第5排水 機場	今戸地区	井川町今 戸	S59	R6	1200×1基 800×1基	84.8ha	井川町 土地改 良区

第18節 流出油等災害予防計画

(産業課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

本町は主に陸上施設等から河川に油等が流出した場合に発生する災害が考えられるが、もし発生した場合は広域的でかつ除去対策が困難であり、水質汚濁、火災等の二次災害発生の要因となるので、各消防関係機関、関係事業所は、災害に必要な施設、設備、防災資器材の整備に努めるとともに、相互に協力し、総力を結集して災害の防止に努める。

第2 設備・資器材の整備等

災害未然防止のため、関係事業所は定期的に当該施設を点検し油漏れ防止に努めている。

○災害予防対策

1 防災資器材の整備

- (1) 流出油の拡散防止、改修及び処理に必要な資器材を整備する。
- (2) 資器材を定期的に点検し、老朽化した物については計画的に更新する。

2 相互応援体制の強化

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互に協力し災害の防止に努める。

3 訓練の実施

訓練の実施事業所単位、又は各事業所が共同し、訓練を実施するほか、関係機関の実施する訓練に積極的に参加する。

第19節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

第1 計画の方針

文化財は、郷土を正しく理解するための貴重な町民の財産である。これらの文化財を災害から防護し、そして後世に伝えるための管理体制を確立するとともに、復元修理等の事業を推進する。

第2 文化財

町内の文化財は、災害に対して極めて弱く、有時の防火対策が重要な課題となっている。

○災害予防対策

1 文化財管理者に対する指導の徹底

- (1) 消火・警報施設の整備に努める。
- (2) 文化財の搬出責任者には、文化財の性質・保全についての知識技能を有する者をあて、搬出場所等を定めておく。

2 保存施設等の整備

- (1) 災害防止のため、耐火・耐震施設等の設置を推進する。
- (2) 文化財の復元修理等を推進する。

第3 史跡・名勝・天然記念物等

史跡・名勝・天然記念物等を災害から防護するため管理者は、それぞれの性質に応じた対策が必要である。

町の史跡等の一覧は「資料編 第17節 17-2 文化財一覧」参照

○災害予防対策

1 周知徹底

指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・図解板・境界標囲柵等を整備する。

2 防火等の施設整備

警報・防火・消火・避雷・盗難防止のための施設を整備する。

3 点検の実施

定期的なパトロールにより、防災総合診断を実施し、危険箇所の早期発見と改善に努める。

第20節 廃棄物処理計画

(町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害地域における生活ゴミ等（一時的に大量に発生した生活ゴミや粗大ゴミ）、し尿等（水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、流木及等の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

1 町の役割

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (2) 次の事項等を含む災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ①緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
 - ②災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
 - ③有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画
 - ④周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方
- (3) 当該市町村の処理能力を超える場合、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

第21節 医療救護計画

(健康福祉課・関係機関)

第1 計画の方針

災害発生時における救急医療活動が的確に実施できるようにするため、平常時から初期医療及び後方医療の体制を整備する。また、災害規模が広域にわたって一度に多数の死傷者が出た場合に対処するため、県の「秋田県災害医療救護計画」により広域連携に基づく相互支援体制の整備・推進を図るとともに、平時から応急処置等の災害医療技術の習得、訓練や災害医療についての調査・研修を行う。

第2 災害時の医療提供体制の整備

男鹿南秋医師会、日本赤十字社秋田県支部等の協力を得て、出動体制を整える。

なお、救急医療機関の一覧は「資料編 第5節5-2 救急医療機関等」参照

(1) 県保健医療福祉調整本部への要請

災害の種類や規模に応じ、町で対応が困難な場合は、県保健医療調整本部に対し、必要な医療支援を求めるものとする。

(2) 災害医療の研修、訓練の実施

災害発生時に役立つ実践的な研修や訓練を実施する。

第3 医薬品等の確保体制の整備

町では医療機関として井川町診療所があり、災害協力医療機関として災害医療を担う。

(1) 医薬品等の備蓄

おおむね3日間分の常用備蓄を行うよう努める。

(2) 医薬品等の確保体制

医師会等との連携により、医薬品や医療用資機材の供給が受けられる体制を構築する。

第4 広域的救護活動

地域では、医療機関による日常の医療活動のほか、休祭日には救急医療病院が救急業務にあたっている。また、救急患者の搬送等は「湖東地区消防署」が担当している。

○災害予防対策

(1) 町の地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置し迅速かつ的確な医療救護を実施する。

(2) 災害の種類や規模に応じて、町で対応に応じ、町で対応が困難な場合は、県地域災害医療対策本部に対し、必要な医療支援を求めるものである。

(3) 災害時に必要とする応急医療品及び衛生材料を常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。

(4) 町内で医師、医療品等を不足した場合、速やかに対処できるよう男鹿南秋医師会、歯科医師会、薬剤師会や消防機関、警察、保健所等関連機関との連携体制を整備する。

(5) 「災害・救急医療情報システム」へ防災・医療情報の提供を行う。

第5 災害医療機関の配置

1 基幹災害拠点病院 【秋田大学医学部附属病院】

- (1) 「秋田大学医学部附属病院」は「基幹災害拠点病院」に位置付け、重症患者への救命救急医療の提供、患者の収容に努めるとともに、災害規模によっては、「災害医療対策本部」の要請に基づき、複数の医療救護班の派遣を行う。
- (2) 災害拠点病院活動に加え、平常時においては災害医療の研究、教育活動を行う。

2 地域災害拠点病院

- (1) 町での対応を越える広域災害に対処するため、被災地への医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、緊急医薬品及び医療機材の備蓄など災害医療救護の中核的な役割を担う「地域災害拠点病院」を二次医療圏ごとに県が指定して配置する。
- (2) 災害拠点病院活動に加え、平常時においては災害医療の研修、訓練を行う。

地域災害医療センターの指定状況

地域区分	二 次 医 療 圏	地域災害拠点病院
中 央	秋 田 周 辺	秋田赤十字病院
		市立秋田総合病院
		秋田県立循環器・脳脊髄センター
	由利本荘・にかほ	由利組合総合病院

第6 災害医療救護計画の推進

1 保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会

県は、保健所、市町村、郡市医師会、災害拠点病院、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区支部、消防機関本部、警察等の関係団体及び地域住民の代表者から構成する保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の役割は次のとおりとする。

保健医療福祉協議会救急・災害医療検討部会の役割は次のとおりとする。

(1) 計画の進行管理

災害医療救護活動計画の推進及び秋田県医療保険福祉計画の進行を管理する。

(2) 訓練の検討

地域の防災訓練（災害医療に関する）の実施方法を検討する。

(3) 連携体制の確立

地域の災害医療関係者の連携体制の確立を図る。

(4) その他

その他災害医療に関する必要事項を検討する。

第22節 要配慮者支援計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害発生時には、自らの行動が制約される「災害時要配慮者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が極めて重要である。

このため、町は高齢者等避難を通知した時点から避難及び避難誘導、また、その後の避難所生活に至るまでの各段階において、時間の経過と想定される避難所の状況等に応じたきめ細やかな支援策を定めるとともに、これを実施するため関係機関との緊密な連携を図る必要がある。また、町は県と協力し、本節第3に述べる内容に主眼を置いた「災害時要配慮者避難支援プラン」の作成において、具体的な避難誘導、避難所の開設・運営、保健福祉サービスなどについて定める必要がある。

さらに町は、この計画の実効性について計画的な訓練の実施と検証を重ねることが必要であるとともに、県は、町が定める災害時要配慮者対策、並びに計画等について多面的な視点で積極的な助言・支援を行うことが重要である。

第2 災害時要配慮者の実態把握

災害時要配慮者の実態を把握するためには、名簿の作成が一般的であるが、これは災害時要配慮者の個人情報に関することであり、作成に当たっては本人及び家族の同意が必要であり、また、使用に当たっては本人又は家族の承諾と情報の守秘義務が町に課せられる。

第3 災害時要配慮者避難支援プランの作成

町は、災害時要配慮者の支援業務を的確に行うため、県、医療機関、社会福祉施設などと協力し、「災害時要配慮者避難支援プラン」の作成に努める。

また、作成にあたっては、秋田県「災害時要配慮者の避難支援プラン」の骨子を基にする。

1 災害時要配慮者避難支援プランの基本的な考え方

- (1) 災害時要配慮者に対する避難支援は、基本となる「自助（自ら身を守ること）」が身体的特性等から困難である場合が想定されるため、「共助（自治会、自主防災組織、近隣住民等地域による支援活動）」が特に重要となること。
- (2) 町は、災害時要配慮者への支援対策と対応した高齢者等避難（要配慮者を対象とした避難）を通知する。高齢者等避難は、災害時要配慮者及び避難支援者に対し、迅速で確実に伝達されることが重要であり、これを伝達するための情報システムの整備が不可欠であること。
- (3) 町は、災害時要配慮者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、

福祉関係機関と防災関係機関が連携し、災害時に活用できるようにすること。なお、個人情報取扱については、個人情報の保護に関する法律及び井川町個人情報保護法施行条例に基づいて、適切に収集、管理、利用及び提供を行う。

- (4) 災害時要配慮者避難支援プランの作成及び避難支援にあたっては、地域性への配慮が必要であること。

2 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- (1) 町は、地域防災計画に基づき、町民生活課や健康福祉課など関係部局との連携の下、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
- (2) 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (3) 名簿の作成に際しては、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を基にし、介護保険受給者台帳、各障害者手帳の交付台帳等により情報を収集するほか、町内会、自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会等を通じて、実態把握に努める。また、県及びその他の関係機関に対しても、難病患者に関する情報等、必要な情報提供を求め、積極的な情報の取得に努める。
- (4) 町は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、県警察、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。
- (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- (6) 名簿の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに。町は名簿情報の適正管理のために必要な措置を講じる。
- (7) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

3 個別避難計画の作成と活用等

- (1) 町は、町民生活課や健康福祉課など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題

に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (2) 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (6) 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

4 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

- (1) 町は、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

第4 避難行動要支援者対策

町は、避難行動要支援者名簿を作成し、「避難支援プラン」に基づいて支援体制を構築する。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、町、町内会、消防機関、消防団、五城目警察署、自主防災組織、民生委員、教育委員会、町社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉サービス等、その他福祉関係団体等、県地域振興局とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び個人情報の入手方法

必要な手続きを経て、次の台帳に登録されている者の情報を名簿作成に利用する。

- ア 介護・要支援認定台帳で要介護3～5の者
- イ 身体障害者手帳交付台帳で1・2級の者
- ウ 療育手帳交付台帳でAの者
- エ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳で1・2級の者で単身世帯
- オ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者
- カ 上記ア～オに準じる者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者

(3) 名簿の提供・更新

名簿を関係機関で共有するとともに、必要のある場合は条件を付して町内会、自主防災組織及び民生委員等に提供する。更新は、新たに転入してきた対象者や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち該当なる者を追加するとともに、死亡や施設への長期入所を把握した場合に名簿から削除するなど期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の情報に保つよう努める。

(4) 名簿情報の保護

町は、避難行動要支援者名簿を保持する機関に対し、以下のとおり措置を講じる。

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

(5) 要配慮者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、町の有線放送のほか、ファクシミリ、電子メール、放送事業や広報車等様々な手段を確保する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達についてはファクシミリや携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用して情報伝達を行うこと。

(6) 避難訓練

町は、避難支援に関係する機関と協力・連携し、防災訓練等において要支援者の避難支援訓練を実施する。

(7) 避難者支援関係者の安全確保

町は、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に関する措置を定める。

第5 避難所等における支援体制の構築

町及び避難所の施設管理者は、平常時から、要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認する。

また、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握するよう努めるとともに、災害時には必要に応じて福祉避難所への移送、医療・福祉施設への緊急入所等について関係機関と連携対応する。

第6 福祉避難所の指定等

(1) 福祉避難所の指定

町は、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員の確保が比較的容易である老人福祉施設等を福祉避難所として指定し、協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

(2) 福祉避難所の設置・運営

町は、災害時必要と認められる場合は、直ちに福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させ日常生活を支援するとともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。

第7 外国人、旅行者等の安全確保対策

町は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

また、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第23節 災害ボランティア活動との調整計画

(総務課・町民生活課・社会福祉協議会)

第1 計画の方針

災害発生時には、町、県等の行政機関はもとより、自主防災組織など地域コミュニティー団体の協力が不可欠である。また、避難所における避難者の生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に依拠するところが大い。

このため、町、県及び関係機関は、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための環境整備に努めるものとする。

第2 災害発生時の体制

(1) 町は、町社会福祉協議会と協力し、「現地災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。町社会福祉協議会は、必要時に災害ボランティアセンターを迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるようにするため、町及び地域の関係団体と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努める。町は、町社会福祉協議会によるマニュアル作成について、積極的に協力・支援するよう努めるほか、災害発生時の官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、現地災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会）との役割分担等を定めるよう努める。特に、現地災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記するなど、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(2) 「現地災害ボランティアセンター」は、町庁舎内又は近隣に設置し、町及び町社会福祉協議会又は関係ボランティア団体等が緊密な連携をとれる体制を整備する。

第3 災害ボランティアの派遣の受け入れ

1 専門ボランティア

町はボランティアの必要があると認めるときは、派遣を県に要請する。

専門ボランティアの活動分野は次のとおりとする。

- (1) 災害救援（初期消火、救助、応急手当及びその他支援）
- (2) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
- (3) 福祉（手話通訳、介護等）
- (4) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）
- (5) 建築物危険度判定（応急危険度判定士）
- (6) 土砂災害危険区域等の調査（斜面判定士）
- (7) 通訳
- (8) 特殊車両の操作（大型重機）
- (9) ボランティアコーディネート
- (10) その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

2 一般ボランティア

専門ボランティア以外の一般ボランティアの活動分野は次のとおり。

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否確認、生活情報などの収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業
- (5) 危険を伴わない応急復旧作業
- (6) 避難所等における被災者への介護・看護補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアとの連携

町及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

また、町及び県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、その活動環境の整備を図るものとする。

さらに、町及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともにそのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

4 派遣ボランティアの受け入れに関する基本事項

- (1) 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- (2) 現地の状況や活動内容を事前に周知すること。
- (3) 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。ボランティアコーディネーターは、時間の経過に伴い変化するボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、派遣に対する連絡調整に努めるものとする。

第24節 企業防災計画

(総務課・町民生活課・社会福祉協議会)

第1 計画の方針

災害時における企業活動の停止が社会に与える影響は大きく、このため各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。

町及び関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第2 企業の役割

企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスク自体を減らすリスクコントロールと、リスクの移転等により経営への影響度を緩和するリスクファイナンスの組み合わせによる、リスクマネジメントの実施に努めるものとする。

1 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。加えて、豪雨や暴風な

どで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

3 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施等、防災活動の推進に努める。

4 地域貢献・地域との共生

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場合は、平時から地元地方公共団体との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- ・ 援助金の提供
- ・ 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- ・ 保有する水・食料等の物資の提供
- ・ 災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- ・ 社員のボランティア活動への参加

第3 企業防災促進のための取組

町及び関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上を図る。

1 防災訓練の実施

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等と呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）の策定促進

事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援

するとともに、被害想定やハザードマップなど、事業継続計画（BCP）策定のための基礎データを積極的に提供する。また、事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

4 企業の防災に係る取組の評価

企業の防災に係る取組について、表彰等により地域の防災意識の向上を図る。

第4 要配慮者利用施設における避難計画等の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第25節 広域応援態勢の整備計画

（総務課・町民生活課・関係機関）

第1 計画の方針

大規模災害発生時において、被災地方公共団体及び被災公共機関等が単独では十分な対応が困難となった場合に備え、町及び関係機関は円滑な広域応援協定等を締結するなど、広域的な応援態勢の確立に努めるものとする。

第2 県及び県内市町村間の相互応援協定

町は、県及び県内市町村と協定を締結しており、これに基づき被災市町村への応援を行う。

・災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定・・・資料編参照

第3 県内消防機関相互応援協定

県内の市町、消防の一部事務組合等は、相互協定を締結しており、これに基づき被災市町村への応援を行う。

・秋田県広域消防相互応援協定書・・・資料編参照

第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

電気・電話・ガス・水道等のいわゆるライフライン関係事業者は、大規模災害発生時において迅速的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援態勢の充実を図

るとともに、県の範囲を越える支援態勢について必要な応援協定等の締結に努めるものとする。各相互応援協定は「資料編 第9節派遣・応援・協定に関する資料」参照

第5 町における防災拠点の整備等

町は、災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備拡充を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については防災活動拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

1 地域防災拠点の整備

町は、地域の状況に応じて、災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能を果たすための総合施設、防災教育施設、備蓄施設、その他の地域防災拠点施設にふさわしい施設等の積極的な整備に努める。

2 防災用資機材等の整備

町は、応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。

3 物資集積拠点の整備等

市町村が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送される場合のほか、市町村内の避難所が多数ある場合には、市町村においても、救援物資の受け入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、町は二次物資集積拠点施設の運営及び物資集積拠点から避難所への輸送等について、倉庫事業者や運送事業者からの協力が得られるよう、町は、これらの事業者との協定を締結するよう努める。

第26節 大規模停電対策計画

(総務課・町民生活課・健康福祉課・産業課・教育委員会・関係機関)

第1 避難所、公共施設等への非常用電源等の整備と燃料の確保

町は、停電が長期間にわたる場合においても、必要な電源を確保するため防災拠点施設、避難所、福祉・医療施設、農業・上下水道施設等に非常用電源又は自家発電機の整備するほか、燃料の備蓄等に努める。

また、非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

第2 非常用発電機等の燃料確保

(1) 非常用発電機等を整備している施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(2) 町、県及び災害拠点病院など災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

(3) 医療、福祉施設管理者は、非常用電源の整備に努める。また、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

第3 大規模停電時における情報伝達体制の整備

町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。

第4 大規模停電を想定した訓練の実施

公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成等）を定め、職員や利用者への周知に努めるものとする。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

第27節 津波災害予防計画

(総務課・町民生活課・教育委員会・産業課)

第1 計画の基本

津波災害から身を守るためには、自分の命は自分で守るという観点にたって、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで海岸から避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現する必要がある。井川町に海岸はないが、県の「津波浸水想定域（農地など）」や、河川を遡上した場合に危険となる「井川堤防の内側」から避難する事を基本とする。そのため、町では様々な機会に多様な手段により、地域の実情に応じて津波防災に関する啓発及び教育を実施する。また、津波に関する防災教育、訓練等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとる事ができるように、ハザードマップ等を活用し、広報誌、町のホームページ等の広報媒体や、防災出前講座や地域コミュニティー活動などの様々な手段・機会を利用して津波防災意識の向上を図る。なお、町の浸水域の状況から、特に農地を利用する農業者への啓発活動には力を入れる。

第3 防災教育の推進

町は、学校において地域の特徴や、海岸を持つ他市町村の過去の津波の教訓を生かした防災教育に努め、本町を離れ、他の地域に行っても津波災害から身を守る力を養う。

第4 津波防災訓練の実施

町は、町民及び防災関係機関等と連携し、津波災害を想定した情報収集伝達、避難等の総合訓練を定期的実施する。また、この訓練から得られた課題を整理検討のうえ、防災機関職員への防災教育に反映させる。

第5 避難・指定緊急避難場所

町では指定緊急避難場所を定めているが、本町の場合「津波浸水想定域（農地）」は限定的であり、しかも人家は含まれていない。よって、まずは危険な箇所である「津波浸水想定域（農地）」や「井川堤防の内側」を把握のうえ、当該場所から避難することを基本にする。

第6 津波浸水想定域への看板の設置

町では、「津波浸水想定域（農地）」に区域を知らせる看板を設置し、道路利用者や地域住民土地の利用者の津波に対する防災意識の向上を図る。

第2章 災害応急対策計画

第1節 自衛隊の災害派遣要請計画

(総務課・町民生活課)

第1 計画の方針

自衛隊の災害派遣は、自衛隊法第83条及び防衛省災害業務計画に基づいて行われるものであり、その要請は知事が行う。

町にあっては、主として要請手続き、現地の受け入れ態勢、経費の負担について計画するものとする。

第2 災害派遣要請権者

要 請 権 者		対象となる災害	関係法令
知 事		主として陸上災害	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項
政令で定める者	海上保安庁長官	主として海上災害	自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第105条
	第二管区海上保安本部長		
	仙台空港事務所長	主として航空機遭難	

第3 担当地域

陸上自衛隊第21普通科連隊	県下全域
航空自衛隊秋田救難隊	県下全域及び海上区域
航空自衛隊第33警戒隊	県下全域及び海上区域

第4 災害派遣要請の範囲・対象

1 災害派遣の範囲

- (1) 災害が発生し、知事が、人命又は財産保護のため、必要があると認めて要請した時。
- (2) 被害が発生する可能性が大きく、知事が予防のため要請し、事情やむを得ないと認めた時。
- (3) 突発的な災害で、救援に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められ、自主的に派遣する時。

ア 関係機関に対し、災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合、直ちに救援措置をとる必要があると認められること。

ウ 海難事故、航空機事故及び鉄道運転事故の発生を探知するなど、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものと認められること。

エ その他の災害において、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合、自衛隊の自主派遣の後、知事から派遣要請があった場合には、その時点から要請に基づく救援活動となる。

2 要請基準

- (1) 災害の状況、災害救助に従事している防災関係機関の活動状況からみて、自衛隊の活動が必要、かつ適当であること。
- (2) 救助活動が自衛隊でなければできないと認められる緊急性があること。
- (3) 人命又は財産保護のため、公共性を満たすものであること。
- (4) 自衛隊以外に災害救助活動に対応できる手段がないこと。
- (5) 救援活動の内容が自衛隊の活動にとって適切であること。

第5 任 務

- 1 被害情報の把握（被災地の偵察）
- 2 避難の援助
- 3 救急医療、救護・防疫
- 4 人員、物資の緊急輸送
- 5 給食・給水
- 6 入浴支援
- 7 遭難者の搜索活動
- 8 通路・水路の応急啓開
- 9 水防活動
- 10 消防活動
- 11 危険物の除去・保安
- 12 救援物資の無償貸付・譲与

※「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与

- 13 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

第6 災害派遣要請手続き

- 1 町長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、資料編に示す『自衛隊の災害派遣要請について（依頼）』により、知事等に災害派遣要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線等により行い、事後速やかに文書を提出する。（総合防災課

經由)

- 2 町長は、通信の途絶等により知事に対して派遣要請の要求ができない場合は直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なおこの通知をした場合には、その旨を速やかに知事に通知する。
- 3 町長は事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請を依頼するいとまがない場合は、直接、連隊長等に通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

第7 災害派遣部隊の受入れ

町長は、派遣部隊が現地到着後直ちに効率的な活動ができるようにするために、次の措置をとるものとする。

- 1 県及び部隊指揮官との連絡責任者を定めること
- 2 派遣部隊等を誘導するための要員を要所に派遣すること
- 3 作業計画を立て、部隊到着後直ちに指揮官との連絡調整ができるようにすること
- 4 作業に必要な資機材を整備すること
- 5 必要により、災害の地域、災害の程度を示した地図、又は略図を準備すること
- 6 派遣部隊等の宿舍及び給水について便宜を図ること
- 7 必要に応じ、ヘリポートを設置すること

第8 自主派遣における措置

- 1 指定部隊の長は、可能な限り早急に知事等に対し自主派遣について連絡するものとする。
連絡事項は、派遣日時、派遣場所、救援活動内容、当該部隊長の官職・氏名、隊員数とする。
- 2 町長は、知事からの通知又は部隊の長から直接連絡を受けた場合は、本節第7「災害派遣部隊の受入れ」に定める措置に準じた措置をとるものとする。
- 3 自主派遣後において、知事等から要請があった場合は、その時点において当該要請に基づく救援活動となることから、知事等は、本節第6「災害派遣の要請手続き」に定める措置をとるものとする。

第9 災害派遣の撤収要請

町長は災害派遣の目的を達成したときは、指揮官と事前に十分協議のうえ、知事に対し応急復旧状況を報告して災害派遣部隊の撤収を要請する。

第10 経費の負担区分

災害派遣の伴って生じる経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分に定めのないものについては、その都度協議のうえ決定する。

1 自衛隊が負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食料費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

2 町が負担する経費

上記1に掲げた経費以外の経費について負担する。

第11 災害派遣要請及び撤収に関する様式

資料編を参照。

第2節 広域応援計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

大規模災害発生時においては、被害が広範囲にわたり発生し、町単独での対応は困難を極め、さらには県及び県内の機関をもってしても十分な対応ができない事態も想定される。

このような場合、被災をしていない市町村、隣接県への協力依頼をはじめ、国、自衛隊及び民間団体等に応援を要請し災害応急復旧対策を実施する必要があることから、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、執務スペース、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

第2 地方自治体との相互協定

1 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

県及び県内全市町村は次のとおり協定を締結しており、これにより被災市町村への応援を行う。

応援の要請	1 被災市町村は、県に対して応援を要請することができる。 2 被災市町村は、県に要請するいとまがない時は、他の市町村に直接応援を要請することができる。
応援の種類	1 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供 2 避難所の開設及び避難者の受入れ 3 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供 4 応急活動に必要な職員の派遣 5 上記のほか、被災市町村から特に要請のあったもの
要請を受けた県・市	1 県は、被災市町村からの応援要請に対し、他の市町村に応援を要請する。

町村の役割	2 要請を受けた他の市町村は、対応可能な応援内容を県に報告する。 3 県は、他の市町村からの応援内容を調整する。 4 県は、自ら実施することが適当な場合は、直ちに応援を実施する。
自主応援	1 県及び他の市町村は、被災市町村が応援要請できない状況にあると判断した場合には、自主的に応援することができる。 2 自主的に応援した市町村は、その内容を県に報告する。

2 消防機関等の相互応援

相互応援については、秋田県広域消防相互応援協定書、湖東地区一部事務組合と五城目町との消防相互協定及び五城目町、八郎潟町、井川町、飯田川町、昭和町消防相互応援協定によるものとする。

第3 応援要請等

- 1 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認められる時は、他の市町村長及び知事に対し応援を要請する。
- 2 応援要請の手続きは、災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫、文書による時間がない場合には取りあえず、電話で要請する。
- 3 応援要請に当たっては、次の内容について明らかにする。
 - (1) 応援を受ける業務の内容
 - (2) 応援を要する人員・資材等
 - (3) 応援を要する期間
 - (4) 応援を受ける場所
 - (5) その他応援上必要な事項
- 4 応援の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動し、身分の移動は行わない。
 - (2) 応援隊のために要した費用は、当町が負担する。

第4 職員の派遣要請

- 1 町長は、災害応急対策又は応急復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣要請をする。この際、知事に斡旋を求めることができる。
- 2 町長は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特別の必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に職員の派遣を求めることができる。
- 3 派遣要請は、文書を持って行う。
- 4 派遣要請に当たっては、次の内容について明らかにする。

- (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項
- 5 派遣職員の身分取り扱いは、次のとおりとする。
- (1) 個人的に派遣先に配属され、当町の身分と併任される。
 - (2) 派遣職員の分限及び懲戒処分等は、職員を派遣した機関が行う。
 - (3) 給料・諸手当等職員を派遣した機関が負担し、当町の職務に従事したことに対するものは当町で負担する。

第5 人的支援

町は、大規模災害が発生し、町のみでは災害対策業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、県に対し、応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣の要請を行うものとする。

また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、町は、応援職員や関係機関と災害対応の進捗状況や人的支援に係るニーズの確認、情報共有をし、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

第6 応急措置の代行

知事は、災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が行うべき事務について、次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定し、同地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退去を命ずる。
- 2 他人の土地・建物・工作物等を一時使用若しくは、収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。
- 4 現場にいる者を応急措置の業務に従事させる。

※各相互応援協定は「資料編第9節 派遣・応援・協定に関する資料」参照

第7 他都道府県からの被災者の受入・支援

町長は、大規模災害が発生した際は直ちに町有施設等の受入可能状況を調査するとともに、被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、関係機関及び被災

都道府県と連携を図り速やかに被災者の受入を行い、被災者のニーズに沿った支援を行う。

第8 広域受援計画の策定等

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

加えて、町は訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第3節 気象予報等の伝達計画

(総務課・町民生活課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

気象予報等の発表、火災警報及び水防警報の発令基準、並びに伝達体制を明確にすることにより、災害予防対策を確立する。

第2 気象注意報・警報等

秋田地方気象台は、気象・地象（地震は、発生した断層運動による地震動に限る）・水象等の観測結果に基づき、特別警報、警報、注意報（大津波警報・津波警報・津波注意報及び噴火警報を除く）及び台風、大雨、竜巻等突風に関する気象情報を発表し、防災関係機関等へ伝達する。また、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。その際、住民にとって分かりやすく伝達するよう努めるものとする。

特に、特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく大きく、災害が発生又は切迫している状況であり、住民は命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5相当の情報であり、気象業務法において市町村から住民への周知の措置が義務づけられていることから、町は、あらゆる情報伝達手段を用いて、迅速に伝達するものとする。なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

また、秋田地方気象台は、情報伝達を円滑に行うため防災気象情報に関する連絡会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

1 種類と発表基準

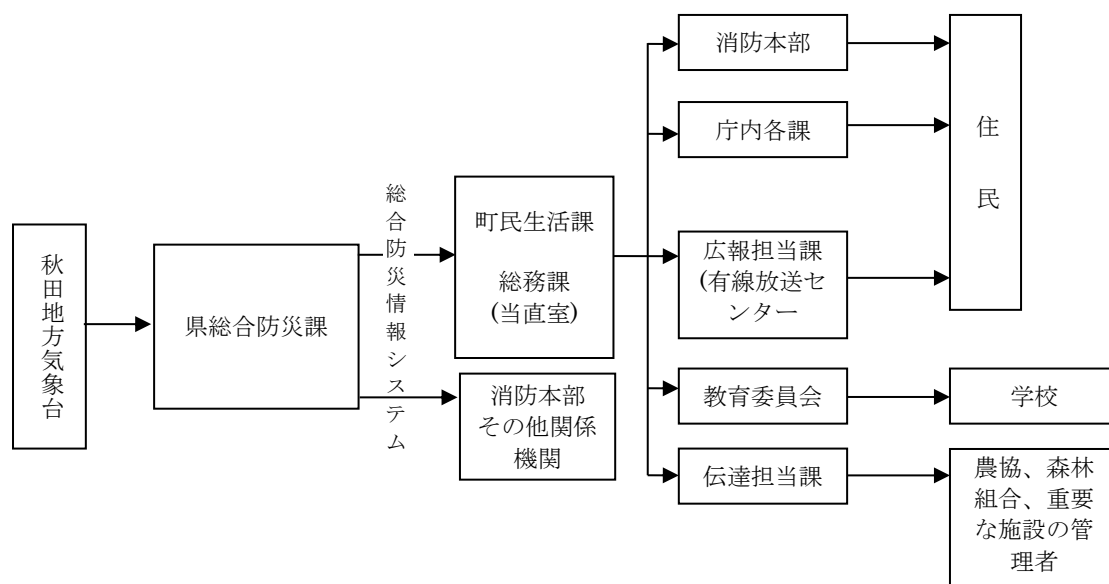
大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等で実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。

また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

「資料 第2節 情報の収集及び伝達に関する資料」による。

2 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。



3 計画に当たって留意すべき事項

- (1) 受領・伝達の担当者は、正と副の2名とすることが望ましい。
- (2) 予報の種類に基づく伝達の優先順位を定めておくことが望ましい。

(3) 伝達に当たっては、必要に応じ所要の対策・措置すべき事項も併せ指示する。

第3 水防警報

国土交通大臣又は秋田県知事が、その指定する河川、湖沼等について、洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあると認められるときに水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
(水防法第2条の7) 詳しくは秋田県水防計画による。

第4 火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上、危険であると認めたときは、火災警報を発するものとする。

火災警報発令のための基準は次のとおりとする。

- 1 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下の見込みのとき
- 2 実効湿度70%以下で、平均風速8 m/ s 以上の見込みのとき
- 3 平均風速13m/ s 以上の見込みのとき

ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

第5 竜巻注意情報

雷注意報を発表中に、今まさに竜巻や発達した積乱雲に伴う激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断したときは、竜巻や発達した積乱雲に伴う突風に注意を呼びかける情報。

簡単な文章形式で、有効期間（発表から約1時間が目安）を明示。

第6 警報等の受領等

気象警報等は、気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、受領した県は町及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。

第4節 災害情報の収集・伝達計画

(総務課・町民生活課・産業課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

災害対策を円滑に実施するためには、迅速・正確な情報を収集するとともに、的確に関係機関へ伝達することが必要である。また、県、町及び防災機関は災害に関する情報の収集・伝達について相互に緊密な連携保持に努め、かつ収集した情報の共有化を図るものとする。

第2 災害情報収集体制及び伝達系統

災害が発生した場合は、町並びに防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集に当たり、あらかじめ構築した複数の伝達系統により、確実に情報を伝達するものとする。

- (1) 航空機、無人航空機による目視・空撮などによる情報収集

- (2) 被害規模に関する概括的な情報の上部機関への報告
- (3) 災害応急活動に関する相互に緊密な情報交換

また、町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関へ提供し、情報の共有を図るものとする。

第3 浸水想定区域の公表

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国及び県から浸水想定区域の指定があったときは、災害ハザードマップに記載・配布し、住民に知らせる。

第4 異常現象発見時の措置

1 異常現象を発見した場合

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに町長、又は警察官等に通報するものとする。また、通報を受けた町長等は、速やかに秋田地方気象台、県その他関係機関に通報する。

2 通報を要する異常現象等

- (1) 気象（著しく異常な気象現象）……竜巻など
- (2) 地象（火山関係）……噴火現象など（地震関係）……群発地震
- (3) 水象……異常な潮位など

3 被害及び応急対策の状況

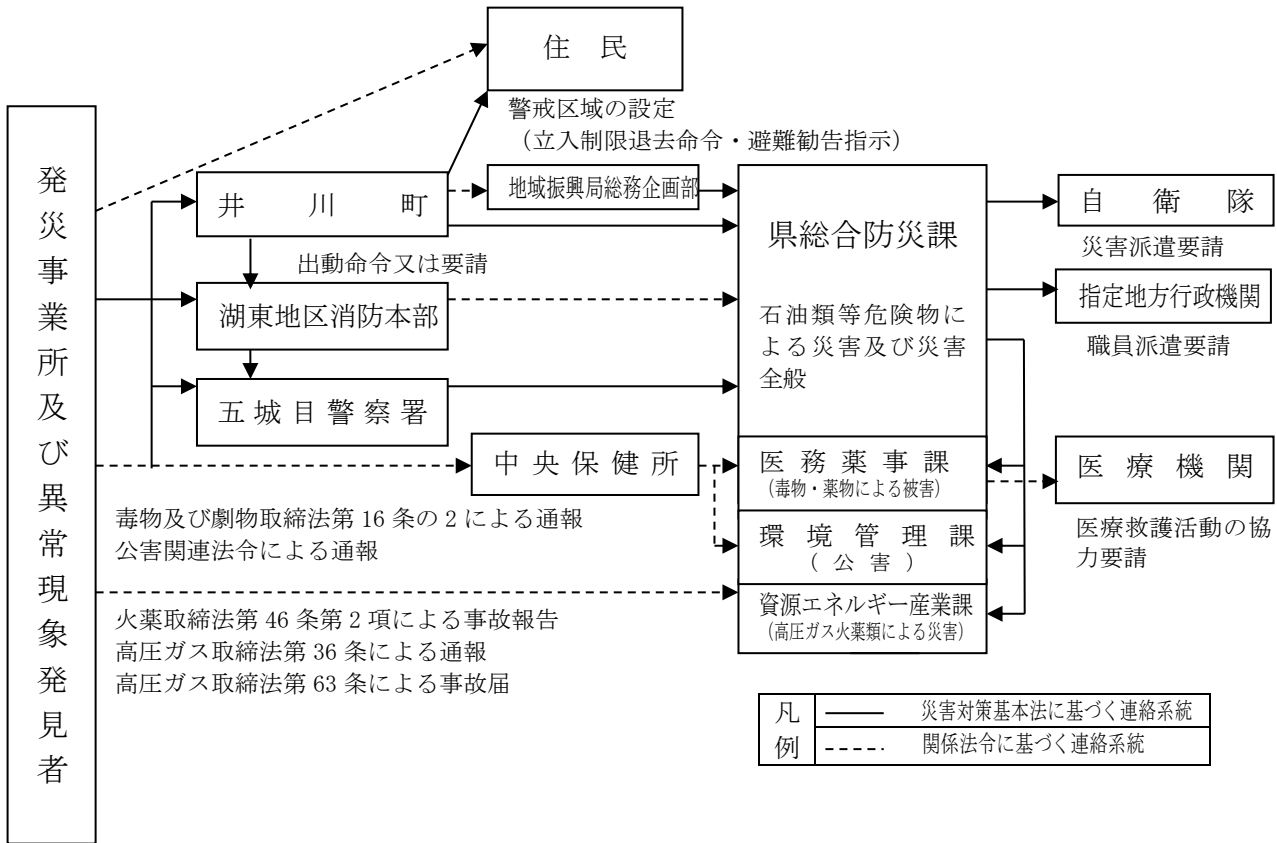
- (1) 被害及び応急対策の状況については、各部がそれぞれ収集する。
- (2) 集計等は総務部の担当とし、常にその現況を明らかにする。

4 住民に対する周知徹底

災害情報の伝達は、有線放送・電話・サイレン・広報車・ホームページ等による。

第5 特殊災害発生時に関する情報

大規模災害、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。



第6 被害報告

1 町の報告

町は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部等を設置している場合は、当該災害対策本部等）へ報告する。ただし、県総合防災課へ報告できないとき、または、特に迅速に報告すべき火災、災害等については、直接消防庁へ報告するものとする。

なお、消防機関は119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県へ報告するものとする。

（1）災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、第1報で死傷者の有無等を報告する場合）には、1号様式を用いて報告する。

① 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- c その他これらに類する災害の概況

② 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。特に、人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。

③ 応急対策の状況

当該災害に対して、町（消防機関を含む。）が講じた措置について具体的に記入する。特に、住民に対して避難の指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。

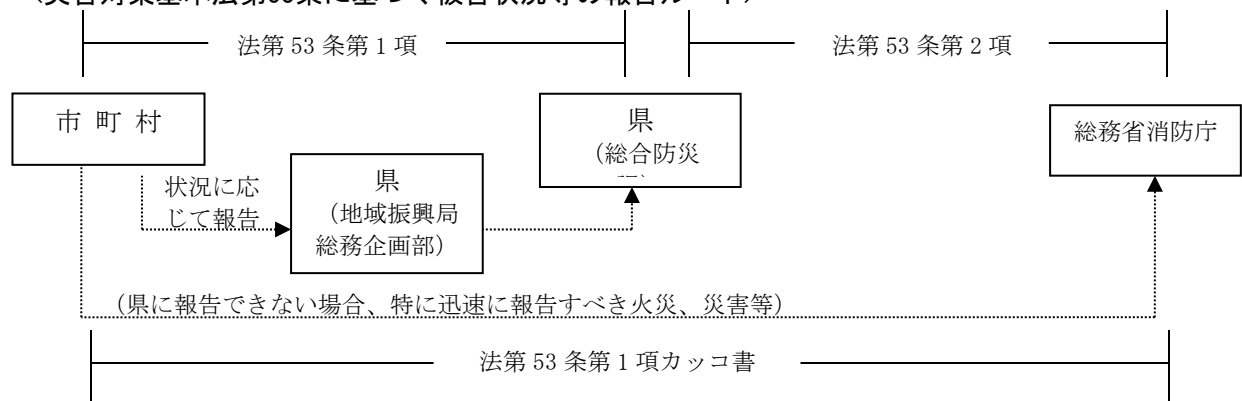
(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第、その状況を様式2により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に様式2により報告する。

<災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート>



《 消防庁連絡先 》

回 線 別 \ 区 分		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	平日 (左記時間帯以外) ・休日 ※宿直室 (消防防災・危機管理センター)
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49012
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

(注) *は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

第7 安否情報の収集・伝達体制

1 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

2 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

県、市町村は、大規模な自然災害が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、県、市町村は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

様式1 (災害概況報告)

受信者氏名 _____		報告日時 _____		年 月 日 時 分	
災害名 _____ (第 報)		都道府県 _____		秋田県	
		市 町 村 (消防本部名)		井川町	
		報告者名 _____			

災害の概況	発生場所				発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住宅被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式2 災害即報・確定報告

市 町 村				区 分				被 害	
災 害 名 ・ 年月日 ・ 即報/確定報				そ の 他	田	流失・埋没	ha		
						冠 水	ha		
		月 日	時			畑	流失・埋没	ha	
							冠 水	ha	
報 告 者 名					学 校	箇所			
区 分		被 害			病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者		人		道 路	箇所			
	うち 災害関連死者		人		橋 り よ う	箇所			
	行方不明者		人		河 川	箇所			
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇所			
		軽 傷	人		砂 防	箇所			
	住 家 被 害	全 壊			棟	清 掃 施 設	箇所		
世帯					鉄 道 不 通	箇所			
人					被 害 船 舶	隻			
半 壊		棟	水 道		戸				
		世帯	電 話		回線				
		人	電 気	戸					
一 部 破 損		棟	ガ ス	戸					
		世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
		人							
床 上 浸 水		棟							
		世帯							
		人	り 災 世 帯 数	世帯					
床 下 浸 水		棟	り 災 者 数	人					
		世帯	火 災 発 生	建 物	件				
		人		危 険 物	件				
非 住 家		公 共 建 物		棟	そ の 他	件			
	全 壊	棟	参 考	一 部 破 損 (非住家)	棟				
	半 壊	棟		浸 水 (非住家)	棟				

区 分		被 害	災 害 設 置 対 策 状 本 部 況					
公 立 文 教 施 設		千円						
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
そ の 他	農 産 被 害	千円			災 害 救 助 法 適 用 の 有 無	日 時		
	林 産 被 害	千円				備 考		
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	住 家 被 害	千円						
	非 住 家 被 害	千円						
	そ の 他	千円				消防職員出動延人数		人
被 害 総 額		千円			消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所	大字			以降			
	災害発生年月日							
	災害発生時間							
	災害の概況							
	消防の活動状況							
	その他							

※複数被害を報告する場合、備考欄「その他」に内訳を記入してください。

第8 被害の認定基準

分 類	用 語		被 害 程 度 の 認 定 基 準
人的被害	死 者		当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
		災 害 関 連 死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行 方 不 明 者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	重 傷 者	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1 月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽 傷 者	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大 規 模 半 壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中 規 模 半 壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半 壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準 半 壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水		全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家		住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。		
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
分類	用語	被害程度の認定基準	
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。	

	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電 話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水 道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電 気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。	
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員をいう。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
分 類	用 語	被 害 程 度 の 認 定 基 準
被 害 金 額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和22年法律第247号)による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については未査定額（被害見込額）を記入するものとする。	
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。

水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第5節 孤立地区対策計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

町は、大雨・洪水、豪雪、雪崩等などによる孤立想定地区(中山間地集落、限界集落)の調査を進め、認められた場合は、防災対策を講ずるものとする。

第2 交通路の確保

国・県・町の道路管理者、並びに東日本高速道路などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害発生、雪崩等の発生を想定し、警察や運輸機関と連携し雪崩発生危険箇所及び周辺地域の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、雪崩等を確認した場合、又土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、県と町は早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、被害調査を実施し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の整備に努める。

町は、衛星携帯電話機に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備につとめる。

町は、小型可搬型自家発電機の計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

町は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポート設置し、識別できる標識等を設置する。

第6 緊急物資の備蓄

想定孤立集落又は地区ごとに、町と関係町内会等は協力して次の緊急物資の備蓄に努める。

	品目・用途等	備 考
飲 料 水	ミネラルウォーター、お茶など	
給 水 用 品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食 料 品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生 活 雑 貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる 暖房器具など
発 電 機	小型可搬式自家発電機	
燃 料	暖房用、炊事用、発電機用	
医 薬 品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
そ の 他	必要雑貨	

第7 し尿、ごみの処理

町は、洪水又は積雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、住民に周知する。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積する。

第6節 通信運用計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

県、町及び関係機関は、被害情報の収集、並びに応急対策に必要な指示、命令、報告などの重要通信を迅速・的確に実施するため、通信システムの徹底した維持管理、機能の高度化に努めるとともに、訓練を通じ通信システムの機能及び運用体制を検証し、これを各機関における通信運用計画に反映させる。

第2 通信の確保

町機関及び防災関係機関は、それぞれが所管する通信の確保に必要な措置を県の例に準じて講ずるものとする。

第3 他機関の通信施設の利用

大規模災害により通信の確保が困難となったとき防災関係機関は、他の機関の設置する専用通信施設を利用して通信の確保を図ることができる。

1 利用できる通信施設

- (1) 電気通信事業法に基づき、電気通信事業者の承認を受けた災害時専用有線電話
- (2) 地域の孤立防止のため、町役場等に常設の孤立防止用衛星通信装置
- (3) 被災地の避難所（施設）等に設置された有線、又は、可搬型衛星通信装置による特設電話

2 防災相互通信用無線

災害時に県及び町等が現地で防災関係機関と直接無線連絡を必要とする場合に使用する。防災相互通信用無線機の使用の際には、お互いに協議するものとする。

3 非常通信

災害等により一般通信系が被害を受け、不通又はこれを利用することが著しく困難な場合は、非常通信協議会の更生機関等の通信設備を利用し、電波法の定めるところにより、非常通信により防災業務を遂行する。なお、非常通信を行った場合は、速やかに東北総合通信局に報告する。

第4 通信の規制等

災害の発生時における通信が輻輳軽減と円滑な情報伝達を図るため、通信施設の管理者は必要に応じ通信規制など、適切な措置を講ずる。

第5 通信施設の応急復旧対策

災害時における通信確保は、防災活動上極めて重要である。このため、有線放送設備の安定運営確保に努めるとともに、町及び各機関は、通信施設の改善と保守点検、運用管理に万全を期さなければならない。また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておく必要がある。

1 東日本電信電話株式会社秋田支店の施設

(1) 基本方針

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、災害の状況、電気通信設備の被害状況、通信の輻輳状況などに応じた応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

ア 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の確保、電気通信設備の復旧などについて速やかに対策がとれる体制をつくる。

イ 通信サービスの復旧順位

第1順位

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、輸送、通信、電力の各機関

第2順位

ガス、水道、選挙管理、金融、報道及び第1順位以外の国又は地方公共機関

第3順位

第1順位、第2順位に該当しない機関等

ウ 通信の非常疎通措置

災害時の通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

- (ア) 中継順路の変更等のほか、必要に応じ臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (エ) 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

エ 災害状況等に関する広報

災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用帯制限を行った場合は、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を住民等へ周知する。

- (ア) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- (イ) 通信の途絶又は利用制限の状況と理由
- (ウ) 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ
- (エ) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- (オ) 住民に対し協力を要請する事項
- (カ) その他必要な事項

第7節 広報計画

(総務課・町民生活課)

第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況などを十分把握しながら効果的な広報活動を行う。

災害発生時における広報は、県及び町が行うもののほか、報道機関等との密接な連携を維持し被害の状況及び応急復旧対策の実施状況等についての的確に広報する。

なお、災害時要援護者への配慮、並びに住民等からの問い合わせについては、適切な体制の整備を図るものとする。

第2 広報担当及び災害対策本部との連絡

災害状況、被害状況等に関する広報は、全て総務部広報・記録班において行う。また、各部において広報を必要とする事項は、すべて総務部広報・記録班に連絡するものとする。

第3 広報する情報

災害広報は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、概ね以下の項目にについて、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

なお、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては原則として本人の了解を得るものとする。

- 1 災害対策本部等の設置に関すること。
- 2 死傷者、並びに住宅被害に関すること。
- 3 避難指示等発令状況、避難者（特に避難行動要援護者）、避難所の開設・運営等に関すること。
- 4 安否情報に関すること。
- 5 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関すること。
- 6 燃料油に関すること。
- 7 電話、道路、鉄道などの公共施設被害に関すること。
- 8 警備などの治安状況に関すること。
- 9 被災者の生活再建支援に関すること。
- 10 応急仮設住宅の建設及び入居に関すること。
- 11 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関すること。
- 12 二次災害の防止に関すること。
- 13 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関すること。
- 14 災害ボランティアの募集に関すること。
- 15 避難経路に関すること。
- 16 警察施設の代替施設に関すること。
- 17 警察ホームページの代理掲載に関すること。
- 18 その他

第4 広報手段

広報については、情報の出所を明記の上、災害の規模、態様などに応じ、最も有効な方法で実施するものとする。特に、停電や通信障害が発生した場合は、住民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。

広報手段については、様態に応じて最も有効な方法を活用する。

- 1 有線放送による広報
- 2 広報車による広報

- 3 チラシ・ビラ等による広報
- 4 報道機関による広報
- 5 職員を派遣しての広報（交通通信施設が途絶したとき）
- 6 その他インターネットの活用など有効な手段による広報

第8節 避難対策計画

（総務課・町民生活課・健康福祉課・関係機関）

第1 計画の方針

町長は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、居住者、観光客、滞在者などの安全を確保するため、高齢者等避難、避難指示（以下「避難指示等」という。）を決定し、これらを通知する。

また、指定避難所を開設し、水・食料、生活必需品等の備蓄物資の放出・配給、並びに不足物資等の調達、さらに保健・衛生面など避難者又は被災者の生活支援を行う。また、これら生活支援等の実施に当たっては、災害時要配慮者や女性への十分な配慮と、福祉避難所の開設を検討する。並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第2 避難情報の発表に関する実施責任者

実施責任者	内 容 （ 要 件 ）	根 拠 法
町 長	災害全般（災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難を指示する。）	・ 災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（町長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき。）	・ 災害対策基本法第61条 ・ 警察官職務執行法第4条
海 上 保 安 官	〃 （ 〃 ）	・ 災害対策基本法第61条
自 衛 官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	・ 自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員又は水防管理者（町長）	洪水、津波又は高潮のはん濫についての避難の指示	・ 水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・ 地すべり等防止法第25条

第3 避難情報の実施範囲

町長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断基準を第4章の4のとおり定める。

また、避難のため立退きを指示したときは速やかに知事に報告する。

なお、町長が警察官又は海上保安官から避難のための立退指示を受けたとき、また、避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告するものとする。

1 町

警 戒 レ ベ ル 3 高 齢 者 等 避 難 (注1)	▼発令される状況：災害のおそれあり ▼居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・危険な場所から高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人）は避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難をするタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場合の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警 戒 レ ベ ル 4 避 難 指 示 (注2)	▼発令される状況：災害のおそれが高い ▼居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き又は屋内安全確保）する。
警 戒 レ ベ ル 5 緊 急 安 全 確 保 (注3)	▼発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ▼居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(注1)「高齢者等避難」は、災害対策基本法第56条第2項を根拠規定としており、町長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、町長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

(注2)「避難指示」は、災害対策基本法第60条第1項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル4の避難指示を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。なお、津波については避難指示に警戒レベルを付なさいこととしている。

(注3)「緊急安全確保」は、災害対策基本法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、町長は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、町長は警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

2 警察官

警察官職務執行法による措置	災害で危険な事態が生じた場合、警察官はその場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、避難させ又はその場に居合わせた者その事物の管理者、その他関係者に対し、必要と認められる危害防止措置をとることを命じ、自らその措置をとる。
災害対策基本法による指示	町長による避難指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者などに対し避難のための立退きを指示する。
報告・通知	警察官職務執行法に基づき警察官がとった措置は、順序を経て公安委員会に報告する。災害対策基本法により避難のため立退きを指示したとき、並びに避難の必要がなくなったときは、町長に通知する。

3 自衛官

避難等の措置	自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいる場合に限りに、2の警察官職務執行法による措置に基づく避難等の指示をする。
報告	上記により自衛官がとった指示については、順序を経て防衛大臣の指示する者に報告する。

4 水防管理者

指示	洪水・津波等により著しい危険が切迫していると認められたときは立退くことを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

5 知事又はその命を受けた職員

洪水	水防管理者の指示と同様
指示	(洪水・津波) 水防管理者の指示と同様である。 (地すべり) 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、地域内の居住者に対し立退きを指示する。
通知	避難のための立退きを指示したときは、当該区域を管轄する警察署長に通知する。

第4 避難情報の伝達

1 伝達手段

町長は、有線放送、携帯電話メール、広報車、消防職員や地域コミュニティー団体など、あらゆる伝達手段を活用・駆使し、住民への直接避難情報の周知徹底を図る。また、消防職員や消防団などの巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

2 高齢者等避難

町長は、避難行動要支援者の安全で円滑な避難を確保するため、避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。高齢者等避難が発令された場合、個別避難計画に基づき、あらかじめ定めておいた手段（移動用具、自家用車等）により、避難行動要支援者をあらかじめ定めておいた場所（避難所、医療機関等）へ誘導・搬送する。

3 避難指示

町長は、地域の必要と認める居住者等に対して、避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図るとともに、消防、警察などの協力により住居又は危険地区から避難対象住民全員の立退きを促す。

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

- （１）避難の対象地域
- （２）避難指示の理由
- （３）避難指示の期間
- （４）避難先
- （５）避難経路
- （６）その他必要な事項

4 緊急安全確保

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。

5 その他

町は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。

6 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令基準

住民を避難させるにあたっては、そのときの情勢を検討し次の区分及び基準により行う。

種 別	内 容	基 準
警戒レベル3 高齢者等避難	避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、避難行動要支援者の迅速、かつ安全な避難を確保するため、情報を通知する。	『浸水』 ● 大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表され、発令が適当であると判断した場合 ● 河川の水位がはん濫注意水位に達し、発令が適当であると判断した場合 ● 大雨を伴う台風が夜間から明け方に接近又は通過が予想され、発令が適当であると判断した場合 『土砂災害』 ● 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、発令が適当であると判断した場合 ● 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及され、発令が適当であると判断した場合 ● 大雨を伴う台風が夜間から明け方に接近又は通過が予想され、発令が適当であると判断した場合
警戒レベル4 避難指示	災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、立退きを勧め、又は促す行為である。	『浸水』 ● 河川の水位が避難判断水位に達し、発令が適当であると判断した場合 ● 記録的短期間大雨情報が発表され、発令が適当であると判断した場合 ● 洪水の発生が確認され、発令が適当であると判断した場合 『土砂災害』 ● 土砂災害警戒情報が発表され、発令が適当であると判断した場合 ● 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、降雨が継続して見込まれ、発令が適当であると判断した場合 ● 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短期間大雨情報が発表され、発令が適当であると判断した場合 ● 土砂災害の前兆現象（溪流の水量変化、湧水等）が発見され、発令が適当であると判断した場合

警戒レベル5 緊急安全確保	避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に発信する	『浸水』 ● 既に河川が氾濫して避難活動が危険な状態で、発令が適当であると判断した場合 『土砂災害』 ● 土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表され、発令が適当であると判断した場合 ● 土砂災害の発生し、発令が適当であると判断した場合 ● 山鳴りや流木等が確認され、発令が適当であると判断した場合等
------------------	---	--

第5 避難誘導

町長は、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底を図る。加えて、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

警察や消防機関等と連携・協力し、避難中における安全確保を図る。

避難はできるだけ町内会単位の集団で行い、避難行動要支援者に対しては自主防災組織などと協力し、優先的な避難を行う。

町長は、車両、船舶、航空機などによる移送の必要が発生したときは、県知事を経由し次の機関に避難者の移送を要請する。

避難者の移送に関する要請先		
区 分		要 請 先
陸上輸送	道 路	秋田運輸支局、民間バス会社
	鉄 道	東日本旅客鉄道株式会社
航 空 機 輸 送		自衛隊、民間航空会社

被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

第6 指定避難所の開設・運営管理等

1 指定避難所の開設

町は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るほか、要配

慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページや有線放送等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

また、災害の状況にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確保するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。加えて、町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

2 指定避難所の運営管理等

あらかじめ作成している避難所開設・運営マニュアルに従い、円滑な運営に努める。また、女性の多様な視点を取り入れた対策については、「第7 女性の視点を取り入れた避難所対策」によるものとする。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル（第2版）（令和2年7月）」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努めるものとする。

（1）生活環境の整備

避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

（2）福祉避難所の開設等

指定避難所に避難してきた避難者のうち、福祉避難所の対象者がおり、町がその開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、福祉避難所が開設された場合は、受入体制が整い次第、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用などにより、対象者をスクリーニングして受け入れる。

（３）適切な運営管理

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治体な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや有線放送等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第7 多様な視点を取り入れた避難所対策

町は、避難所の開設及び運営に当たり、多様な視点を取り入れた対策を実施するよう努める。

1 男女別ニーズの違いへの配慮

- （１）避難所開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーテーション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努める。
- （２）仮設トイレは、女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障害者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置する。
- （３）避難者の受入れに当たっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーテーション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講ずる。

2 妊産婦、乳幼児等への配慮

- （１）必要に応じて妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。
- （２）妊産婦や乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の専門家と連携して、個別の状況に配慮した対応を行う。
- （３）母乳育児中の母子は、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳ビンや

お湯の衛生管理ができる環境を整える。

3 避難所の運営管理

- (1) 運営においては、男女両方の参画を推進し、責任者等役員のうち女性が少なくとも3割以上となることを目標とする。
- (2) 女性、子ども、高齢者、障害者等、多様な意見を踏まえて生活のルールづくりをする。
- (3) 性別による役割の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。班の責任者には男女両方を設置する。
- (4) 女性や子供等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施する、防犯ブザーを配付する、（性）性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。
- (5) 避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、合理的配慮を行うこと。

肢体不自由者	車椅子を降りてリラックスできるスペースの確保、移動せずに着替えてトイレができるよう間仕切り等を活用したプライバシーの確保等
聴覚障害者	手話等によるコミュニケーション支援やプラカード、ホワイトボード等の使用による情報伝達等
視覚障害者	放送やハンドマイクの使用等音声による情報伝達等
知的障害児者	簡潔な言葉によるゆっくりとした説明、図を用いる、文字にルビを振る等
精神障害者	状態に合わせたコミュニケーションを取りながら、病状、服薬情報の聞き取り、医療機関・保健所等につなげる等
発達障害児者	本人をよく知る人を見つけて配慮方法を確認する、喧噪や光、会話が苦手な人への配慮等
高次脳機能障害者	記憶障害や社会行動障害等、外見から判別しにくい病状もあるため、声がけや簡素な説明を行う等
医療的ケアを必要とする人	人口呼吸器・吸引器等の電源、経鼻経管栄養剤の確保等
人工肛門・人工膀胱保有者	同性の担当者による聞き取り等、プライバシーに配慮したニーズの把握等

第8 避難生活長期化への対応

町は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声の出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、避難所用ベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配色等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状況の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第9 広域避難

1 体制の構築

町は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2 広域避難の要請

町は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入を要請する。なお、相手方の状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入を要請する。（災害対策基本法第61条の4～7 関係）

- （1）災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- （2）県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
- （3）国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

3 関係機関における連携

町、国、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

4 広域避難の受入に係る準備

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第10 広域一時滞在

1 協定による広域避難の要請

町は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

2 広域一時滞在

町は、災害対策基本法第86条の8に基づき、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第11 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

第12 指定避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、県及び町は健康相談や保健指導を実施するものとする。

第13 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、町は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。また、公共交通機関の運行管理者及び駅・空港島の施設の管理者は、市町村と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品並び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するものとする。

第14 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援

道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制

を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第9節 消防・救助活動計画

(町民生活課・消防団・関係機関)

第1 計画の方針

町及び消防機関（以下「町等」という。）は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を行う。

第2 消防活動

1 町の活動

- (1) 町は、管内で火災等の災害が発生したときは、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行い、住民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。また、要救助者の救助救出と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- (2) 町等は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、自力のみでは防除、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」により応援を要請する。

2 林野火災対策

- (1) 町長は、火災区域が拡大し、地上から消火が困難な場合、又は住家へ延焼するおそれがある場合等で、空中消火が必要と認めるときは、知事にヘリコプターの出動を求めることができる。
- (2) 町長は、さらに火災区域が拡大し、県及び他道県のヘリコプターによる空中消火活動では知事に自衛隊ヘリコプターの派遣要請を求めることができる。

第3 救助活動

災害により要救助者が発生したとき、町・消防機関をはじめ防災関係機関は、相互に協力して迅速かつ適切な救助活動をする。

1 町の活動

- (1) 町等は、災害時に管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な応急活動に当たるものとする。活動に当たっては、町民や自主防災組織と連携して効果的な活動実施を図る。そのため、平素から町民・自主防災組織に対して救急救助の初期活動についての普及、啓発を推進する。
- (2) 町等は、自力のみの救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に

応援を求め、さらに必要なときには、町は県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」により応援を要請する。

2 関係機関の活動

警察は、町や県から救助活動の応援を求められた場合又は自ら必要と判断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

自衛隊は、知事の派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

第4 消防業務従事者の安全確保

町は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を実施するものとする。また、防火衣や安全靴など消防活動上必要な安全装備の整備に努める。

第10節 消防防災ヘリコプターの活用計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、火災防御活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県消防防災ヘリコプターを活用する。

第2 県消防防災ヘリコプターの運航

消防防災ヘリコプターの運航は、関係法令、「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

- (1) 体制……土・日、祝祭日及び年末年始を問わず常駐体制とする。
- (2) 運航時間…午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、災害が発生し、緊急運航をする場合は、日の出から日没までとする。
- (3) 夜間搬送 …昼間運航時間内（原則：午前8時30分から午後5時15分）に出動要請があったときに実施する。

1 緊急運航の要件

緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	緊急に活動が行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。

2 緊急運航の要請基準

緊急運航は、上記1の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

(1) 救助活動

- ア 河川、湖沼等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- イ 高層建築物火災における救助
地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- ウ 地滑り等により、陸上から接近できない被災者等の救助
地滑り、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- エ 高速道路等での事故における救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
- オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(2) 救急活動

- ア 交通遠隔地からの救急患者の搬送
交通遠隔地から緊急患者を搬送する場合、救急車で搬送するより著しく有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送
交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- エ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認められた場合
- ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の輸送
交通遠隔地の火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又

は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による火災防御活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 台風、豪雨などの気象に関する災害の状況把握及び情報収集

台風、豪雨、洪水等の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範にわたる被害状況調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、又は高速道路等での大規模事故等が発生したとき、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められた場合

ウ 被災地、又は孤立地区への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、被災地や孤立した集落に、水・食料、生活必需品等の救援物資、応急復旧用資機材、医薬品、医師・看護師等の人員を、緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、災害情報、避難情報及び強制退去などの緊急警告を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

第3 緊急運航要請手続等

1 緊急運航の要請

町長及び消防事務に関する一部事務組合の長（以下「市町村長等」という。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」（様式第1号）によりファクシミリを用いて緊急運航の要請を行う。出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、消防防災航空隊を通じて町長等に回答する。

2 受入体制の整備

町長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他の必要な事項

3 報告

町長は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第2号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連 絡 先		
報 告 先	電 話 ・ F A X 番 号	所 在 地
秋 田 県 航 空 隊 基 地 (消 防 防 災 航 空 隊 基 地)	T E L 018-886-8103 F A X 018-886-8105 ※秋田県総合防災情報システム 衛星電話 110-59	秋田市雄和椿川山籠 40-1

第11節 水防活動計画

(総務課・町民生活課・消防団・関係機関)

第1 計画の方針・水防活動

洪水等による水害の警戒及び防御等、各河川湖沼等に対す水防上必要な措置対策の大綱は、「井川町水防計画」による。活動にあたっては、従事する者は自らの安全の確保を第一に図ること。

第12節 災害警備計画

(総務部、警備部、関係機関)

第1 計画の方針

警察及び海上保安部は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速な警備体制の確立と情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を図る。

第2 災害警備

1 災害発生等の警備活動

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、警察が行う警備活動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (2) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (3) 住民に対する避難勧告、誘導及び危険箇所の警戒

- (4) 被災地、指定緊急避難場所及び重要施設等の警戒
- (5) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (6) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防・取締り
- (7) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元の確認並びに遺体の引渡し
- (8) 二次災害の防止
- (9) 被災者への情報伝達活動
- (10) 報道対策
- (11) NPO・ボランティア等の活動支援
- (12) 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害警備本部の設置

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部内に災害警備本部を設置する。

(2) 災害警備対策室の設置

災害の発生を認知したとき及び発生が予想される場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。

(3) 災害警備連絡室の設置

災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合で、これらの規模が災害警備本部又は災害警備対策室の設置に至らない程度のものである場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。

災害の状況に応じ、必要がある場合は警察本部に災害警備対策本部を設置する。

(4) 警察署（現地）警備本部等の設置

警察署においては、管内の災害実態に応じて警察本部に設置された災害警備本部に準じて所要の警備体制をとる。

第13節 緊急輸送計画

(総務課・町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等各種応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んで、あらゆる災害応急対策の基盤となるものであり、本節では緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について必要な事項を定める。

第2 実施責任者

被災者災害応急対策用物資または災害応急対策要員及び機械等の輸送は民生部交通輸送物資班が実施する。また、災害の範囲、状況を勘案して、県、隣接市町村、関係機関との協力の下に実施する。

第3 輸送網の確保

1 道路・橋梁等

道路管理者は、道路橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては、幹線道路を優先する。

町は、町道の道路の使用に際し、必要に応じて、井川町建設業協会に協力を要請するほか、自衛隊をはじめとする防災関係機関と連携して応急対策に当たる。

2 緊急輸送道路の確保

町は、道路・橋梁の確保にあたっては、町の緊急輸送路線を優先する。

県指定	国道7号、国道285号
町指定	県道北の又井川線(228号線) 町道1級、2級及び避難所に通じる町道

3 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道施設が被災した場合、その被害状況に応じて、排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回運転等により交通を確保する。

第4 道路の交通規制

1 道路管理者の措置

(1) 道路管理者は、道路・橋梁等の交通施設を巡回調査し、災害によって交通施設が危険な状況にあると予想されたとき又は知ったときは、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。

- (2) 道路管理者は、必要に応じて、降雨予報等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予報の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

2 道路交通規制等

- (1) 県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民及び関係機関等に周知徹底を図る。
- (2) 県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- (3) 緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地周辺の県警察の協力も得て広域的な交通規制を実施する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。
- (4) 緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
- (5) 緊急車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令等を行う。
- (6) 警察、道路管理者及び災害対策本部等は、交通規制にあたっては、相互に密接な連絡を図る。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が行うが、その窓口業務の担当は、警察本部及び警察署とする。

4 運転者のとるべき措置の周知徹底

- (1) 走行中の車両運転者に対する措置

ア できる限り安全な方法により、車両を道路左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオなどにより、災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは施錠しないこと。駐車するときは、避

難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のための車両使用の禁止

(3) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

ア 速やかに車両を次の場所に移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所とする。

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所とする。

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車させる。

ウ 通行禁止区域内においては、警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わないとき、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度の範囲において、車両等を破損することがある。

第5 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い道路機能の確保に努めるとともに、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町村又は港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、県知事は、道路管理者である市町村に対し、広域的な見地から指示を行う。

路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

また、国〔国土交通省〕は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、国〔国土交通省、防衛省等〕は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。

第6 輸送の対象等

1 輸送の確保

(1) 東北運輸局長は、災害のための輸送を行うため必要があると認められるときは、鉄道事

業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対して、輸送の確保について優先的措置をとるよう指導するほか次の措置をとる。

ア 関係事業者と協議し、輸送の分担連絡、輸送等の調整を行う。

イ 関係事業者に対し、法令の定めるところにより輸送命令、不急輸送の停止及び制限を命ずる。

- (2) 知事及び町長は関係事業者に対し協力を要請するとともに、特に必要があると認められるときは従事命令及び公用負担の権限を行使する。県は、公益社団法人秋田県トラック協会と締結している「災害時における緊急・救護輸送及び物資の保管等に関する協定」に基づき、災害の発生時において、緊急・救援輸送等の要請を行う。

2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食料品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員及、物資等

3 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送の順位を次のようにする。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 被害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) (1)、(2) 以外の災害応急対策のために必要な輸送

4 輸送の手段

- (1) 自動車による輸送

災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。

- (2) 鉄道による輸送

自動車輸送が困難なとき、又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。

- (3) その他の輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

第7 緊急輸送

傷病者、医師、避難者などの人員輸送、又は食料・生活用品などの物資輸送、又は医薬品等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を状況に応じて使い分け、有効活用する。

なお、輸送対象の想定は次のとおりとする。

第1段階	避難期	1 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等 人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報 通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な 要員等 4 負傷者等の後方医療機関への搬送 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交 通規制などに必要な人員及び物資
第2段階	輸送機能確保期	1 第1段階の続行 2 食料、飲料水等の生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	応急復旧期	1 第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

第8 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保

国[国土交通省]が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市町村、公共交通事業者、有識者等の間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、その連携に努めるものとする。

第14節 救援物資の調達・輸送・供給計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害発生直後の被災者の生活を確保し、心身の安定を図るためには、迅速な救護活動が重要となり、中でも食料、飲料及び生活必需品の確保は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策である。

救援物資の調達・輸送のため、県及び町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する一次物資集積拠点（広域物資輸送拠点）や、町が開設する二次物資集積拠点（地域内輸送拠点）を経て、各指定避難所に支援物資を届けるネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

本節では、これらの調達・輸送・供給方法について必要な事項を定める。

第2 救援物資の要請

県及び県内全市町村は、「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定」を締結しており、県は、これに基づき各市町村に対して、備蓄物資や協定を締結している事業者からの物資の提供を要請する。

第3 救援物資の輸送

県が調達する救援物資は、大規模災害等の場合には、県が開設する一次物資集積拠点において受入れ・仕分け等を行った後に市町村に輸送するが、食料や特に緊急を要する物資などは、市町村に直接輸送する。

また、救援物資の市町村への輸送については、物流事業者に協力を要請することを基本とする。

第4 被災状況のある場合における政府への要請

町は、被災状況にある場合、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国[厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁]又は政府本部に対し、物資の調達を要請するものとする。

第15節 給食・給水計画

(総務課・町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

災害の発生直後における被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となるが、なかでも食料・飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、応急用食料及び飲料水の確保・供給について、必要な事項を定める。

第2 給食

1 実施機関

被災者等に対する主食等の給与及び炊き出しは町長（担当は民生部援助班及び産業建設部給水班）が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補佐をするものとして町長が実施する。

2 炊き出しその他による食品の給与

被災者に対する炊き出しその他による食品の給与は、災害救助法に定める基準に従って行う。

(1) 給与の対象者は次のとおりである。

ア 避難所に収容された者

①住家に被害を受けて炊事のできない者

②住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者

なお、災害応急対策に従事する者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。

イ 食品は、被災者が直ちに食することができる現物給与とする。

(2) 主食、副食及び燃料等の費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 町長は、緊急のため事前に知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

(4) 対象及び数量

配 給 対 象	1 人 当 り 配給限度量	配 給 の 方 法 等
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う場合	1 食 当 り 精 米 1 5 0 グラム	1 町長は取扱い者を指定して、配給又は、給食を実施させる。 2 原則として米穀を配給するが、実情によっては乾パンまたは麦製品とする。 3 実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、罹災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給する。
罹災者に対し、現物で配給する場合	1 食 当 り 精 米 4 0 0 グラム	
災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	1 食 当 り 精 米 2 5 0 グラム	

3 食料の調達

(1) 主食の調達

ア 災害時における応急用米穀の取扱い

① 知事は、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出しなど給食を行う必要があると認めるときは、速やかに、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を農林水産省（農産局穀物課）に通知する。

② 農林水産省（農産局穀物課）は、知事の要請を踏まえて米穀販売事業者に対し、応急用食料の供給可能量調査票に基づき、手持ち精米の知事に対する売却を要請する。また、農林水産省は、必要に応じ、政府所有米穀を供給するものとする。

イ 災害救助用米穀の取扱い

① 知事は、災害救助法を適用した場合において、緊急に米穀を必要とする場合は、農林水産省と協議の上、政府米（以下「災害救助用米穀」という。）の売却により緊急引渡しを受ける。

(2) 副食などの調達

町	副食、調味料などは、町長が直接調達する。
県	1 知事は市町村長から要請があった場合は流通業者・製造業者から調達する。 2 知事は、市町村長から要請があった場合、あるいは災害の状況により必要と認める場合には、弁当・おにぎり・パン等の加工品、育児用調製粉乳等を流通業者・製造業者から調達することとし、県及び市町村は協定等により、調達体制を整えておくものとする。

(3) 県における輸送

知事は、町長から食料の調達、斡旋の依頼があったときは、町長があらかじめ定めた物資集積場所まで輸送する。

4 炊き出し計画

(1) 炊き出しの方法と協力団体

給食施設は努めて既存の諸施設を活用するが、必要により野外に施設を開設する。また、必要に応じ婦人会・日赤奉仕団等の協力を求める。

(2) 炊き出し実施上の留意点

ア 現場に責任者を配置

民生部から責任者を配置し、必要に応じて他の部からも応援を得て配置する。

イ 応急食糧

献立は栄養価を考慮するが、被災状況により、食器等が確保されるまでは握り飯と漬物・缶詰等を配給する。

ウ 業者からの弁当・握り飯の購入

費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(3) 炊き出しの応援要請

食品の給与・物資の確保ができないときには、県や隣接市町村に応援要請する。手続きは総務部が行う。

(4) 炊き出しの食品衛生に留意

炊き出しにあっては、食品衛生に心がける。

5 乳幼児の対策

乳幼児に必要な粉ミルク等は町長が直接調達を確保する。

第3 給 水

1 実施機関

町長は、被災者に対して飲料水の供給を実施する（担当は産業建設部給水班）が、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補佐をするものとして町長が実施す

る。

2 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者。

3 応急飲料水の確保

町長は、災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。

- (1) ろ過器によるろ過給水
- (2) ポリ缶等搬送容器による給水
- (3) 給水車による給水

4 応急飲料水等供給方法

町長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定緊急避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬給水により応急給水を行うものとする。

供給数量は、一人1日当たり約3リットルとし、4日目以降は20リットルを目標とする。

5 災害時の協力体制の確立

水道事業者は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。これによっても対応が困難な場合には、知事は他道県に応援を要請するほか、町長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

6 応急給水時の広報

町長は、被災地区住民に対し応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。

7 応急飲料水以外の生活用水の確保及び供給

町長は、応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。

8 災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から7日以内とし、そのために支出できる費用は、水の購入費ならびに給水及び浄水に必要な資機材の借上費、燃料費、消毒薬品費などである。

9 その他

町、県は、被災地区住民が緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、町は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めるものとする。

第16節 生活必需物資等の供給計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害時の被害者に支給する衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速確実に行うものとする。

第2 実施機関と対象・範囲及び給与又は貸与

1 実施担当

町が主体となり実施する（担当は民生部救助班）とするが、災害救助法が適用されたときは、原則として物資の調達・輸送は県が行い、支給については県の補助機関として町が行う。

2 給与又は貸与の対象者

- (1) 住家が全壊（焼）・流失・半壊（焼）・床上浸水等の被害を受けた者であること。
- (2) 被服・寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

3 給与又は貸与の品目

- (1) 寝具（タオルケット・毛布・布団等）
- (2) 外衣（洋服・作業服・子供服等）
- (3) 肌着（シャツ・パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等）
- (5) 炊事用具（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗・皿・箸等）
- (7) 日用品（石鹸・ちり紙・歯ブラシ・トイレットペーパー・紙おむつ等）
- (8) 光熱材料（マッチ・ローソク・プロパンガス等）
- (9) その他・必要と認められるもの

第3 生活必需品の確保と輸送・配分

町及び県は、関係機関と協議のうえ、生活必需品の確保、供出する。輸送については、第13節「緊急輸送計画」に定める。調達した生活必需品は、避難者、住宅避難者及び帰宅困難者に配分する。

第4 国及び県における優先給油の調整

国[経済産業省]は、被災都道府県が複数にまたがる場合、必要に応じて被災都道府県への燃料の優先供給に係る調整を行い、県は、被災市町村が複数にまたがる場合、必要に応じて被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

第17節 医療救護計画

(町民生活課・健康福祉課・関係機関)

第1 計画の方針

災害発生時の医療救護活動として、広域連携に基づく救急・医療体制の整備及び災害派遣医療チーム（DMAT）の要請・患者搬送体制の確立や患者収容力の確保に努め、医薬品や医療機材の備蓄システムを機能させて後方供給体制の構築など災害医療救護に係る総合的体制整備を推進する。

また、災害医療機関、災害協力医療機関及び消防機関等の防災関係機関は相互に密接な連携をとりながら被災者の医療救護にあたる。

第2 災害時の医療提供体制

井川町診療所は災害協力医療機関として被災地域内の医療救護に当たるとともに、県の災害医療活動の実施に必要な協力を行う。

- (1) 災害拠点病院の災害医療活動を補完する。
- (2) 県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。
- (3) EMIS等を通じて、災害医療情報を収集・提供する。

第3 応急救護所

1 応急救護所を設置する場合

- (1) 災害の発生により、医療機関が不足し、又は機能を停止した場合。
- (2) 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合。
- (3) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止した場合

2 医療救護を受ける者

- (1) 医療を必要とするに至った原因の如何を問わない。
- (2) 障害を受け又は疾病にかかった日時を問わない。
- (3) 患者の経済的能力の如何を問わない。
- (4) 被災者のみに限定されない。
- (5) 応急的治療を必要とするものであること。

3 医療の範囲

- (1) 診療
- (2) 傷病者の区分判別（トリアージ）
- (3) 薬剤又は治療材料の支給
- (4) 処置・手術その他の治療及び施術
- (5) 病院又は診療所への収容
- (6) 看護
- (7) 助産
- (8) その他必要な事項

4 医療班の編成

- (1) 標準的編成は、医師1人・看護師長1人・看護師2人・その他2人の合計6人とする。
- (2) 医療班の編成に当たっては、男鹿・南秋田郡医師会等と十分協議しておくものとする。

5 応急救護所の設置場所

避難所等から適宜選定する。

第4 医薬品等の供給

災害発生時の医薬品等の供給は、次のとおりとする。

- 1 災害の初動時以降に必要となる「流通備蓄」に係る災害用医薬品については、医薬品卸組合の協力を得て、救護所に供給する。
- 2 災害時に緊急に必要となる医療機材については、医療機材業者等の協力を得て、救護所に供給する。

第5 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

1 広域災害救助医療システム（EMIS）の活用

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる宇情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約している広域災害救急医療情報システムを活用する

2 主な「災害医療情報」

- (1) 医療機関の情報の把握（建物倒壊、受入可否、診療の可否）
- (2) 現在の受け入れ患者数（重症患者数、中等症患者数）
- (3) ライフラインの状況（電気、水道、医療ガス）
- (4) 患者転送要請（中等症患者数、重症患者数、広域搬送患者数）

第6 搬送等

1 搬送の確保

重症患者の搬送については、救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合等救急車だけの搬送が困難となる場合は、兼保健医療調整本部からの指示に基づき、災害協力医療機関等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両を確保し、搬送する。

2 在宅医療機関使用患者等への対応

県保健医療調整本部は、各市町村が策定する要配慮者避難支援プランと連携し、医療の中断が致命的となる、在宅において人工呼吸器、酸素濃縮装置等を使用する患者及び人工透析患者への迅速な情報提供及び適切な医療提供の確保を図る。

第7 被災者の健康管理

1 巡回診療

町は、被災者の健康管理を行うため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等に避難所を巡回する救護班の編集を要請し、県と連携して、インフルエンザ、食中毒等の感染症、エコノミークラス症候群の予防や被災者のメンタルケア等を実施する。メンタルケアについては、日本赤十字こころのケアチームのメンタルケア等を実施する。

2 健康相談

町は、医師会・薬剤師会・県と連携し、定期的に避難所及び応急仮設住宅を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、健康指導、健康相談及び薬剤相談を実施する。

第18節 災害ボランティア活動支援計画

(総務課・社会福祉協議会・関係機関)

第1 計画の方針

大規模災害発生時において、ボランティアの円滑な支援体制を整備するため、県、町、町社会福祉協議会との緊密な連携の確立に努める。

災害時における被災者の救護活動に参加規模を持つ個人又はボランティア団体の活動が、円滑かつ効率的に行えるよう努める。

第2 災害発生時の体制

- 1 町は、町社会福祉協議会と協力し、「現地災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。(町が県からの委任を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。)
- 2 「現地災害ボランティアセンター」は、町庁舎内又は近隣に設置し、町及び町社会福祉協議会又は関係ボランティア団体等が緊密な連携をとれる体制を整備する。

第3 災害ボランティアの派遣・受入れ

1 専門ボランティア

町はボランティアの必要があると認めるときは、派遣を県に要請する。

専門ボランティアの活動分野は次のとおりとする。

- (1) 災害救援(初期消火、救助、応急手当及びその他支援)
- (2) 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)
- (3) 福祉(手話通訳、介護等)
- (4) 被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等)
- (5) 建築物危険度判定(応急危険度判定士)
- (6) 土砂災害危険区域等の調査(斜面判定士)
- (7) 通訳
- (8) 特殊車両の操作(大型重機)
- (9) ボランティアコーディネート
- (10) その他輸送や無線通信などの専門技術・知識を要する活動

2 一般ボランティア

専門ボランティア以外の一般ボランティアの活動分野は次のとおり。

- (1) 炊き出し、給食の配食

- (2) 災害状況、安否確認、生活情報などの収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 危険を伴わない応急復旧作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 災害ボランティアの確保と調整

町及び県は、被災地におけるボランティアニーズを把握し、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など円滑なボランティア活動ができるための各種支援に努める。

4 関係機関・団体等との連携と情報共有

町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報の共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

5 派遣ボランティアの受け入れに関する基本事項

- (1) 災害特約を付加したボランティア保険に加入すること。
- (2) 現地の状況や活動内容を事前に周知すること。
- (3) 被災地に対して負担をかけずにボランティア活動できる体制を整えること。

また、ボランティアコーディネーターは、時間の経過に伴い変化するボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、派遣に対する連絡調整に努めるものとする。

第4 災害ボランティア活動の環境整備等

1 活動支援の拠点

町及び県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、次の事項を定めておくものとする。

- ① 町域及び県域ごとのボランティア受付
- ② ボランティアの要請把握と振り分けなど
- ③ 災害ボランティア活動の支援を行う拠点場所

2 活動拠点の整備

原則としてボランティアを受け入れる市町村において、NPO・ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。

県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合、関係市町村等と協議の上活動拠点となる県有施設の提供に努める。

3 活動環境の整備等

町及び県は、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部その他のボランティア団体などと連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成や、NPO・ボランティア団体等のリーダーの育成、ボランティアのネットワーク化、活動資機材の整備に努めるとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

加えて、町及び県は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

第19節 公共施設等の応急復旧計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

災害によって公共施設が被害を受けた場合は、あらゆる防災活動に重大な支障となり、住民生活に与える影響がきわめて大きいことから、応急復旧は他に優先して実施する。

第2 道路及び橋梁施設

1 実施主体

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は各道路の管理者とするが、町所管分は産業建設部土木建築班の担当とする。

2 町長が管理するもの

(1) 被害の把握

災害発生とともに道路パトロールを強化し、各関係機関を通じ、または住民から直接情報収集する。

(2) 広報活動

被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、交通規制が行われている道

路等について、標識・看板及び広報車等により通行者に周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のため優先順位をあきらかにする。

イ 道路上への倒壊物及び落下等、通行の支障となる障害物を速やかに除去する。

ウ 被害箇所については、早期に仮工事を実施し交通を確保する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合その旨を県に要請する。

3 町長管理以外のもの

(1) 被害の把握

災害発生とともに、道路パトロールや住民からの直接情報のほか、各管理者からの情報を収集する。

(2) 広報活動

各道路管理者の実施する広報活動に積極的に協力する。

(3) 応急復旧

各道路管理者の実施する応急復旧に積極的に協力する。

第3 電力施設

1 実施主体

電力施設の応急復旧実施責任者は、東北電力ネットワーク株式会社秋田電力センター所長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

気象情報と各設備の被害状況及びその他必要事項を把握し、的確に情報を分析検討し、迅速な司令・伝達を行うとともに関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ・ラジオ・広報車等により実施主体の行う広報活動に協力する。

(3) 応急復旧

被害設備の早期復旧のため、関連工事関係者の確保、復旧用資材の確保等に協力する。

第4 水道施設

1 実施主体

水道施設の応急復旧の実施責任者は、水道管理者とするが、実施担当は産業建設部給水班とする。

2 実施要領

(1) 被害の把握

災害発生と同時に施設の監視を強化し、災害状況の把握に努めるとともに、住民からの直接情報を収集する。

(2) 広報活動

被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに復旧予定期（時刻）等について関係住民に対し、広報車・有線放送等により周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

ア 取水・導水・浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良になった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施し、給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物質が混入しないよう措置する。特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ 水道管理者（町長）は応急給水、応急復旧作業等が自己の力で対処し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害相互応援に関する協定書」に基づき、支部長に応援を要請する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合、その旨町長は県に要請する。

第5 鉄道施設

1 実施主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を各地に配備されている現場から報告されるほか、発生後は直ちに路線設備の巡回検査を行い、現地確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

(2) 広報活動

ア 災害が発生した時は、速やかに関係箇所に被害状況を通報する。

イ 被災線区等の輸送状況・被害の状況等を迅速かつ適切に把握し関係会社・関係行政機関・地方自治体等と密接な情報連絡を行うよう必要な措置を講じ、関係箇所に連絡する。

(3) 応急復旧

ア 災害が発生した時は、列車防護等の応急手配を講ずるとともに併発事故の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、ただちに事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ あらかじめ定めた事故復旧担当区域、運転者の出動担当区域により復旧作業を実施する。

第6 社会福祉施設等

1 実施機関

社会福祉施設の応急復旧対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

2 実施要領

- (1) 災害発生時には、消防関係機関等関係諸機関に通報するとともに人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。
- (2) 停電時の措置・給水不能時の措置・ボイラー不能時の措置・重要機器材等の保存措置に万全を期す。
- (3) 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分発揮し自主的防災活動と臨機応変な措置を講ずるとともに関係機関に+応援要請を行う。
- (4) 災害の被害を受けない他の施設に連絡し、入所者の移動等安全を図る。
- (5) 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急処理を迅速に実施する。

第7 医療施設

1 事業主体

医療施設の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にし、避難・救出等防災対策に万全を期さなければならない。

2 実施要領

- (1) 災害発生時には、消防等防災機関に通報するとともに、患者の生命保護を最重点に行動し、患者の避難誘導に全力をあげる。
- (2) 重症患者・新生児・高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難誘導措置に万全を期す。
- (3) 停電時の措置・給水不能時の措置・ボイラー不能時の措置・医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線器具等、重要機器材等の保管措置に万全を期す。
- (4) 災害に際しては、平素から訓練に基づいた役割を十分発揮し、自主的防災活動と臨機応変な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

第8 下水道施設等

1 実施の主体

下水道施設等の応急復旧の実施責任者は、管理者（町長）とするが、実施担当は産業建築部土木建築班とする。

2 実施の要領

(1) 施設被害の把握

管理者は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

(2) 広報活動

広報車、テレビ、ラジオ、パンフレット等を利用して、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

(3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに下水道本来の機能である下水の排除、能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。

イ ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第9 その他（町有線放送センター等）の施設

1 事業主体

その他の施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 災害発生時には、消防関係機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、避難誘導に全力をあげる。

(2) 停電時の措置・給水不能時の措置・重要機器材等の保全措置に万全を期す。

(3) 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて、自主的防災活動と臨機応変な措置を講ずるとともに関係機関に応援要請を行う。

(4) 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理等を迅速に実施する。

第20節 危険物施設等応急対策計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）施設の応急復旧の責任者は、製造所、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者とする。

第2 危険物

1 実施主体

消防法に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）の危険物施設の応急復旧は、貯蔵所及び取扱所の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

施設の管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

(2) 広報活動

施設の管理者は、災害発生に当たっては、警察・消防・その他関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況・避難等の保安確保について報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、予防規定等に基づき、次の応急措置を講ずる。

- ①自衛消防隊の出勤を命ずる。
- ②施設内の全ての火気を停止する。
- ③施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- ④出荷の中止と搬出を準備する。
- ⑤流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- ⑥引火・爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- ⑦相互援助協定締結事業所に対し援助を要請する。

イ 町長は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定・避難の指示又は勧告を行うとともに被害施設の使用禁止等の措置を講ずる。

ウ 消防機関は、火災発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに化学消防車等の派遣要請等の措置をとる。

第3 L P ガス

1 実施主体

L P ガス施設等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

2 実施要領

(1) 施設被害の把握

L Pガス施設等の管理者は、災害発生について電話等により、情報の収集を図る。

(2) 広報活動

施設の管理者は、広報車等により関係業者・一般消費者等に対し、災害の拡大防止について周知徹底を図る。

(3) 応急復旧

施設の管理者は、次の応急措置を実行する。

ア 施設が危険な状態になったときは、ただちに作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

イ 充填容器等が危険な状態となったときは、ただちに安全な場所に移動する。

ウ 必要により施設周辺の住民に対し避難を警告する。

エ 災害が拡大し又は二次被害に発展する恐れがある場合は、秋田県L Pガス協会等に対し応援を要請する。

第4 毒物・劇物取扱施設

1 実施の主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の責任者は、毒物・劇物営業者及び業務上の取扱施設の責任者とする。

2 実施の方法

(1) 施設災害の把握

施設の管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。

(2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。

(3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

①毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。

②毒物・劇物が、流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。

イ 保健所、警察署、消防機関及び町は、相互に連携をとりながら次の措置を実施する。

- ①毒物・劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知させる。
- ②危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。
- ③毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

第2 1 節 危険物等運搬車両事故対策計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、L Pガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

町は、有線放送等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずるものとする。

第2 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

2 運送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

3 荷送危険物事業所

- (1) 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

4 県警察本部

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 住民の避難、誘導を実施する。

5 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

6 消防機関

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施する。
- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 住民の避難、誘導を実施する。

第3 実施要領

1 危険物の特定

運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

2 事故の通報

- (1) 高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。
- (2) 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市町村に通報する。

3 広報活動

道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。

なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。

4 応急復旧

- (1) タンクや容器から危険物等が漏洩しているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。
- (2) 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。また、毒物、劇物の場合は、第20節危険物施設等応急対策計画、第4 毒物・劇物取扱施設の応急復旧に準じ、これを実施する。
- (3) 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。

5 交通規制

関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

第22節 防疫・保健衛生計画

(町民生活課・健康福祉課・関係機関)

第1 計画の方針

風水害等による、浸水、断水、停電は食品の保存機能の低下をもたらす。また、飲料水源の汚染等を原因とする食中毒や感染症の発生が予測されるため、県及び町は、これらの発生を防止するための予防措置及び防疫対策を実施する。

第2 防疫

1 実施機関

災害時の防疫については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、知事は、感染症の患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者等に対し、消毒すべきことを命ずることができる。また、町長は、災害の状況により感染症の患者等による消毒が実施不可能等の場合において、法第27条の規定により知事の指示を受け消毒を実施する。

2 実施の方法

- (1) 防疫体制の確立
- (2) 感染症患者の収容施設の確認整備
- (3) 感染症の未然防止知識の広報による周知徹底
- (4) 検病調査班（医師1名、保健婦2～3名で1班編成）による防疫調査の実施
- (5) 町長の実施事項

ア 感染場所・物件の消毒の施行（法第27条）

- イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）
- ウ 家用水（井戸水等）の供給（法第31条）
- エ 臨時予防接種の実施（「予防接種法」第6条）

第3 食品衛生監視

1 実施機関

県は災害地の食品等の安全確保を図るために、必要に応じて生活衛生班の内部組織として、食品衛生監視指導班を編成し当該地域に派遣することとなっているが、監視指導に当たっては、町、関係団体の協力を得て、保健所長の指揮に従う。

2 実施の方法

食品衛生監視指導班は、次の業務を行う。

- （1）食品関係営業施設への監視指導
- （2）救護食品に対する監視指導
- （3）炊き出し施設に対する衛生的な取扱いの指導
- （4）その他の食品に起因する危害の発生防止

第4 防疫用薬品・資器材等の調達

町長は防疫用薬品・資器材等の調達を町内業者より調達する。また、調達が困難な時は、県に要請し、薬品及び資機材等の調達、あつせんを図る。

第5 被災者の保健衛生

町及び県は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、感染症の予防にも留意しながら、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

1 被災者の健康管理

町及び県は相互に連携し、避難者及び在宅被災者の健康保持のために必要な活動を行う。

- （1）保健師・栄養士等による巡回健康相談、栄養指導、健康教育等
- （2）要配慮者の被災状況・健康状況の把握と必要な対応
- （3）精神科医・保健師等による心のケア

2 指定避難所の生活環境等

町は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

第23節 動物の管理計画

(町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットを巡るトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対策等の役割を担う。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 町の役割

- (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援
- (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- (3) 住民等へのペットとの同行退避や動物救護、飼養支援に関する情報の提供

2 県の役割

- (1) 町へのペットとの同行避難や動物救護に係る指導・助言
- (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関する町への要請や飼養・管理の支援
- (3) 指定避難所や仮設住宅での避難動物や放浪動物に関する臨時相談窓口の設置
- (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容や返還、譲渡活動
- (5) ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理や譲渡
- (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請
- (7) 救護物資の調達や輸送手段の調整
- (8) 関係部局、国、他自治体、地方獣医師会、ペット災害支援協議会等との調整、これらの団体等への支援要請
- (9) 動物病院獣医師への派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理
- (10) 動物由来感染症の防疫と予防
- (11) 特定動物飼養施設の破損や逸走状況等に関する情報の収集、警察、消防、町等との調整、逸走時の対応等

第24節 廃棄物処理計画

(町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

災害地域における生活ゴミ等（一時的に大量に発生した生活ゴミや粗大ゴミ）、し尿等（水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからのくみ取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、流木及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）の収集・処理を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 町の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ゴミ等の発生量、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- (2) 町は、地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- (4) 必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進管理計画を作成する。
- (5) 県、社会福祉協議会等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。なお、ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 県の役割

- (1) 市町村を通じて一般廃棄物処理施設の被害状況、生活ゴミ等の発生量見込み、建物被害等について情報収集を行うとともに、産業廃棄物処理施設の被害や対応の状況についても、必要に応じ確認する。
- (2) 町から県に要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県は県内の市町村や県と災害協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。
- (3) 県の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、そ

の種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第3 生活ごみ等の処理

- 1 町は、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ゴミ等を早期に処理するよう努める。
- 2 町は、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。
- 3 町は、次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
 - (1) 生活ゴミ等の発生見込み
 - (2) 生活環境保全上支障のない場所への生活ゴミ等の一時的な保管場所の確保
 - (3) 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

第4 し尿等の処理

- 1 町は、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置にあたっては、高齢者及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う。
- 2 町は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
 - (1) 避難箇所数と避難人員
 - (2) 仮設トイレの必要数の確保
 - (3) 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
 - (4) 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- 3 町は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
 - (1) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
 - (2) 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
 - (3) 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- 4 し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋め立処分を行う。

第5 がれき等の処理

- 1 町は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 町は、生活環境保全上支障のない場所に、がれきの選別、保管が可能なストックヤ

ードなどの仮置場を十分に確保するとともに、大量のがれきの最終処分場などへの処理ルート確保を図る。

- 3 町は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。
- 4 町は、応急活動後の処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきを粉砕・分別し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物処理法の規定に従い、適正な処理を進める。

第6 死亡獣畜の処理

- 1 町は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 町は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- 3 県は、家畜の所有者又は市町村が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 4 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法に基づく措置を実施する。

第7 災害復旧・復興対策

- 1 町は、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- 2 町は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、指定緊急避難場所の衛生向上を図る。
- 3 町は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議するなどして、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

第25節 遺体処置・埋火葬計画

(町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

大規模災害において、多数の死者や行方不明者の発生が予想される。行方不明者の遅滞ない捜索、また、死者に対する適切な遺体処理や埋火葬は、遺族並びに被災者の心の安定を図る上で重要であり、実施について必要な事項を定める。

また、大規模災害時においては、県策定の「大規模災害時における遺体処理・埋葬等計画」に基づいて行う。

第2 行方不明者の捜索

町は、災害のための現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況からすでに死亡していると推測される者の捜索・救助を、警察、消防、自衛隊等の協力を得て実施する。

第3 遺体発見時の措置・搬送

町は、遺体が発見された場合、警察に通報する。警察は、遺体発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等を記録する。

また、警察等の協力を得て、遺体安置所へ搬送する。搬送が困難な場合は他市町村又は県に、遺体搬送車が不足する場合は、県に応援を要請する。

第4 遺体の収容・安置

1 遺体安置所の設置

町は、次の事項に留意の上、遺体安置所を確保する。

- (1) 避難所、医療救護所とは別の場所
- (2) 可能な限り、水、通知及び交通手段を確保できる場所
- (3) 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設
- (4) 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保

遺体安置所の予定施設は、次のとおりである。

遺 体 安 置 所	スポーツ交流館	井川町坂本字横岡 41-1	鉄骨平屋建て H25.12 建築 延べ床面積 770.07 m ² 駐車場 50 台、一部冷暖房完備
控え室等	町民体育館	井川町坂本字山崎 19	

警察は、町と連携して、選定された施設内の遺体安置所、検案場所、遺族控え室等を設置する。

2 遺体安置所の運営

町は、遺体安置所に管理責任者を設置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。
また、県、警察を連携して、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

3 資機材等の確保

町は、棺、ドライアイス等を葬儀業者から確保する。不足する場合は、県に要請する。
また、納棺業者等の支援を葬儀業者に要請する。

第5 遺体の引き渡し

遺体を遺族に引き渡す場合は、警察等と協力して行う。

第6 遺体の埋火葬

1 実施責任者

- (1) 町長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合、又は知事による埋火葬のいとまがない場合は、町長が知事の補助機関として行う。

2 埋火葬を行う場合

災害により死亡した者であって、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がいない等のため埋火葬が困難な場合とする。

3 埋火葬の方法

- (1) 原則として火葬するが、遺体数が火葬能力を上回ることなど、自ら火葬できない場合は、県に広域火葬を要請する。
- (2) 棺、又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、及び火葬、又は納骨等の役務の提供を原則とする。

第7 費用

- 1 原則として、実施責任者が負担する。その他の費用については、知事等と協議して決定する。
- 2 遺体の搜索のため支出する費用、舟艇その他搜索のための機械機具の借上費、修繕費、輸送人件費であって、その実費とする。
- 3 災害救助法が適用された場合については同法による。

第26節 文教対策計画

(健康福祉課・教育委員会)

第1 計画の方針

災害等により文教施設等が被害を受け、又は受けるおそれのある場合、県及び町の教育委員会は、あらかじめ定めた計画に基づき災害の予防及び応急対策を実施し、幼児児童生徒の安全と教育活動の確保を図る。なお、社会教育施設等この計画に定める以外のことについては、県教育委員会が別途計画するところによる。

実施担当は文教部学校教育班及び社会教育班が行う。

第2 事前対策

校長など施設の管理者は、災害の発生に備えて次の事前対策を実施する。

- 1 幼児児童生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。
- 2 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

第3 応急措置

校長等の施設管理者は、次の応急措置を実施する。

1 休校措置

(1) 安全確保

校長等は、災害が発生した場合、情報を収集するとともに園児・児童生徒の安全を確保する。浸水・ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、校外の安全な指定緊急避難場所に避難誘導する。

また、災害の規模、幼児児童生徒及び施設の被災状況を把握し、町教育委員会に報告する。

(2) 臨時休校

校長等は災害が発生するおそれがある場合、事前に町教育委員会と連絡の上、臨時休校等の措置をとる。また、下校させることが危険な場合、学校等で保護者に引き渡す。

(3) 児童生徒等の安否確認

災害が就業時間外に発生した場合、校長等は園児・児童生徒・教職員の安否の確認を行う。

2 その他

- (1) 適切な緊急連絡を指示する。
- (2) あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、災害状況に応じて適切に指導する。

第4 応急教育の実施

1 文教施設の確保

- (1) 被災の程度により応急修理ができる場合は、速やかに修理し、また校舎の一部が使用不可能の場合は特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用不可能となった場合は、公民館などの公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。
- (3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮校舎の建設を図る。

2 教員の確保

被災により教員を確保できない場合は、次のとおり処理する。

- (1) 少数の場合は学校内で操作する。
- (2) 学校内で操作できない場合は、井川町教育委員会等管内で操作する。
- (3) その他の場合は災害地に近い管内からの操作による。

3 被災幼児児童生徒の保護

- (1) 被災地域の幼児児童生徒に対しては、感染症や食中毒などを予防のため、臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 災害により危険となった場所については、その防止について指導し徹底を図る。
- (3) 町教育委員会は、必要に応じて応急給食を実施する。

第5 学用品の調達・支給等

幼児児童生徒の住家が被害をうけ、就学上著しく支障のある者に対し、次の措置を実施する。

1 教科書等の確保

町教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告する。

また、災害救助法が適用された場合は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理について、県教育委員会に協力を依頼する。

2 文房具・通学用品等の支給

町教育委員会は、災害により、文房具・通学用品等を喪失又はき損し、これらの入手困難な状態にある幼児児童生徒数を速やかに把握する。

また、必要な文房具・通学用品等の品目・数量の調査を行い、直ちにこれらの確保に努める。

第6 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者又は所有者は直ちに消防本部等に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 2 管理者又は所有者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財にあつては町教育委員会を經由して県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては町教育委員会・県教育委員会を經由して文化庁へ報告する。
- 3 関係機関は、文化財の被害拡大を最小限に食い止めるため、協力して応急措置を講ずる。

第27節 住宅応急対策計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

災害により住家が全壊（焼）又は流失、居住する住宅がないもので、自らの資力で住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を設置し、また、住宅が半壊（焼）して自らの資力で応急修理することができない者の日常生活に欠くことのできない部分について、応急処置を実施し生活の安定を図る。なお、建築物、宅地等の危険度判定を行い、被災後の二次災害の拡大防止や応急仮設住宅の必要数把握等に努める。

実施担当は産業建設部土木建築班が担当する。ただし、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。

第2 公営住宅の利用

町及び県は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入れ可能な公営住宅等の空き家を把握し、迅速に入居手続き等を行う。

入居対象者及び入居者の選定は、応急仮設住宅の場合に準じる。

第3 応急仮設住宅

1 入居対象者

- (1) 住宅が全焼・全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住居がない者であること。
- (3) 自らの資力では住家を確保できない者であること。

2 入居者の選定

町が被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、それに基づき県が町の協力により選定するが、場合によっては選定を町に委任する。

3 設置及び供与の方法

- (1) 建設地は、町があらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくこととし、選定に当たり、ライフライン、周辺の利便性施設及び土地所有者等の意向等の確認を行う。
- (2) 設置戸数は、町からの要望により県が決定する。
- (3) 構造は、軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、積雪寒冷地に配慮した構造及び仕様とする。
- (4) 1戸当たりの床面積及び費用は、災害救助法の定めによるが、これらは全体平均であり、被災者の家庭構成、立地条件等を勘案し、広さ・間取りなどの仕様の異なるものを建設することができる。
- (5) 建設の時期は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- (6) 建設工事は、県が「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び「災害等における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、関係団体又はそのあっせんする住宅建設業者に建設を依頼する。
- (7) 建物の管理は、町の協力を得て県が行うが、必要により町へ委任される。
- (8) 供与の期間は、応急住宅完成の日から2年以内とする。(建築基準法第85条第3項の範囲内)
- (9) 災害救助法が適用された場合は、県が賃貸型応急仮設住宅の供与を行い、県から委任されたときは町が行う。

第4 危険度判定

町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。

1 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとし、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

第5 罹災証明書の交付

町は、住宅等の危険度判定が終了した被災者から順次罹災証明書を交付できるよう、罹災証明書の現地調査と交付事務を分業体制とするなど、効率的な調査の実施に努めるものとする。

なお、県は、発災後、速やかに住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務に係る市町村担当者向けの説明会を開催するものとする。また、開催に当たっては、ビデオ会議システムを活用

するなど、より多くの担当者の参加が可能となるよう工夫に努めるものとする。

第6 住宅の応急修理

1 実施機関

災害救助法が適用した場合は知事が行い、知事から委任されたときは町長が行う。

2 応急修理の対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、現に応急修理対象の住家に居住し、自らの資力では修理ができない被災者を対象とし、必要最小限の応急修理を行う。

3 修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことができない部分の応急的修理とし、建設業者との請負契約により実施する。

- (1) 修理の範囲は、居室・炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。
- (2) 修理戸数は、町からの要望により県が決定する。
- (3) 修理の費用は、半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯は348,000円以内、これ以外の世帯は717,000円以内を限度額とし、現物給付により行う。
- (4) 修理の期間は、災害発生から3ヶ月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）に完了するものとする。

第7 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急処理

前記第6に準じて実施する。

第8 災害時の二次災害の拡大防止対策

町は、必要に応じて、災害時に事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第28節 竜巻対策計画

(総務部、警防部・秋田地方気象台)

第1 竜巻情報の収集

町は、気象台が発表する雷情報や竜巻注意情報が発表された場合、気象庁の竜巻発生確度ナウキャスト等の情報を収集する。

情報の種類	説 明
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（ひょう・落雷・突風・強雨等）に対して注意を呼びかける。竜巻などの激しい突風が予想される場合は数時間前に「竜巻」を付して発表する。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県などを対象に発表する。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要となる。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができる。
竜巻発生確度ナウキャスト	10分ごとに常時提供される。発生確度1や2は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味する。

- ・竜巻発生確度ナウキャストは、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表すものである。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供する。
- ・竜巻発生確度ナウキャストは、分布図形式の情報として防災機関等に提供するほか、気象庁ホームページでも提供する。

第2 情報の伝達

町は、竜巻に関する情報を把握したとき、有線放送、広報車等で、竜巻への注意喚起や堅牢な建物への一時退避等を周知する。

第29節 火山噴火対策計画

(総務部、警防部、関係機関)

第1 火山情報の収集

町は、町域に影響の及ぶおそれがある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山情報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

情報の種類	説 明
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。 ① 発表基準 噴煙の高さが概ね3000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表 ② 内容 噴火発生から概ね6時間後までに降灰が予想される地域 ③ 発表時期 第1報は噴火の概ね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表し、その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

第2 情報の伝達

町は、町域に影響の火山情報を把握したとき、有線放送、広報車、町防災行政情報メール等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知し、登山者、住民または警察等から火山に関する異常な現象の通報があった場合、秋田地方気象台および関係機関へ通報する。

第30節 流出油等の防除対策計画

(総務課・町民生活課・消防団・関係機関)

第1 計画の方針

陸上施設等から河川に油等危険物が流出した場合、事故発生原因者がその責任において対処するとともに、防災関係機関及び関係事業所等は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めることとする。

第2 流出油等の防除措置

流出油の回収及び回収油の処理について、事故発生原因者の活動のみでは十分な対応ができない場合には、必要に応じて防災関係機関が中心となって対応する。

各機関の役割

1 秋田県

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 沿岸市町村への指導及び関係機関との連絡調整
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) ボランティア活動の受け入れ及び支援活動
- (5) 港湾区域内における状況調査、浮流油、漂着油の回収

2 町

- (1) 関係機関への事故情報の伝達
- (2) 関係機関に対し、災害対策基本法第60条に基づく避難の指示等の措置に関する助言
- (3) 油防除活動に関する関係機関との調整
- (4) 協定等に基づく他の自治体への援助要請
- (5) 沿岸における状況調査、浮流油、漂着油の回収

3 消防機関

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 沿岸における状況調査、浮流油、漂着油の回収
- (3) 備蓄資機材の提供
- (4) 沿岸住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供
- (5) 海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の9に基づく消防機関の長の権限行使
- (6) 救助・救急活動

- (7) 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請

4 警察

- (1) 関係先への事故情報の伝達
- (2) 沿岸地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備
- (3) 沿岸住民に対する避難等の措置
- (4) 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項

5 事業所等

- (1) 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供
- (2) 管理する施設等に関する自衛措置
- (3) 町長の出動要請に基づく防除活動等の実施

第3 1 節 航空機災害応急対策計画

(総務課・町民生活課・消防団・関係機関)

第1 計画の方針

航空機（国際航空運送事業又は国内定期航空運送事業の用に供する航空機に限る。以下同じ）事故が発生した場合、各機関は被害者の早期救出と二次被害の拡大を防ぐため、初動体制を確立し、早期応急対策を図る。

第2 情報収集及び伝達

- (1) 航空機事故が発生した場合は、速やかに県、消防機関及び空港管理事務所に通報するとともに職員を現場に派遣して情報の収集に努める。
- (2) 事故情報の連絡を受けた各関係機関は、それぞれ他の関係する機関、地域住民等に対し、必要な情報を伝達する。また、町長が必要と認める場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

3 警戒区域の設定及び交通規制

- (1) 町長は、地域住民の安全を図るため、必要に応じて警戒区域を設定する。
- (2) 道路管理者又は公安委員会は、応急対策実施上、必要があると認められる場合は、事故現場周辺道路の通行を禁止し、又は制限する。道路の通行を禁止し、又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

4 救援救護及び遺体の収容

- (1) 航空機事故が発生し、乗客等の救出を要する場合には、直ちに救助隊を編成し、救出活動を実施する。
- (2) 負傷者の救護については、医療機関で編成する医療救護班の派遣を受け、応急措置を実施する。
- (3) 救護所は、あらかじめ定められた場所、又は事故現場付近の適当な場所に開設する。
- (4) 医療救護班の救護所までの搬送は、派遣医療機関が保有する車両及び県や関係機関の保有するヘリコプター等により行う。
- (5) 負傷者の後方医療機関への搬送は、県や関係機関の保有するヘリコプター並びに救急車、医療機関が保有する患者搬送車及び民間から借り上げた大型バス等により行う。
- (6) 遺体の収容については、関係機関の協議により、遺体一時保存所を設置し、遺体の処理後は速やかに災害対策本部長の指示する場所に安置し、又は遺族に引渡すものとする。

5 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、当町の消防機関だけでは対処が困難と予想される場合には、応援協定等により周辺市町村、消防機関の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

第32節 災害救助法の適用計画

(総務課・町民生活課)

第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急的な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図るため、知事は速やかに被災市町村等に災害救助法を適用する。また、実施機関は総務部庶務経理班とする。

第2 適用の基準

1 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定められており、本県における適用基準は次のいずれかに該当する場合で、適用に当たっては市町村の区域を単位として行うものとする。

- (1) 同一の災害により、住家が滅失した世帯の数が下表の1号基準以上であること。
- (2) 上記1には達しないが、被害地域が広範で、県の区域内の住家のうち滅失した世帯

の数が1,000世帯以上であって、市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が次表の2号基準以上であること。

- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が5,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域で発生した場合や有毒ガス等が発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合
- (4) 火山噴火や有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合や、船舶の沈没や爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合など多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

市町村人口	住家の滅失世帯数		該 当 市 町 村
	1号基準	2号基準	
5千未満	30以上	15以上	小坂町、藤里町、上小阿仁村、井川町、大潟村、東成瀬村

(注) 住家が滅失した世帯数は、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯については2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については3世帯で1世帯とみなす。

【住家】現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家か否かは問わない。

【世帯】生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 災害が発生するおそれがある場合

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

第3 被害の認定基準

1 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による。

2 住家の滅失等の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たり、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれの住家が滅失した一の世帯とみなす。

第4 適用手続

- 1 町長は、被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みが

ある時は、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、あわせて法の適用を要請するものとする。

- 2 町からの報告又は法適用の要請を受けた知事は、法を適用する必要があると認めた時は、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策総括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））に情報提供する。
- 3 知事は、法を適用した時は、速やかにその旨及び対象となる市町村を告示する。当該救助を終了するときも同様とする。
- 4 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第5 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

救助の種類は次のとおり法の定めるところによる。

1 災害が発生した場合

- （1）収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- （2）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかった者の救出
- （6）災害にかかった住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在、運用されていない。

- （8）学用品の給与
- （9）埋火葬
- （10）遺体の搜索及び処理
- （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 災害が発生するおそれがある場合

避難所の供与

3 委任事項

知事は、救助の迅速、的確化を図るため必要な場合は、法令に定めるところによりその権限に属する事務の一部を市町村長に委任することができる。避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、県において実施することが困難と認められるものについては、市町村ではあらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備をしておくものとする。

また、市町村長は、委託を受けた救助以外についても、知事が行う救助を補助する。

4 その他

1の(7)にいう生業資金の給与及び貸与については、各種の貸付制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）」による支給や貸付を実施する。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県総合防災課に報告するものとする。

第7 公用負担計画

1 町長等の応急公用負担

災害時において町長が行う応急公用負担は、「資料15節公用負担に関する資料」の通りとする。

2 公用負担の手続き

町長が行う応急公用負担は事前の手続きを要しないものとする。ただし、知事に属する権限について委任を受けた場合は、公用令書を発行して行う。

3 損失の補償

公用負担により受けた者が損失の保証を請求しようとするときは「損失補償額算出明細書」を添付した「損害保証請求書」を処分権者に提出するものとする。

第8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

法による救助の程度、方法、期間、実費弁償の基準については、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）の定めるところによる。

避難所の設置	
対 象	災害により現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者
期 間	災害発生の日から7日以内

応急仮設住宅の供与	
対 象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住居を得る

	ことができないもの
期 間	災害発生の日から20日以内
備 考	1 高齢者等の要配慮者等を数名以上入居させるための「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項または第4項に規定する期間内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

炊き出し、その他による食品の供与	
対 象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
期 間	災害発生の日から7日以内

飲料水の供給	
対 象	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）
期 間	災害発生の日から7日以内

被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	
対 象	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
期 間	災害発生の日から10日以内
医 療	
対 象	医療の途を失った者（応急的処置）
期 間	災害発生の日から14日以内

助 産	
対 象	災害発生の日以前又は以後の7日間に分娩した者であって災害のため助産の途を失ったものの（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
期 間	分娩した日から7日以内

被災者の救出	
対 象	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者
期 間	期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。

被災した住宅の応急修理	
対 象	住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊した者
期 間	災害発生の日から3か月以内

学用品の給与	
対 象	住家の全壊（焼）、流出、半壊（薬）または床上浸水により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。）中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の過程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）
期 間	災害発生の日から 1 教科書1か月以内 2 文房具及び通学用品15日以内

埋葬	
対 象	災害時に死亡し、埋葬が困難なもの
期 間	災害発生の日から10日以内
備 考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

障害物の除去	
対 象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者
期 間	災害発生の日から10日以内

死体の捜索及び処理	
対 象	死体の捜索 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者 死体の処理 災害の際死亡した者
期 間	災害発生の日から10日以内

輸送費及び賃金職員等雇上費	
対 象	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分
期 間	救助の実施が認められる期間以内

実費弁償費																	
対 象	災害救助法施行令第4条1号から第4号までに規定する者 <table border="1" data-bbox="443 1211 1230 1523"> <tr><td>1</td><td>医師及び歯科医師</td></tr> <tr><td>2</td><td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士</td></tr> <tr><td>3</td><td>保健師、助産師、看護師及び准看護師</td></tr> <tr><td>4</td><td>救急救命士</td></tr> <tr><td>5</td><td>土木技術及び建築技術者</td></tr> <tr><td>6</td><td>大工</td></tr> <tr><td>7</td><td>左官</td></tr> <tr><td>8</td><td>とび職</td></tr> </table>	1	医師及び歯科医師	2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	3	保健師、助産師、看護師及び准看護師	4	救急救命士	5	土木技術及び建築技術者	6	大工	7	左官	8	とび職
1	医師及び歯科医師																
2	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士																
3	保健師、助産師、看護師及び准看護師																
4	救急救命士																
5	土木技術及び建築技術者																
6	大工																
7	左官																
8	とび職																
期 間	救助の実施が認められる期間以内																

第3編 地震災害対策

第1章 地震被害想定等

第1節 井川町の概要及び地震災害

第1 井川町の概況

一般災害対策編第1章第5節 井川町の概要に準ずる。

第2 既住の地震災害

本町の過去における地震災害は次のとおりである。

昭和58年5月26日 日本海中部地震

死亡1名（津波により能代港沖にて）、住家全壊12戸、半壊38戸、一部破損27戸、非住家被害13棟、田流失1.4ha、冠水48ha、道路被害19カ所、河川1カ所、橋梁3カ所、水道被害49カ所

被害総額1,367,165千円

平成23年3月11日 東日本大震災

震度5 長期間全町に渡り停電となる

以下、一般災害対策編第1章第5節 井川町の概要と一般災害に準ずる。

第2節 被害想定

第1 基本的な考え方

県内には、多数の活断層が存在するほか、本県西部は地震予知連絡会によって特定観測地域に指定されていることや、過去に秋田県で被害を受けた地震のうち半分近くがマグニチュード7.0以上の地震であったこと、また、本町の周辺でも活断層が震央とする大きな地震が発生しているなど考慮すると、近い将来、県内及び日本海沖を震源とするマグニチュード7.0以上の大地震が発生することも十分考えられる。

第2 想定地震（以下「秋田県地域防災計画」等から抜粋する。）

1 想定地震

「秋田県地震被害想定調査委員会」が、過去の被害地震及び学術的な知見を集約して定めた秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月）から引用する。地震発生の時間帯は最悪を

想定し、冬の午前2時としている。

また、国が平成26年8月の「津波防災対策づくりに関する法律」に基づく断層モデルを公表したことによる県の地域防災計画の補足・修正により、本計画の修正もありうる。

2 活用にあたっての留意点

- (1) 将来発生する地震を予測したものではないこと
- (2) 実際に発生する被害量を予測したものではないこと。
- (3) 各想定地震の発生確率は検討していないこと。
- (4) 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること。

第3 本町に関する地震

1 海域A+B+C連動モデル

学術的に秋田県沖の日本海に発生が予想されている地震に、学識者等の専門的な知見を総合的に勘案して、秋田県が独自に影響が出る海洋型の地震モデルとして設定した。

2 天長地震モデル

歴史上830年に秋田県北部を震源とするマグニチュード7.0～7.5と推定されている地震の学術的な知見をもとに、秋田市に最大影響をもたらす地震として設定した。

想定地震の断層パラメータ

モデル	長さ (Km)	幅 (Km)	深さ (Km)	マグニチュード
27 海域A+B+C連動地震モデル	350	135	46	8.7
4 天長地震モデル	40	20	6	7.2

なお、秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

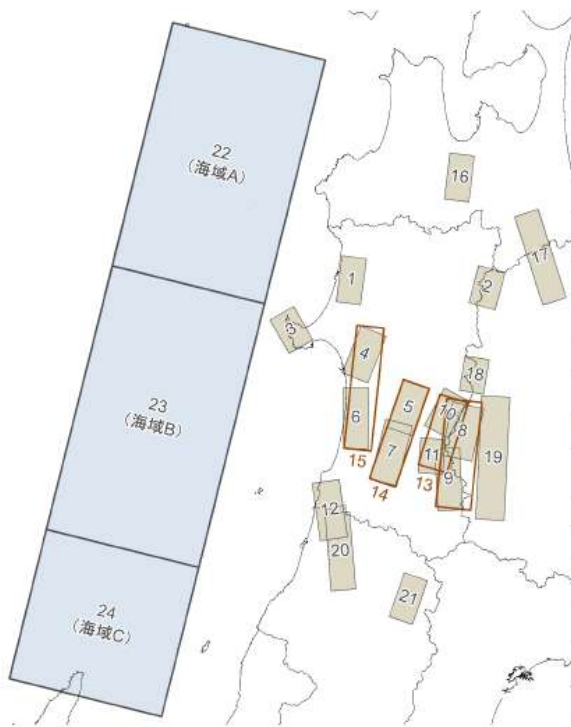
(資料：秋田県地域防災計画)

3 想定地震の概要

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震を基に設定した。さらに、東日本大震災がこれまで想定出来なかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次の通りである。

【想定地震の震源域】



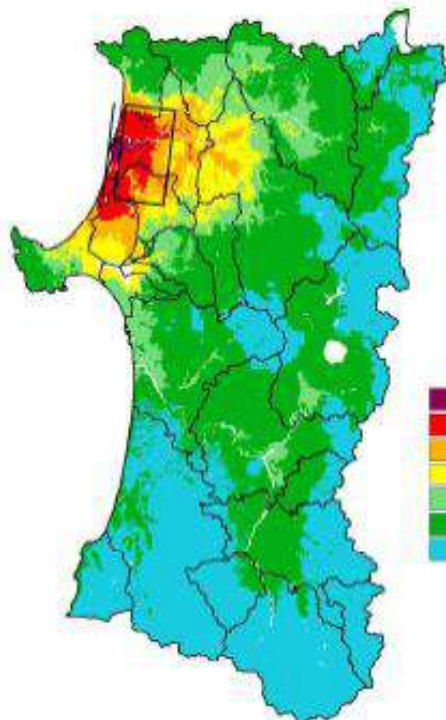
【想定地震一覧表】

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真屋山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真屋山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真屋山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A(日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B(佐渡島北方沖,秋田県沖, 山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C(新潟県北部沖,山形県沖 を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A+B連動	8.5	県独自
26	海域B+C連動	8.3	県独自
27	海域A+B+C連動	8.7	県独自
連動地震			

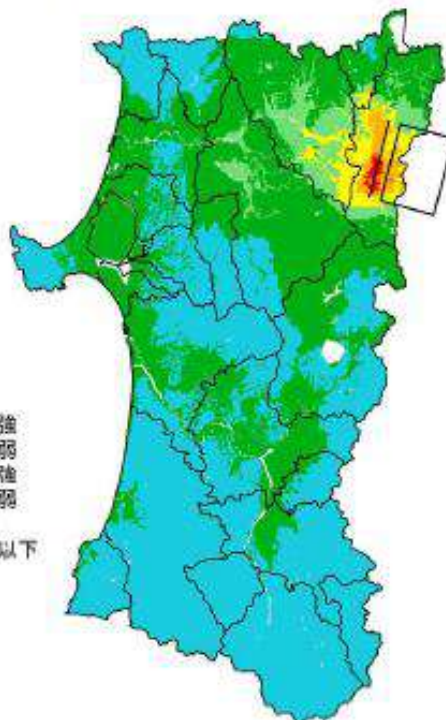
秋田県地域防災計画

第3編 地震災害対策
第1章 地震被害想定等

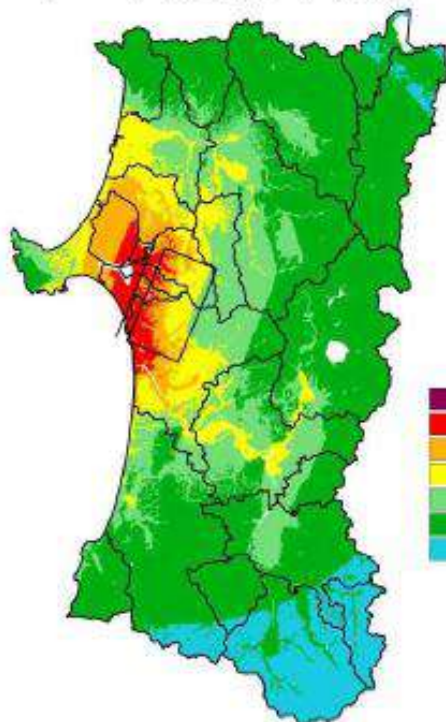
(1) 能代断層帯
【M=7.1, 最大震度: 7, 詳細法】



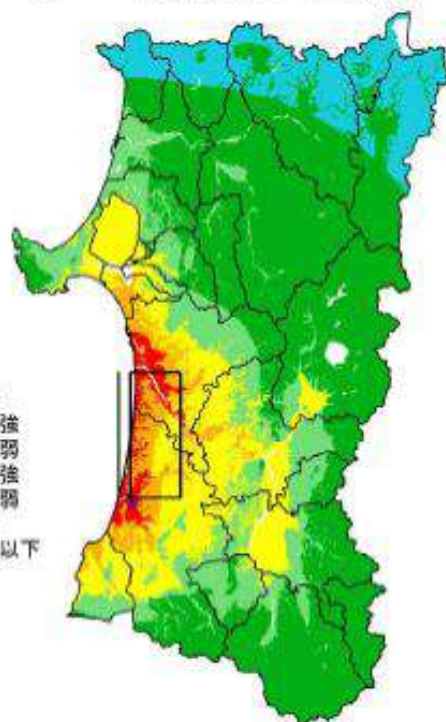
(2) 花輪東断層帯
【M=7.0, 最大震度: 7, 詳細法】



(4) 天長地震
【M=7.2, 最大震度: 7, 簡易法】



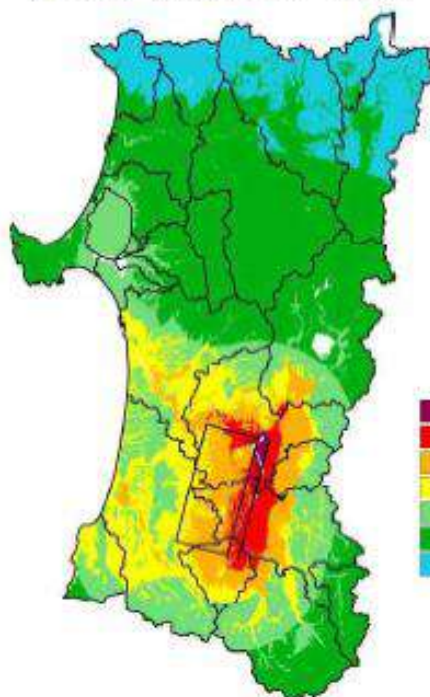
(6) 北由利断層
【M=7.3, 最大震度: 7, 簡易法】



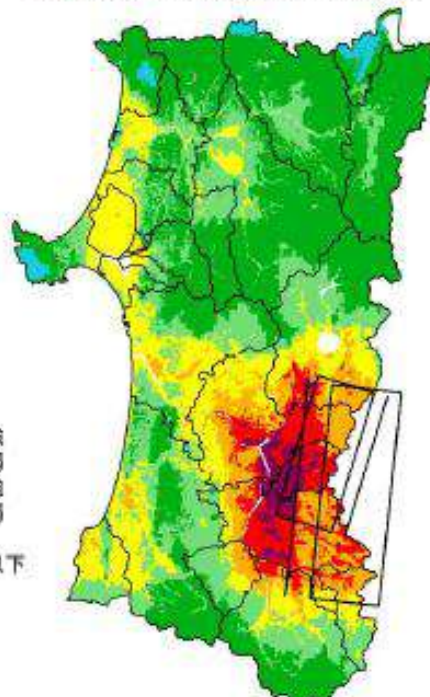
秋田県地域防災計画

第3編 地震災害対策
第1章 地震被害想定等

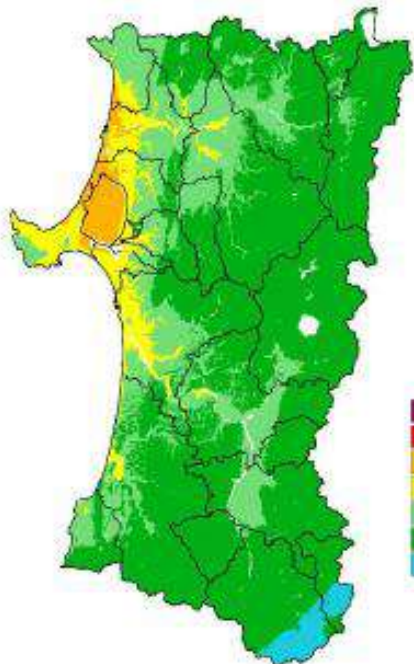
(7) 秋田仙北地震
【M=7.3, 最大震度: 7, 簡易法】



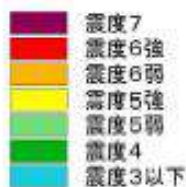
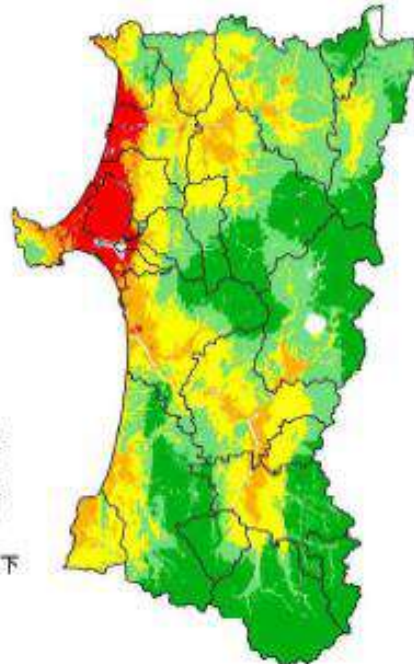
(13) 横手盆地 真昼山地連動
【M=8.1, 最大震度: 7, 詳細法】



(22) 海域 A
【M=7.9, 最大震度: 6 弱, 簡易法】

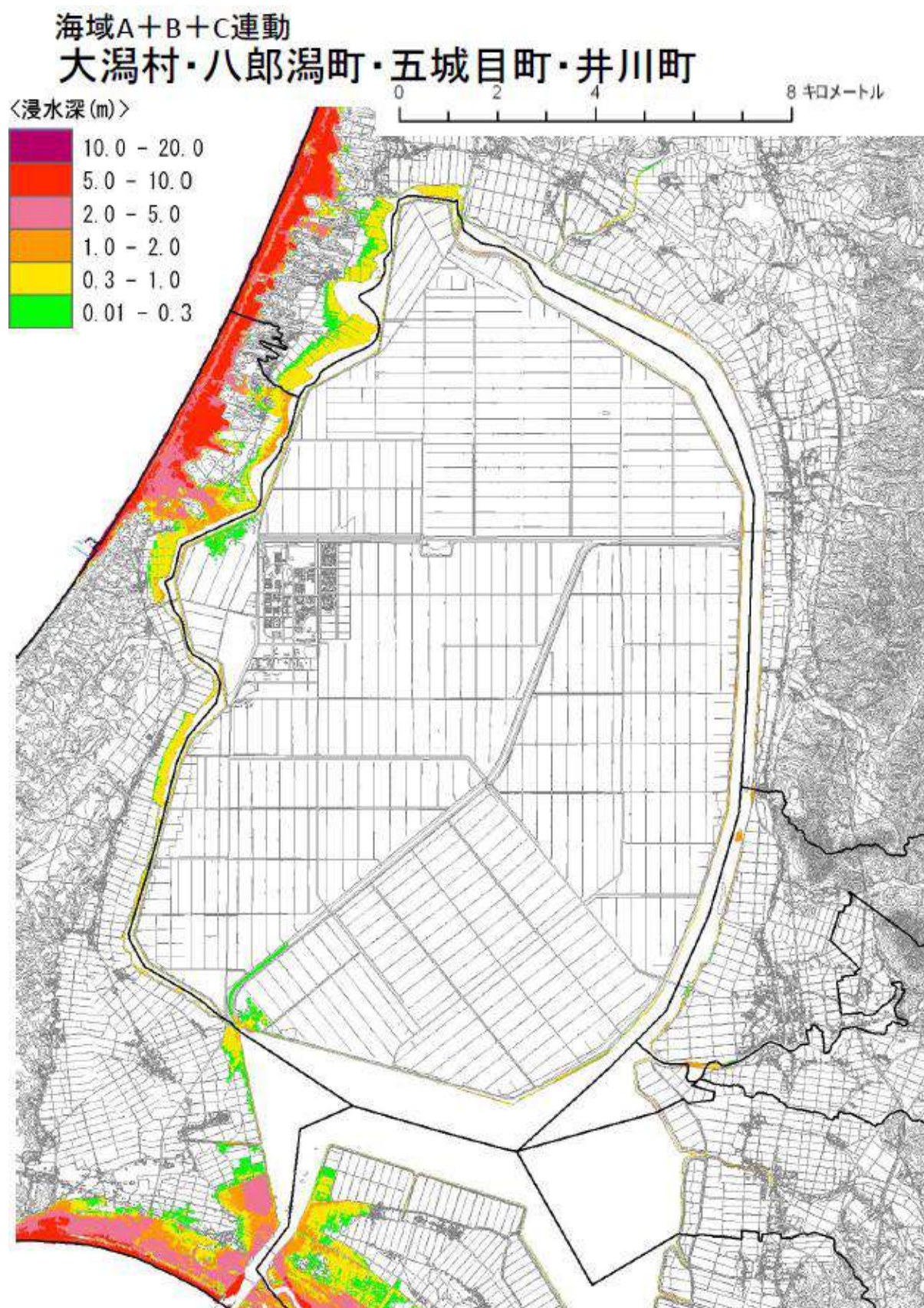


(27) 海域 A+B+C 連動
【M=8.7, 最大震度: 7, 詳細法】



2 津波浸水域等

◎ 第4編第1章第3節「津波被害想定」参照



第4 被害想定結果

1 海域A+B+C連動モデル

震度6強以上は秋田市より北の沿岸部など平野部で広範囲に渡って分布する。県域では震度6弱以上となり、井川町は、震度6強の推定となっている。

約350棟の建物が全壊し、死者が15人に達するものとされた。火災による焼失棟数はないが、液状化の範囲が広いことから、被害量は広範囲に渡り、日本海中部地震による被害を大きく上回る可能性が高い。

津波による被害は、船越の水門から井川に0.3m～1m未満の遡上が想定される。

海域A+B+C連動モデルにおける人的・物的被害想定結果

市町村名	木 造		焼失棟数	負傷者数		ライフライン被害		避難者数 4日後
	全壊棟数	半壊棟数		死者数	重 傷	上水道断水人口	電力停電世帯数	
井川町	353	591	0	15	107	2,479	1,369	1,411
秋田市	14,159	23,297	8	2,343	3,205	115,199	80,822	72,786
潟上市	2,921	6,187	4	262	1,124	22,686	11,680	12,661
五城目町	629	654	0	9	104	4,230	2,266	2,057
八郎潟町	573	1,087	2	25	190	4,346	2,246	2,276
大潟村	504	859	17	21	160	2,421	1,079	1,274

2 天長モデル

震度6以上の地域は秋田市を中心にして、秋田平野の各市町村（当町含む。）に分布する。県の南東部の一部を除き、震度5以上となり、井川町は震度6強の推定となっている。

こちらは約880棟の建物が全壊し、死者が50人以上に達するものとされた。火災による焼失棟数も2棟あり、（1）より被害量は広範囲に渡り、日本海中部地震や（1）による被害を大きく上回る可能性が高い。特にライフライン施設等の被害が相当量発生するものと予想される。

天長地震モデルにおける人的・物的被害想定結果

市町村名	木 造		焼失棟数	負傷者数		ライフライン被害		避難者数 4日後
	全壊棟数	半壊棟数		死者数	重 傷	上水道断水人口	電力停電世帯数	
井川町	879	966	2	51	242	3,566	1,932	2,284
秋田市	16,679	29,592	34	893	5,813	174,389	99,284	98,212
潟上市	3,651	5,989	29	216	1,239	23,652	12,331	13,423
五城目町	2,069	2,089	4	107	514	6,584	3,753	4,388
八郎潟町	918	1,285	2	48	268	4,703	2,350	2,675
大潟村	39	244	0	1	27	1,461	350	542

第2章 災害予防計画

第1節 計画的な地震防災対策の推進

(町民生活課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

平成24年度から2か年にわたり実施した地震被害想定調査により、東日本大震災等を参考に想定した地震や津波が発生した場合の被害量や被害の特徴及び住民生活への影響が明らかになった。

この調査結果を踏まえ、住民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるために、耐震化の促進、津波対策の推進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの各種取組を着実に実施していく必要がある。

このため、県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に係る「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、計画的な地震防災対策を推進するものとしている。

町は、これらの計画に基づき、地震防災上で必要な措置について推進を図る。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件を勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、防災対策に資する施設の整備を推進している。

1 対象地区

過去の被害地震、並びに活断層の分布などの本県における地震災害環境を勘案の上、対象地域は地震防災対策特別措置法第2条第1項の規定に基づき県全域とされている。

2 第6次五箇年計画の対象施設等

1	避難地	県及び市町村は、地震災害時における避難者の一時的な安全を確保するため、避難地の整備を推進する。
2	避難路	県及び市町村は、地震災害時における避難者の避難ルートの安全を確保するため、避難路の整備を推進する。
3	消防用施設	県、市町村、消防事務組合は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他消防用施設の整備を推進する。

5	緊急輸送道路等	県及び市町村は、地震災害時における救急救助、消火、負傷者の搬送、避難及び収容、救援物資の搬送、情報の収集伝達その他の応急対策が円滑に行えるよう、緊急通行車両の活動を確保するため道路、交通管制施設の整備を推進する。
	・緊急輸送道路 ・緊急輸送交通管制施設	
6	共同溝等	県は、地震災害時における電柱倒壊等による緊急輸送道路など道路の閉塞、通行止めを未然に防ぐため、電線類の地中化の推進を図る。
9	公立小中学校	市町村は、地震災害時の児童・生徒の安全を確保し、また、避難収容施設ともなる小中学校の耐震構造化を推進する。
	・校舎 ・屋内運動場	
11	公的建造物	市町村は、避難所等として使用する施設の耐震補強を推進する。
12	海岸・河川	県、市町村は、地震により生ずる津波から住民の生命・身体・財産を保護するため、海岸保全施設の整備を推進する。
	・海岸保全施設	
13	砂防設備等	県は、地震災害時における土砂災害等を防止するため、砂防施設、ため池等の整備を推進する。
	・砂防設備 ・保安施設 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 ・ため池	
15	防災行政無線	市町村は、災害情報を効率よく組み合わせた多様な情報伝達手段の整備を推進する。
16	飲料水施設・電源施設等	市町村は、地震災害時において、地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要な施設、設備の整備を推進する。
17	備蓄倉庫	県、市町村は役割分担、共同備蓄を実施しているところであるが、災害時に速やかに備蓄物資を提供できるよう、その整備の推進に努める。
19	老朽住宅密集対策	市町村は、地震災害時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備や建築物の耐震・不燃化の推進を図る。

※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条の号。本県計画において計上されている事業項目について記載。

第2節 災害情報の収集・伝達計画

第1 計画の方針

地震災害発生時における被害状況の迅速かつ的確な収集・把握は、災害対策本部要員の動員、災害救助法の適用、自衛隊等関係機関への応援要請、救援物資、流通備蓄を活用した水・食料、生活必需物資、救助用資機材の調達など、あらゆる応急対策を実施する上で基本となるものであり、県及び町を始めとする防災関係機関は、所掌業務に関する的確な被害情報を、県・町災害対策本部、並びに関係機関災害対策本部等へ報告する。

また、住民への情報伝達については、簡潔で「わかりやすい」表現とし、特に、要配慮者への配慮に重点を置くことが必要であり、このため、平時から計画的な訓練の実施と検証を積み重ねる。

さらに、緊急地震速報の伝達については、職員への確実な連絡体制と通信手段の整備に努めるほか、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなどにより、組織体制や個々の役割についても計画的に検証し、これらの結果を踏まえた見直しや検討を行う。

秋田地方気象台は、県、町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第2 緊急地震速報の種類、発表基準及び普及啓発等

1 緊急地震速報の発表

気象庁では、緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

2 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区 分	名 称	発 表 内 容
地震動警報	緊急地震速報（警報）	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表するもの

注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

3 緊急地震速報及び震度速報で用いる地域の名称

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

4 緊急地震速報（警報）の発表条件・内容

（1）緊急地震速報を発表する条件

- ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合

（2）緊急地震速報の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

5 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

6 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外の集客施設	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落

	とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
--	---

7 普及啓発の推進

秋田地方気象台は、県、町その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、及び震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

第3節 火災予防計画

（町民生活課・産業課・消防団・関係機関）

第1 計画の方針

建造物の密集・多様化、危険物の需要拡大により、地震発生時における火災発生の危険が増大しており、これらに対処するため消防力の向上と、防災思想の普及に努め、火災の発生を防止する。

第2 出火防止及び初期消火

町と湖東地区行政一部事務組合及び井川町消防団が一体となって、消防力の充実強化と火災予防組合等の組織化及び住民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めている。

特に、耐震安全装置付火気使用設備器具等の普及と消火器、消火用のバケツの備え付け、水の汲み置き等の指導に努めている。

○災害予防対策

1 消防力の強化

町は消防団員の充足、湖東地区行政一部事務組合は消防職員の充足を図り、消防施設及び資器材を整備し、消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、地域に小型動力ポンプ及び消火器の整備に努める。

2 燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理とその使用について指導する。

3 初期消火技術指導

各家庭に消火器、消火用バケツの備え付けと初期消火技術の向上について指導する。

4 火災予防等の周知徹底

住民に対し、地震時の火災予防等に関する意識の普及徹底を図る。

第3 火災拡大要因の除去

地震による火災の発生等は、同時多発的であり大火災となるおそれがあり、これを防止するためには、各種調査研究資料に基づき、消防力の強化、市街地の消防計画の整備及び建築物の不燃化等について指導を図っている。

○災害予防対策

1 次の対策を推進する。

(1) 市街地消防計画の整備

消防計画の作成に当たっては、特に木造家屋の密集度、消防活動のための道路の状況等に応じた計画を作成し、消防活動が有効的に実施できるようにする。

(2) 予防査察の実施

消防長又消防署長は、平常時から関係場所への立ち入り等、予防査察等を実施して震災時の対応について現場指導する。

(3) 町内会等の自主防災組織づくりの強化に努め初期消火能力の向上を図る。

第4 消火水利の整備

地震発生時には、水道施設の破壊等によって消火栓の断水や機能低下、道路や建物等の損壊によって消防自動車の通行障害が発生するなど、消防活動が制約されることが予想されるため、自然水利の確認並びに防火水槽の整備を計画的に実施している。

○災害予防対策

- 1 防火水槽の建設に当たっては、木造家屋の密集地、避難路の周辺を優先的に整備する。
- 2 防火水槽の構造は、耐震性とする。
- 3 自然水利プールなどを効率的に利用する。

第4節 建造物等災害予防計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

建築物の耐震診断及び耐震改修、並びに不燃化を計画的に実施し、地震による建物被害の軽減を図る。

第2 公共建造物

1 現況

公共建築物のうち、主要施設は災害発生時における避難、救護、応急復旧対策等に関する活動拠点施設として使用されるものであり、耐震・不燃化対策の強化が必要である。

2 対策

町は、「井川町公共施設総合管理計画」に基づき、管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。

- (1) 施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行うよう努める。また、天井の仕上げ材等の非構造部材についても、耐震化の確保を図るため、各種の点検を実施し、必要な改修を行う。
- (2) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつける等して、計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第3 一般の建造物

1 現況

建築関係法令等の遵守により、建築物及び特定工作物等の安全性は高い水準に達しつつあるが、建築基準法の耐震規定の改正以前に建築されたものについては、耐震診断結果に応じた改修が必要である。

2 対策

町は、「井川町公共施設総合管理計画」に基づき、管理に関する基本的な方針を定め、以下の対策を推進する。

- (1) 施設の耐震診断・点検等を実施し、診断結果を踏まえた適切な耐震補強・改修等を行うよう努める。また、天井の仕上げ材等の非構造部材についても、耐震化の確保を図るため、各種の点検を実施し、必要な改修を行う。
- (2) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつける等して、計画的に安全確保対策を進めるものとする。

第4 ブロック塀・石塀等

ブロック塀等の安全性については、建築基準法施行等に基づき、審査、指導を行い、耐震性の確保を図っているが、法令改正以前に建築されたものについては、耐震性の確認及び必要に応じて補強（以下「耐震補強等」という。）が必要である。

○災害予防対策

- 1 既存のブロック塀等に対する耐震補強等の必要性について所有者等に指導する。
- 2 建設業界に対して適正な設計・施行を指導し、倒壊事故の防止を図る。

第5 家具等の転倒防止

地震によって、家具、ストーブ等が移動、転倒し、又は柱や壁にかけられた時計、額縁、装飾品等が落下して人的被害や火災発生の原因となる恐れがある。

○災害予防対策

- 1 家具類は、固定金具、転倒防止金具及びテープなどで固定・連結し転倒を防止する。
- 2 ピアノや電気製品等はキャスタ、又は金具で移動を防止する。
- 3 食品類の破損・落下による負傷を防止するため、収納方法や落下防止対策の指導に努める。

第6 宅地の災害防止

1 現況

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

2 対策

町及び県は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地滑りやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

第7 液状化対策等

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第5節 公共施設災害予防計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、鉄道などの公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動、並びに防災活動上において極めて重要な施設であり、施設の管理者は地震災害から施設を防護するために、耐震補強等を図るものとする。

第2 道路及び橋梁

1 道路全体の耐震点検と対策工事

- (1) 地震に対する緊急輸送道路ネットワーク等の防災力向上を図るため、道路防災総点検結果に基づく継続的点検及び施設の整備を計画的に実施する。
- (2) 防災補修工事を必要とする箇所については、工法決定のための測量・地質調査・設計等を行い、その対策工事を実施する。
- (3) 発災時の応急対策や通行規制並びに情報収集・提供を迅速に行うために情報連絡施設・体制等の整備を図る。
- (4) 対策の優先順位は、緊急輸送道路ネットワーク計画路線、事前通行規制区間の有無、迂回路の有無、交通量、バス路線等を総合的に勘案し決定する。

2 橋梁等の耐震点検と対策工事

道路パトロール等による日常点検を実施し、適正な維持管理を行う。

第3 河川管理施設

1 施設、整備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

2 耐震性の強化

耐震結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

第4 上水道

1 施設の防災の強化

- (1) 町は、地震災害に対する施設の安全性向上を図るため、浄・配水施設等基幹的水道施設の建設地を津波や土砂災害等の地震災害を受けにくい箇所に選定するとともに耐震構造により建設するものとする。
- (2) 町は、既存の施設において、耐震診断等の結果により地震による被害が予想される場合は、最新の基準や準拠示方書用に基づいて必要な改良又は更新することを検討する。

- (3) 町は、防災拠点等、人命の安全に関わる重要施設への供給ラインについては、地震災害によって供給が遮断されないよう、重点的に耐震化を進めるものとする。
- (4) 町は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とするものとする。

2 応急給水体制と資機材の整備

- (1) 町は、水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水及び生活用水を確保するために応急給水の実施体制を整備する。
- (2) 町は、応急給水活動に必要な資機材の整備に努める。

第5 下水道

1 施設の耐震化

県及び町は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により施設の耐震性の強化を図る。

(1) 管渠

ア 液状化しやすい地区や埋戻し土が液状化するおそれのある箇所の下水管渠のうち「重要な幹線等」を重点に液状化対策を実施する。

イ 新たに下水管渠を布設する場合は、保持すべき「流下機能を確保できる性能」を確保する。

特に、地盤の悪い場所における管渠には、マンホールと管渠の接合部への可とう性継手の使用や埋戻し土の液状化対策等を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場又は終末処理場と下水管渠の連結箇所は破損しやすいため、老朽化した箇所は速やかに補強する。

管渠、ポンプ場及び終末処理場の耐震対策に当たっては、「下水道施設の地震対策マニュアル」及び「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて行う。

(3) 施設の液状化対策の推進

地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。

また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

2 施設の浸水対策の推進

県及び町は、浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。

3 維持管理による機能の確保

県及び町は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

4 防災体制の確立

県及び町は、災害発生時の資源に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うため、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の業務継続性を高める。

業務継続計画（BCP）の策定に当たっては、「下水道BCP策定マニュアル」に基づいて行う。

第6節 農業災害予防計画

（産業課）

第1 計画の方針

地震による農業災害を予防し、又は拡大を防止するためには、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設、改修にあたっては耐震性の向上に努める。

第2 農地及び農業用施設

- 1 地震等によって決壊又は倒壊のおそれのある頭首工、樋門、揚排水機場、水路等について、受益面積等の観点から耐震性調査実施の検討を行い、必要に応じて貯水制限など安全使用に努めるほか、補強や改修を実施し震災対策を図る。
- 2 町及び県は、防災重点農業用ため池のうち重要度の高いため池については耐震性調査を順次実施し、耐震不足が判明したため池について、施設の管理者は貯水制限や監視体制の強化などの減災対策を講じるほか、必要に応じて耐震化補強工事を実施する。また、震度4以上の地震が発生した場合には、防災重点農業用ため池等の緊急点検を行い、異常が確認された場合は、必要な応急対策を実施する。
- 3 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足等によって農作物に大きな影響が出る。この場合には亀裂部周囲への盛土、掲排水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図る。

第7節 緊急輸送道路ネットワーク計画に関する計画

(産業課・関係機関)

第1 計画の方針

地震災害時における緊急輸送を迅速かつ的確に実施することが、被害状況の把握及び被害者等の救出に不可欠であることから、町は、国、県等道路の管理者と緊密な連携をとり、「災害時における緊急輸送を確保するための道路（以下「緊急輸送道路」という。）」の指定を行うとともに、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における緊急輸送の効率的な機能が確保されるよう努めるものとする。

また、「秋田県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、道路の新設、改良、補強等の整備に努めるものとする。そして、道路の新設や津波浸水区域などの被害想定調査結果を反映する等、必要に応じて見直しを行う。

第2 緊急輸送の確保対策

1 緊急輸送道路

県指定	国道7号	管理者 国土交通省秋田河川国道事務所
	国道285号	管理者 秋田県秋田地域振興局建設部
町指定	県道北ノ又井川線	管理者 //
	町道1級、2級及び避難所に通じる町道	管理者 井川町

2 臨時ヘリポート

資料編第9節 派遣・応援に関する資料9-8 救難用ヘリポート設置場所に準ずる。

3 一時避難所

資料編第6節 指定緊急避難場所・指定避難所一覧に準ずる。

第8節 積雪期の地震災害予防計画

(町民生活課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

積雪期の大地震は、他の季節に発生する地震に対し、積雪や低温により人的・経済的に大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、連携した除排雪体制の強化、克雪施設の整備など総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図るものとする。

第2 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の総合的、かつ長期的な推進によって確立されるものである。

このため、町では必要により、町防災会議等を開催し、関係機関が相互に協力し、より実効のある雪対策の確立を図る。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道・県道・町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩防止柵等の施設の整理を促進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的まひにより、孤立する集落が発生することが予想される。これら孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図るものとする。

緊急ヘリポートの整備と孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

第4 雪に強いまちづくり推進

1 家屋倒壊の防止

屋根の雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な災害時要配慮者に対しては、地域の助け合いによる相互体制やボランティアなどの協力により、屋根の雪下ろしや除排雪に努めるものとする。

2 積雪期の指定緊急避難場所、避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、指定緊急避難場所・避難路の確保を図る。

第9節 行政機能の維持・確保計画

(総務課・町民生活課・健康福祉課・産業課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

県、町及び防災関係機関は、大規模な地震等の災害発生時においても、災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務を行うため、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続性の確保を図る。

第2 業務継続性の確保

県、町及び防災関係機関は、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況等の変化等に応じた体制の見直しなどを行う。

特に、県及び町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 各種情報のバックアップ

県、町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピューターシステムやデータ等の各種情報について、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

特に、県及び町は、重要な行政データのバックアップにより、データの消失を防止する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震情報等の発表及び伝達計画

(総務課・町民生活課・関係機関)

第1 計画の方針

秋田地方気象台は、地震の迅速・的確な伝達に努めるとともに、各機関においては、これら情報の適切な受領に努めるものとする。

特に、町においては、住民、災害時要配慮者、並びに観光客等の安全で円滑な避難を確保する責務から、分かり易い伝達文を作成し、かつ明瞭な伝達に努めるものとする。また、町の有線放送設備の維持、さらには計画的な施設の耐震対策及び維持管理の徹底、併せて通信の途絶による地区及び集落の孤立防止を図る。

第2 地震情報等の種類と発表

1 地震に関する情報等

地震情報の種類	発表基準	内 容
震 度 速 報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震 源 に 関 する 情 報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震 源 ・ 震 度 に 関 する 情 報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各 地 の 震 度 に 関 する 情 報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ＊地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

推 計 震 度 分 布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード7.0 以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1 以上を観測した地震回数情報等を発表

2 秋田地方気象台における地震解説資料の提供

「地震解説資料」とは、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震津波情報及びこれらに関連する情報を編集した資料をいう。防災その他社会活動における「地震津波情報」の円滑な利用を確保するため、以下の場合「地震解説資料」を作成して関係機関に提供する。

（速 報 版）秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表時や県内で震度 4 以上の地震を観測した場合

（詳 細 版）・秋田県に大津波警報、津波警報、津波注意報発表した場合

・ 秋田県内で震度 5 弱以上を観測した場合

・ 社会的に関心の高い地震が発生した場合

（月間地震概況）県内が無感であっても、報道関係などから頻繁に問い合わせがあるような地震が発生した場合

（週間地震概況）定期（毎週金曜日）

第3 地震情報等の伝達

1 地震情報等の伝達措置

地震情報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係各機関は地震情報等をより可能な限り迅速に、かつ的確に伝達するものとする。

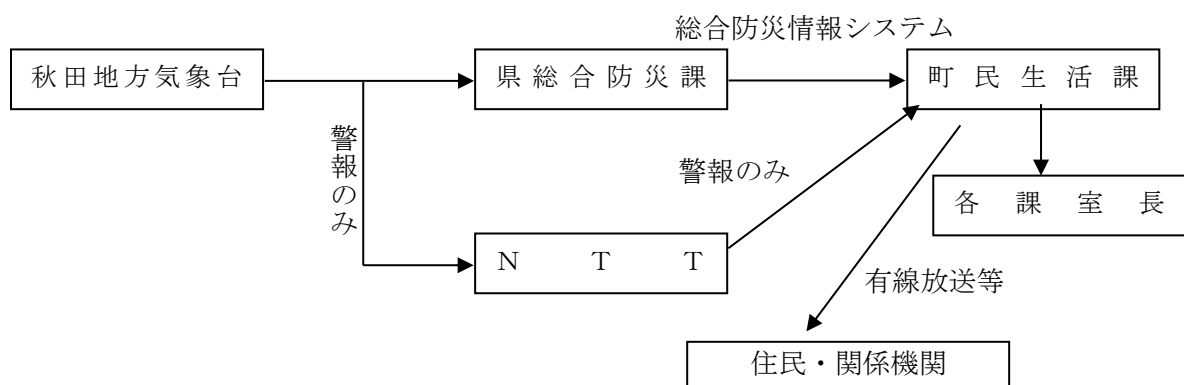
- (1) 町長は、情報の受領にあたって関係課室に周知徹底し得るよう努め、情報等の内容伝達組織を整備する。
- (2) 町長は、地震情報の伝達を受けたときは、井川町地域防災計画の定めるところにより、速やかに町民、その他関係機関のある公私の団体に周知徹底させる。
- (3) 秋田気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡を取り、関係機関相互が協力し、情報の周知徹底を図るものとする。
- (4) 震度4以上の強い地震が発生した場合、防災関係機関は被害情報と二次災害発生に備え、避難等についての迅速な情報の伝達を図る。

2 地震情報伝達系統

地震情報の気象庁経由については、下記の伝達系統を、消防庁経由については、地震の震度によりJアラートから有線放送への伝達系統をとる。また、必要に応じて随時広報車等による周知を図るものとする。

3 地震情報の取扱い要領

- (1) 気象業務法に基づく地震に対する情報等は、湖東地区消防署が受領する。
- (2) 湖東地区消防署は、地震に関する情報を受領したときは、速やかに関係各課室に連絡する。
- (3) 地震情報の取扱い要領は次のとおりである。なお、休日・夜間の場合は、当直・宿直が窓口となり、町民生活課長、担当者に連絡がくる。



第2節 ライフライン施設応急対策計画

(関係機関)

第1 電力施設

電気施設の応急復旧の実施責任者は、東北電力（株）秋田支店長とする。

災 害 時 の 組 織 体 制	防災体制を発令し非常災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごと、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。
動 員 体 制 (応急復旧要員の確保)	対策本部の長は、防災体制発令後、直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。 被害が多で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所等に応援を要請し要員を確保する。
二 次 災 害 防 止 措 置	二次災害の危険が予想される場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。
被 害 状 況 の 把 握 と 情 報 連 絡 体 制	各班が各設備（発電所・変電所・送電線・配電線等）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡経路に従って報告する。 また、災害に関する連絡は非常災害連絡用電話回線等を使用して行う。
広 報 活 動	停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車、ウェブサイト、各市町村所有の防災行政無線等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について広報する。
復 旧 資 材 の 確 保	1 復旧用資材の確認と在庫量を把握し、不足する資機材は緊急調達を実施する。 2 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約した運送会社の車両、又はヘリコプター等により行う。 3 災害時において復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。
復 旧 順 位	復旧計画の策定及び実施に当たっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先する等、社会的影響・復旧効果の大きいものから実施する。

第2 上水道施設

応 急 体 制 の 整 備	町は、町災害対策本部の中に、給水対策部門を設けるものとする。
情 報 の 収 集 伝 達	町は、地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行うとともに、断・減水等の被害の把握に努めるほか、関係機関との連絡を密にする。 また、被害状況及び復旧の見通し、給水活動の状況について保健所長に報告する。
広 報 活 動	町は、断・減水等の被害が発生した場合、被害状況、復旧の見通し及び給水活動の状況等を速やかに関係機関に通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等の情報について、広報車、テレビ、ラジオ等により、住民に対し周知を図る。
応 急 復 旧 活 動	1 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。 2 施設が被災した時は、被災箇所から有害物等が混入しないように措置する。 特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。 3 水道事業者は、応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。 4 自衛隊の応援を必要とする場合は、市町村は県に派遣要請をする。
応 援 協 力 活 動	1 町は、指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要がある時は、近隣市町村又は被災地域外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。 2 水道工事事業者、水道資機材の取扱い業者及び防災関係機関は、市町村の行う応急復旧活動に協力する。 3 県は、市町村相互の応援・協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行うとともに、水道法第40条の基づく水道用水の緊急応援命令等適切な措置を講じ、被災地の水道の早期復旧に努める。

第3 下水道施設

下水道対策本部の立ち上げ	1 災害対応拠点の安全性を確認し、下水道対策本部を立ち上げる。 2 町、県、民間事業等と連絡体制を確保する。
被害状況等の情報収集	1 処理場・ポンプ場の被害情報、停電状況を確認する 2 報道、他部局からの連絡、住民からの通報等による被害情報を収集する。
県、町対策本部、関連行政部局への連絡	県、町、関連行政部局へ被害状況、対応状況等を連絡するとともに、協力体制を確保する。
広報活動	下水道施設に被害が発生した場合、テレビ、ラジオ、広報車、Web サイト等により、被害の状況及び復旧の見通しなどを広報する。
緊急点検、緊急調査	1 二次災害（人的被害）防止に伴う管路施設の点検を実施する。 2 重要な幹線等の目視調査を実施する
汚水溢水の緊急措置	備蓄している資機材により、溢水を解消し、対応出来ない場合には汚水吸引車の手配及び措置を依頼する。
緊急輸送路における交通障害対策	関連行政部局と協力し、緊急輸送路における道路陥没やマンホール浮上等による交通障害を解消する。
支援要請及び受援体制の整備	他の地方公共団体や民間企業等へ支援要請を行うとともに、受援体制を整備する。
応急復旧	1 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の保全を確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する 2 ポンプ場等の被害に関しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。 3 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第4 電信電話施設

東日本電信電話(株)	
災害時の対策組織体制	地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の対策組織を設置する。 1 情報連絡室 2 災害対策本部
動員体制	防災業務の運営、あるいは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について措置方法を定めている。 1 社員の非常配置 2 社員の非常招集方法 3 関係相互間に対する応援要請方法 4 工事請負業者の応援要請方法
被害状況の把握と情報連絡体制	地震災害において、被害状況の把握と情報連絡並びに重要通信を確保するための諸活動が初動措置として重要であることから、次の初動措置を迅速に行う。 1 被害状況の把握 ① 被害の概況調査 ② 社内外からの被害に関する情報の迅速な収集 ③ 被害の詳細調査 ④ 現地調査班等による被害の全貌把握 2 情報連絡 ① 情報の記録・分析 ② 情報連絡用打合せ回線の作成 ③ 情報連絡担当者の選定、連絡、連絡先の確認 ④ 状況により情報連絡要員の増員等体制強化 ⑤ 社外の災害対策機関との連絡、協力 ⑥ 気象、道路状況等に関する情報の収集

広 報 活 動	地震災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、広報車及びホームページ等により地域の住民等に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により広範囲にわたっての広報活動を行う。 1 災害復旧に関してとられている措置及び応急復旧状況 2 通信の途絶又は利用制限の状況と理由 3 災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ 4 利用制限をした場合の代替となる通信手段 5 住民に対して協力を要請する事項 6 その他必要な事項
復旧資材等の確保	応急復旧に必要な資材については当該支店保有の資材を使用するが、不足が生じる時は、東日本電信電話（株）本社及び各支店等が保有する資材を使用する。 また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。 1 ポータブル衛星通信装置 2 移動電源車及び可搬電源装置 3 応急復旧ケーブル 4 その他の応急復旧用諸装置

(株)NTTドコモ	
災害時の組織体制	災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 1 情報連絡室 2 支援本部 3 災害対策本部
動 員 体 制	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。 1 社員の非常配置及び服務基準 2 社員の非常招集の方法 3 関係組織相互間の応援の要請方法
重要通信の確保	災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時その状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。 また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。
広 報 活 動	1 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ、広報車等で直接当該被災地住民に周知する。
災害対策用資機材等の確保と整備	1 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。 2 災害対策用資機材等の輸送 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
災害時の 対策組織体制	災害等が発生し、又は発生するおそれのある時は、災害等の状況により速やかに次の対策組織を設置する。 (1) 災害対策本部 (2) 情報連絡室
動員体制	災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく (1) 社員の非常配置及び服務標準 (2) 社員の非常招集の方法 (3) 関係組織相互間の応援の要請方法
被害状況の把握と 情報連絡体制	災害等が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報、サイバー攻撃に関わる情報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況、及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報
広報活動	1 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で周知する。
復旧資材等の確保	災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。 (1) 応急復旧ケーブル (2) 移動電源車 (3) その他の応急復旧用諸装置

K D D I (株)	
災 害 時 の 対 策 組 織 体 制	災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合に対応する次の災害対策組織をあらかじめ編成しておく。 ・ 現地対策室
動 員 体 制	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した時の業務運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。 1 社員の非常配置 2 社員の非常招集の方法 3 関係組織相互間の応援の要請方法 4 工事請負業者の応援要請方法
被害状況の把握と 情報連絡体制	1 災害時に備え、通信に関するデータベースを整備するとともに、常時その状況を監視し、通信リソースを効率的に運用する。 また、災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い、通信のそ通を図り重要通信を確保する。 2 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する情報連携を行い、通信復旧に努める。
広 報 活 動	1 災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。 2 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等で直接当該被災地住民に周知する。
復旧資材等の確保	1 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。 2 また、被災した設備を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所を指定し、次の災害対策用機器材等を配備している。 ・ 車輻型無線基地局 ・ 可搬型無線基地局 ・ 移動電源車及び可搬電源装置 ・ 応急復旧ケーブル ・ その他の応急復旧用諸装置

ソフトバンク(株)	
災害時の 対策組織体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。
動員体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。 1 社員の非常配備及び勤務体系 2 社員の非常招集の方法 3 関係組織相互間の応援の要請方法
被害状況の把握と 情報連絡体制	災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、重要通信の確保、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。 1 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、相互の連絡を行う。 2 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。
広報活動	災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を努める。 また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により周知する。
復旧資材等の確保	災害対策用資機材等の確保と整備をするため、次のとおり実施する。 1 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から災害対策用資機材の確保に努める。 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。 3 災害対策用資機材について、整備点検を行い非常事態に備える。また、効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

第4編 津波災害対策

第1章 津波被害想定

第1節 秋田県独自津波浸水想定

第1 海域地震の想定

平成24年度から実施した秋田県地震被害想定調査において、「想定外をつくらない」という考え方のもと、秋田県が独自に次の震源モデルを設定し、津波浸水想定を実施した。

1 単独地震

過去に発生した地震及び国の「地震調査研究推進本部」の長期評価の地震を参考に設定した。

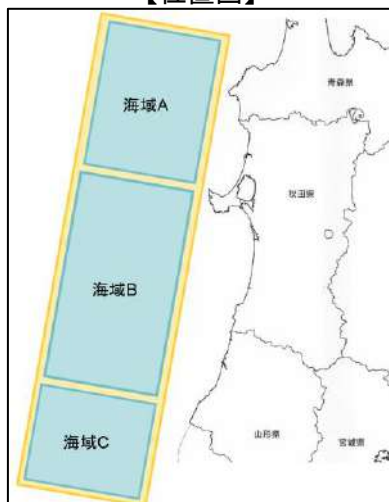
区分	規模	モデル等
海域A	M7.9程度	日本海中部地震（M7.7）等を参考
海域B	M7.9程度	佐渡島北方沖、秋田県沖、山形県沖の地震を想定
海域C	M7.5程度	新潟県北部沖、山形県沖の地震を想定

2 連動地震

東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、発生確率は限りなくゼロに近いものの、理論上考え得る最大クラスの地震として、連動地震を設定した。

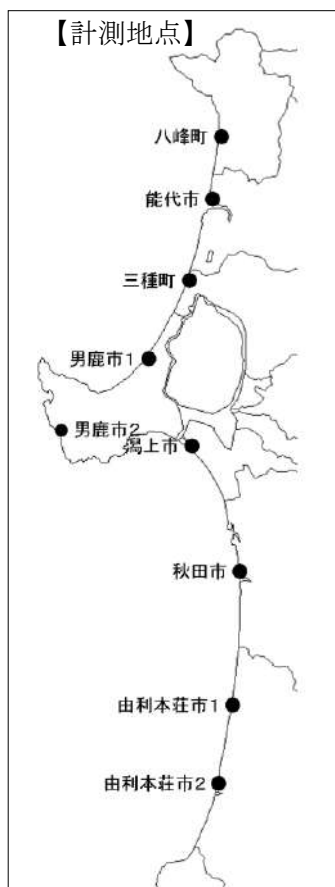
区分	規模
海域A+B	M8.5程度
海域B+C	M8.3程度
海域A+B+C	M8.7程度

【位置図】



第2 津波シミュレーション結果

1 沿岸市町における最大津波高と津波到達時間



※ 津波到達時間（分）について

- ・20cm（50cm）：初期水面から20cm(50cm)を超えた最初の時間
- ・1h内最大値：計算開始60分以内で波高が最大値となる時間
- ・最大値：計算時間内（6時間）で波高が最大となる時間

※ 海域Cについて

全地点の最大津波高が海域Bを下回るため、詳細シミュレーションは実施せず。

■海域A



地点	津波到達時間(分)			
	20cm	50cm	1h内最大値	最大値
八峰町	20	21	24	24
能代市	20	21	24	24
三種町	25	25	26	26
男鹿市1	24	24	26	26
男鹿市2	13	13	16	16
潟上市	32	33	34	34
秋田市	33	33	35	35
由利本荘市1	32	32	33	33
由利本荘市2	30	31	31	31
にかほ市	28	29	30	30

■海域B



地点	津波到達時間(分)			
	20cm	50cm	1h内最大値	最大値
八峰町	28	28	36	93
能代市	26	27	30	104
三種町	24	25	28	28
男鹿市1	23	23	27	27
男鹿市2	10	10	16	16
潟上市	28	29	35	35
秋田市	18	21	28	28
由利本荘市1	18	20	25	25
由利本荘市2	20	21	26	26
にかほ市	16	17	24	24

■海域A+B



地点	津波到達時間(分)			
	20cm	50cm	1h内最大値	最大値
八峰町	22	22	28	28
能代市	21	21	26	26
三種町	22	22	28	28
男鹿市1	21	21	25	25
男鹿市2	8	9	16	16
潟上市	28	28	34	34
秋田市	27	27	34	34
由利本荘市1	24	25	32	32
由利本荘市2	22	23	31	31
にかほ市	19	19	29	29

■海域B+C



地点	津波到達時間(分)			
	20cm	50cm	1h内最大値	最大値
八峰町	27	28	30	92
能代市	25	26	29	29
三種町	25	26	29	29
男鹿市1	23	23	28	28
男鹿市2	11	11	17	17
潟上市	30	31	37	37
秋田市	29	29	36	36
由利本荘市1	27	28	32	32
由利本荘市2	25	26	31	31
にかほ市	22	23	29	29

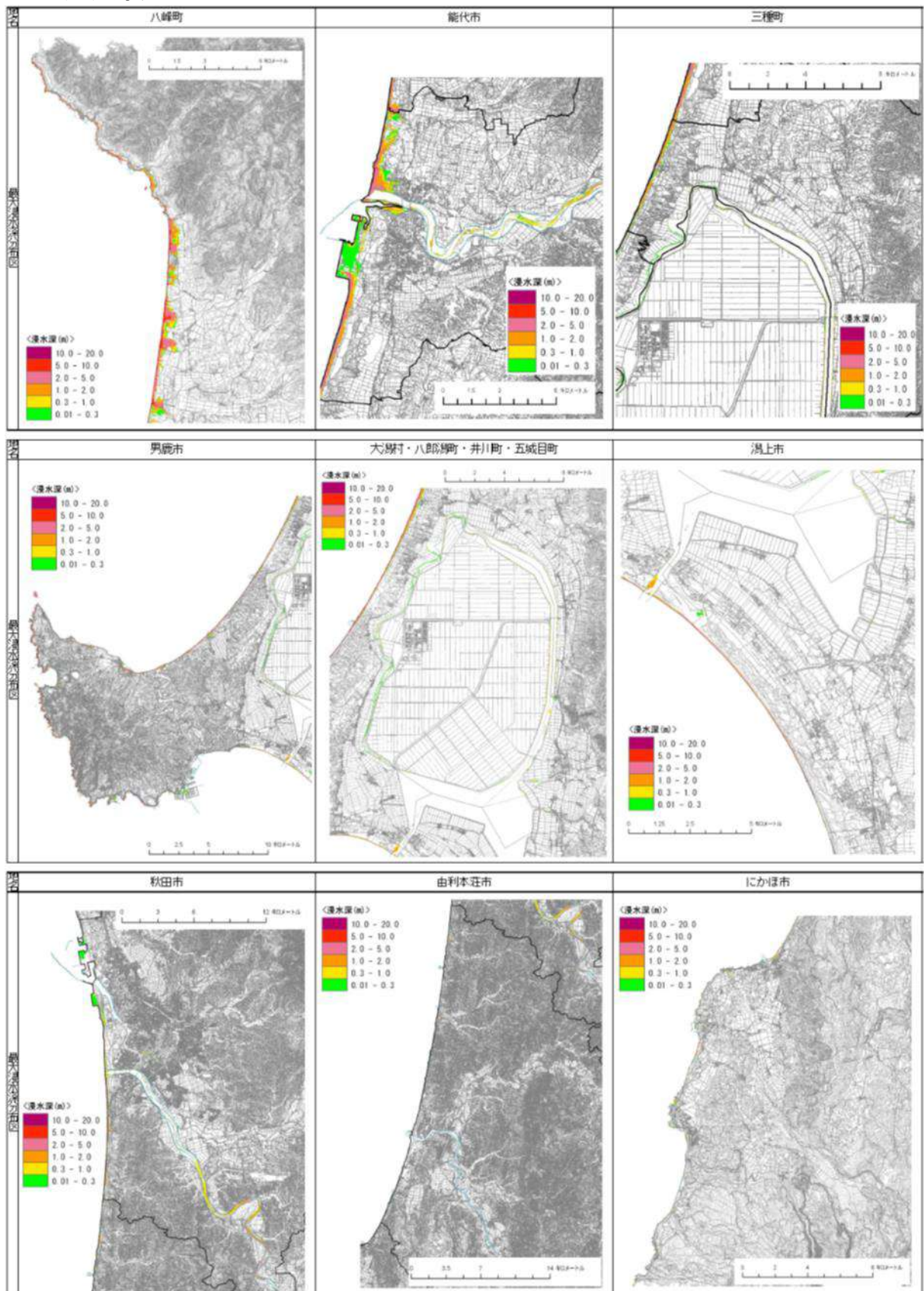
■海域A+B+C



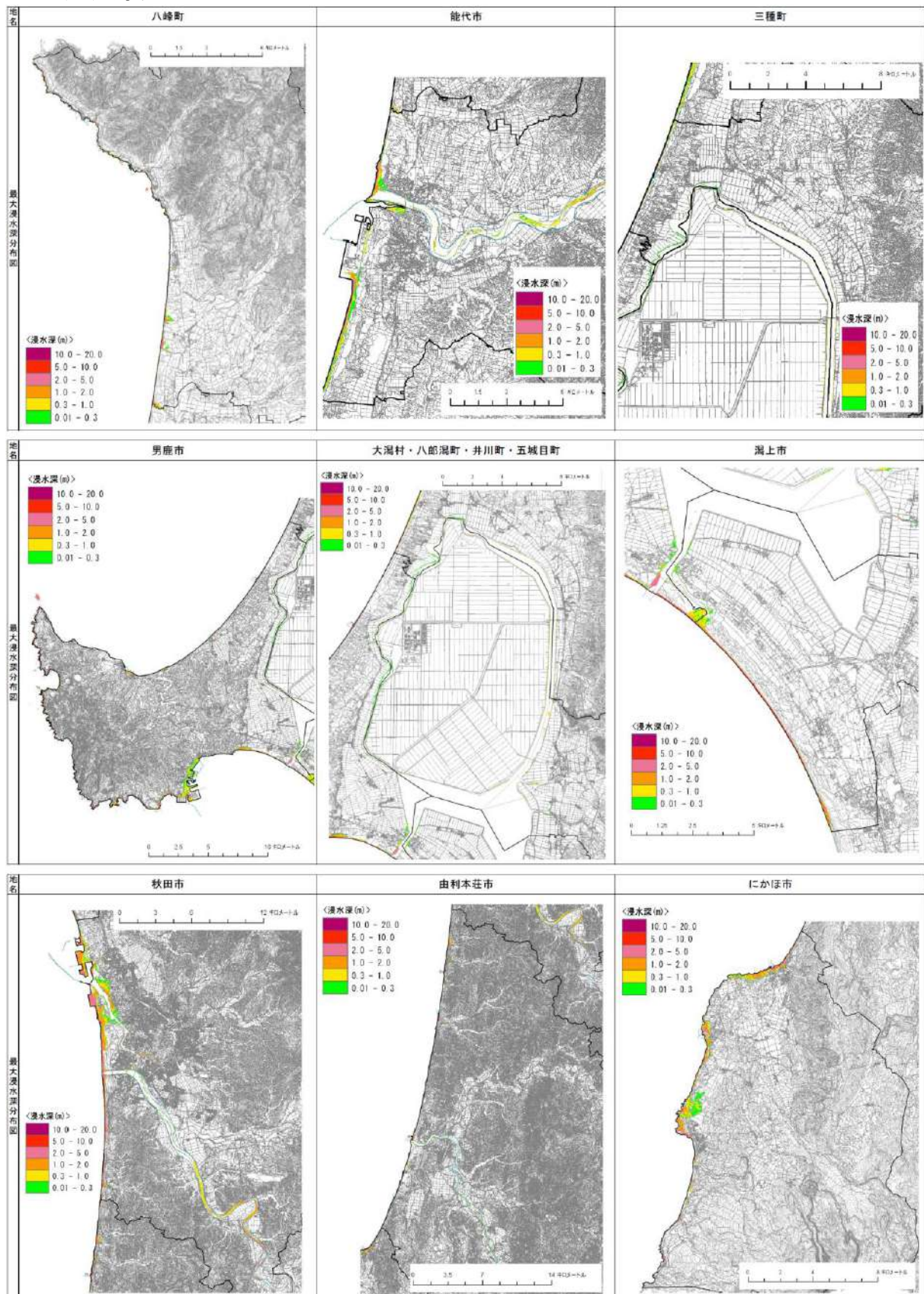
地点	津波到達時間(分)			
	20cm	50cm	1h内最大値	最大値
八峰町	12	15	28	28
能代市	12	14	27	27
三種町	13	16	26	26
男鹿市1	11	15	25	25
男鹿市2	2	4	14	14
潟上市	22	24	32	32
秋田市	24	24	34	34
由利本荘市1	21	22	31	31
由利本荘市2	19	20	30	30
にかほ市	15	16	29	29

2 津波浸水分布図

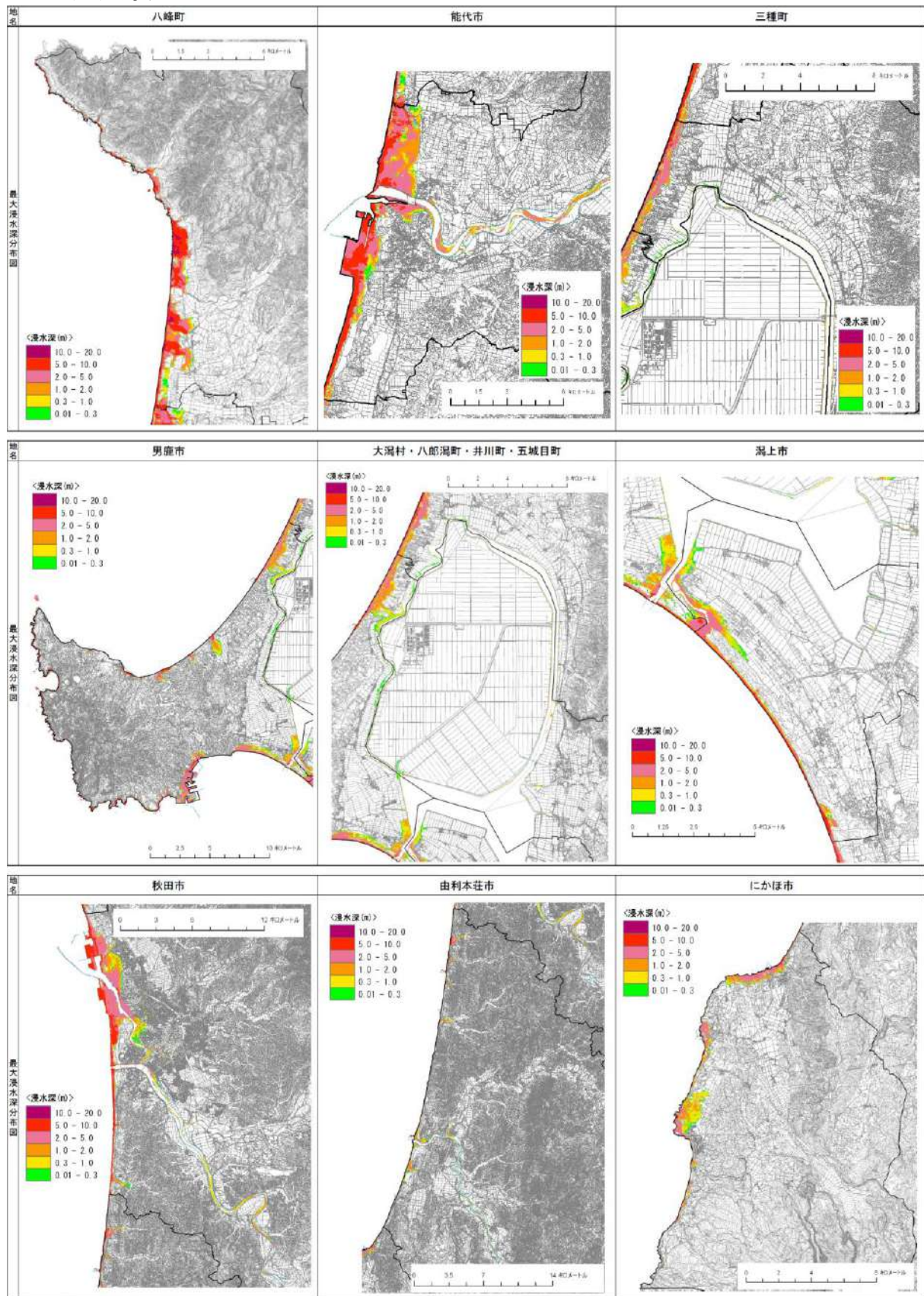
(1) 海域A



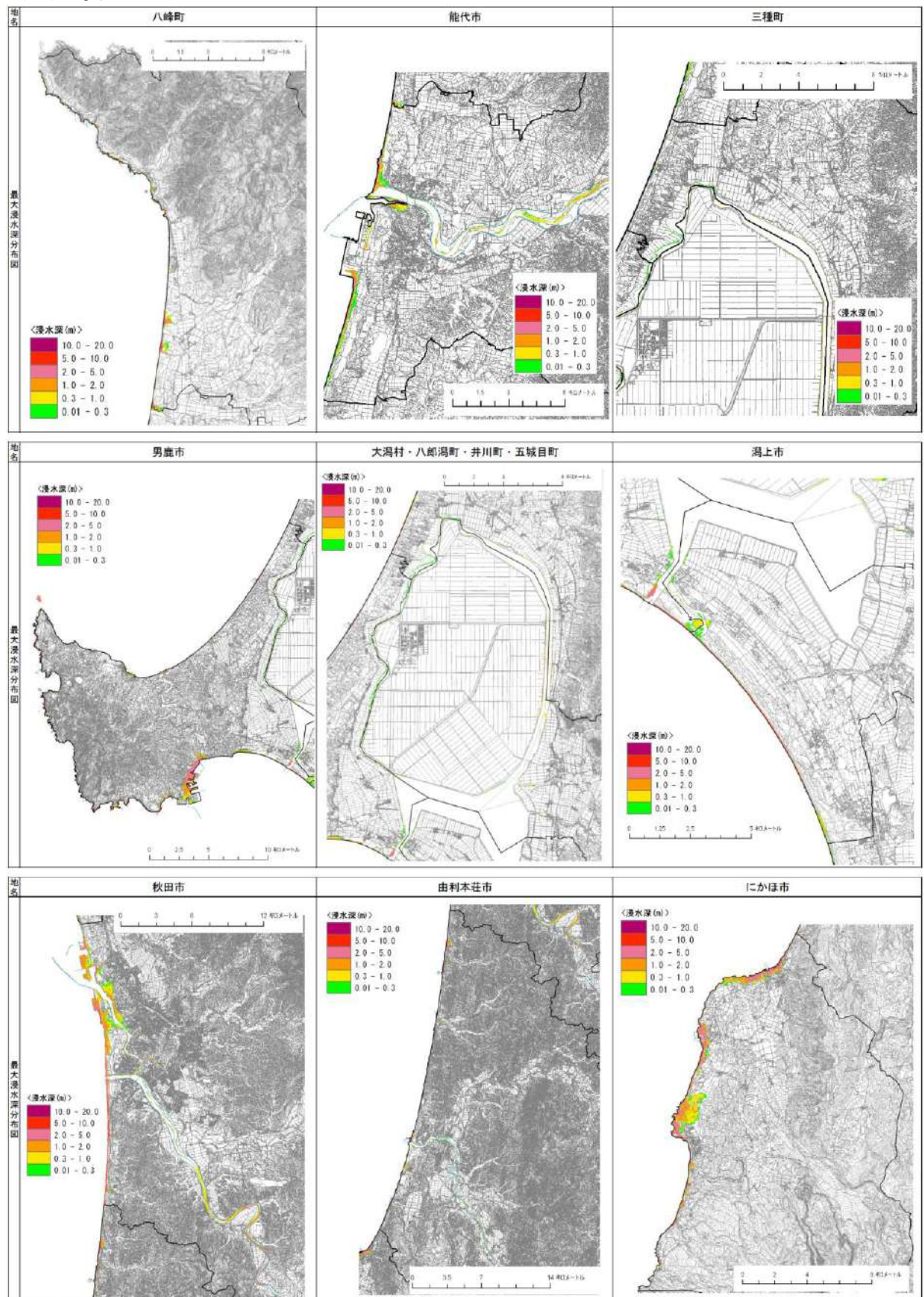
(2) 海域B



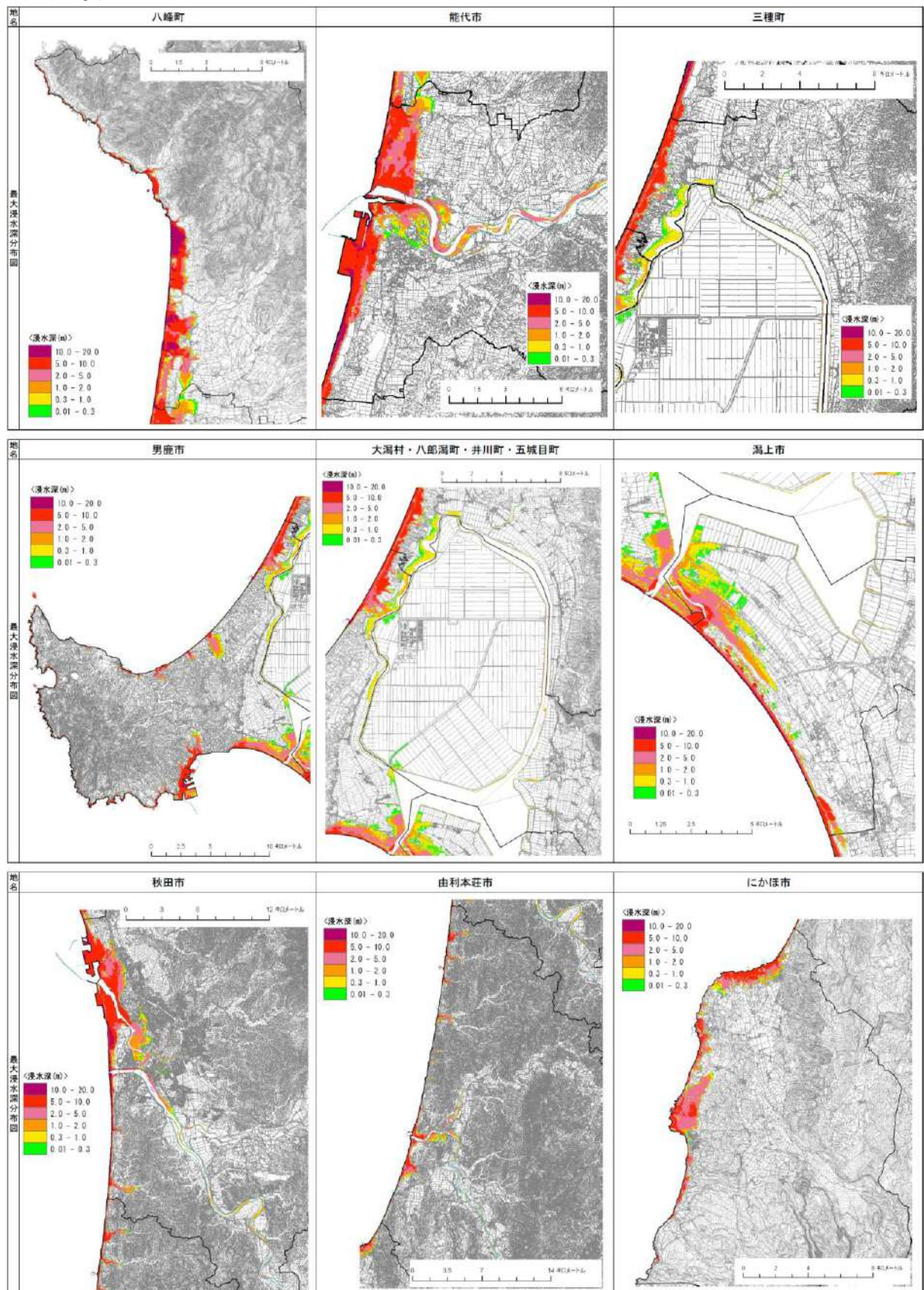
(3) 海域A+B



(4) 海域B+C



(5) 海域A+B+C



第2節 法に基づく津波浸水想定

第1 経緯

県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年度から学識者等で組織する委員会を立ち上げ、独自に津波断層モデルを検討・設定し、平成25年8月に秋田県独自想定を公表した。

平成26年8月に国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海で最大クラスの津波を発生させる60断層が公表されたため、本県に与える影響が大きい4断層と県独自断層（海域A・B・C連動等）を併せて検討し、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定として平成28年3月に設定・公表した。

今後は、この津波浸水想定を本県における「最大クラスの津波（L2津波）」と位置づけ、総合的な津波対策を講じる基礎資料とする。

第2 津波対策の考え方

津波災害対策は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）と、比較的発生頻度が高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1津波）の、二つのレベルの津波を想定し、ハード・ソフトの施策を組み合わせる必要がある。

最大クラスの津波に対しては、「減災」を基本とし、住民等の生命を守ることを最優先に、住民等の避難を軸としたソフト対策の強化を図るものとする。ただし、最大クラスの津波への対策の実施が困難な場合は、地域の実情に応じ、可能な対策の着実な実施に努めるものとする。

比較的発生頻度の高い津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設の整備等、ハード対策を進めるものとする。

津波対策を講じるために想定すべき津波レベルと対策の基本的な考え方	
今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。	
最大クラスの津波（L2津波）	
■津波レベル	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
■基本的な考え方	○住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。 ○被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。 そのため、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。
→ 総合的な津波対策を講じるための基礎資料として「津波浸水想定」を設定	
比較的発生頻度の高い津波（L1津波）	
■津波レベル	最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）
■基本的な考え方	○人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備していく。 ○海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。
→ 堤防整備等の目安となる「設計津波の水位」を設定	

第3 想定津波（最大クラス）の選定断層

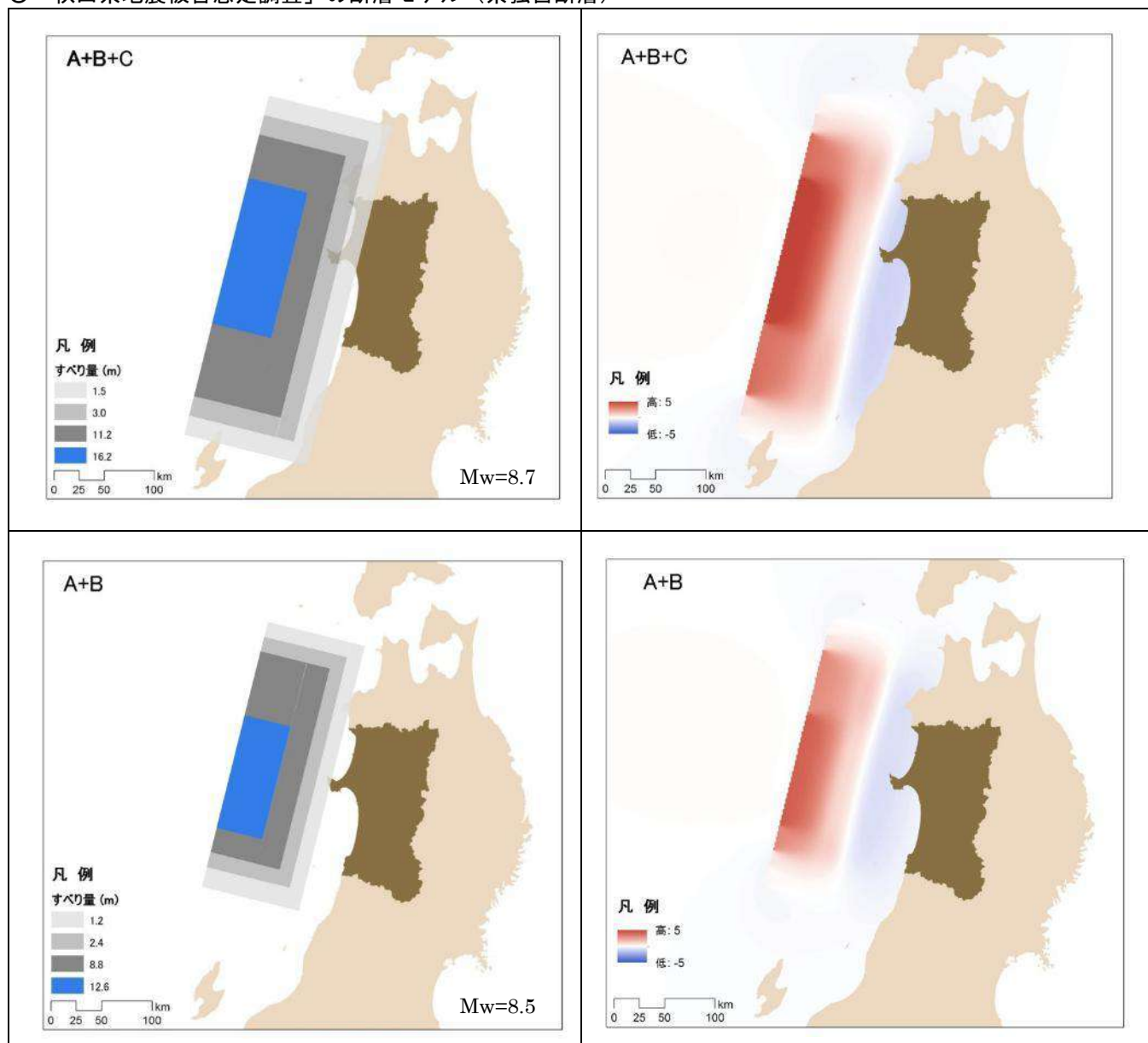
秋田県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される断層モデルとして、「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した断層モデルから、各地域海岸において最大の津波高となる次の断層モデル・ケースを選定し、シミュレーションを実施した。

津波浸水想定図は、これら各ケースの地域海岸毎のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域・浸水深を抽出したものである。

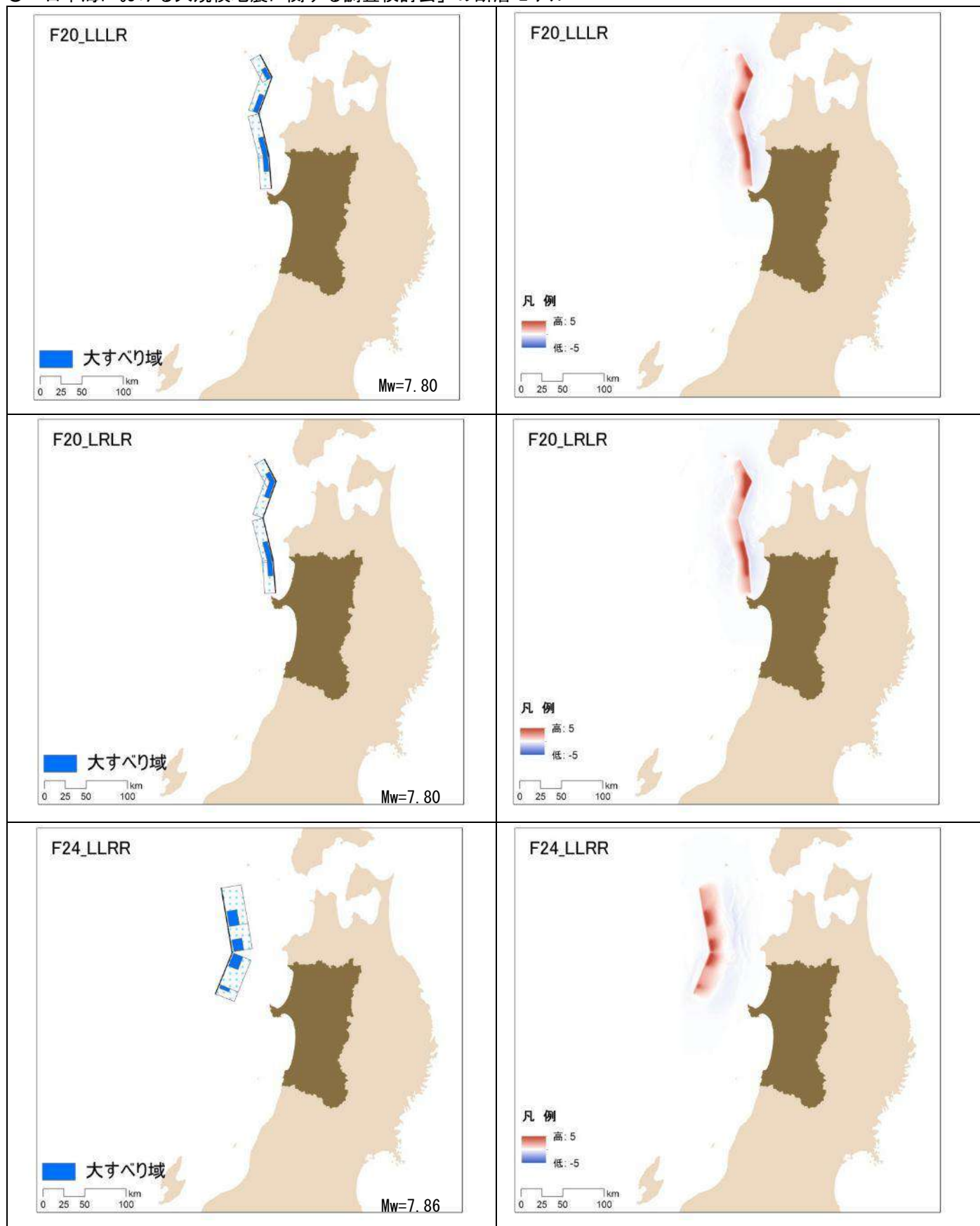
【地域海岸毎の選定断層・ケース一覧】

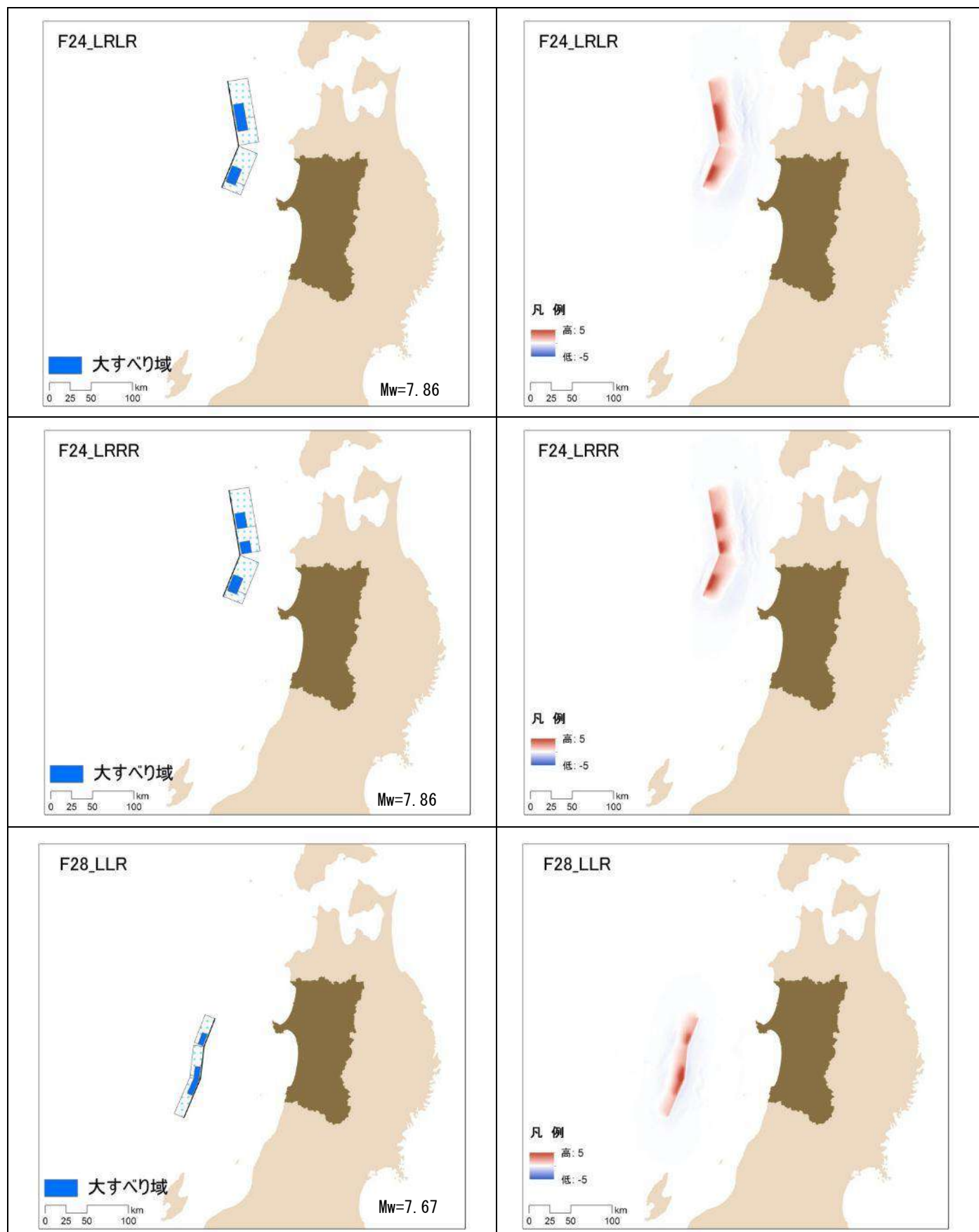
地域海岸名	ABC連動	AB連動	F20		F24			F28		F30		
			LLLR	LRLR	LLRR	LRLR	LRRR	LLR	LRR	LLL	LLR	LRR
八森	●	●	●	●	●							
能代	●	●										
男鹿	●					●	●			●	●	
秋田・船川港	●											
新屋・下浜	●											
由利	●											
鳥海	●							●	●			●

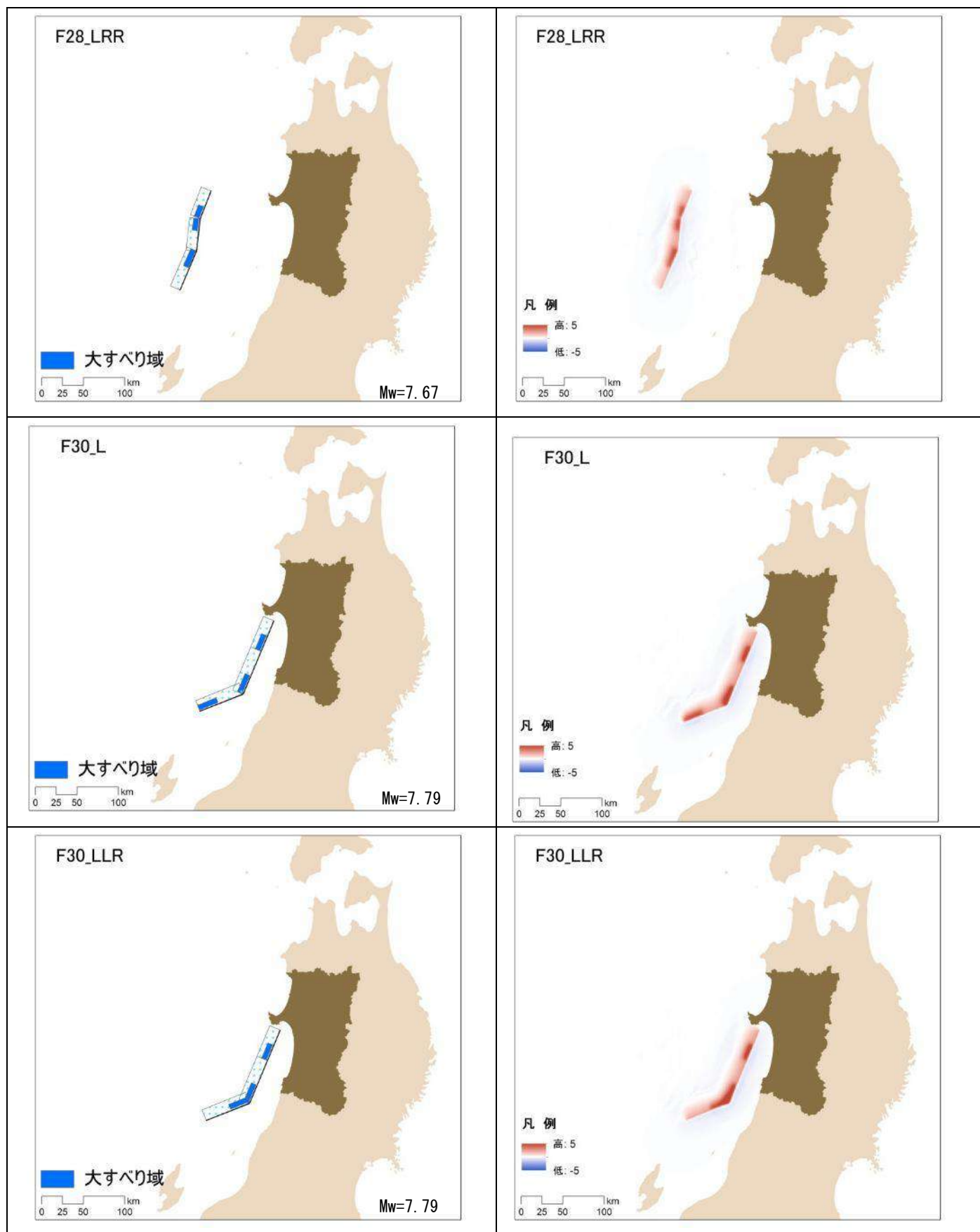
○「秋田県地震被害想定調査」の断層モデル（県独自断層）

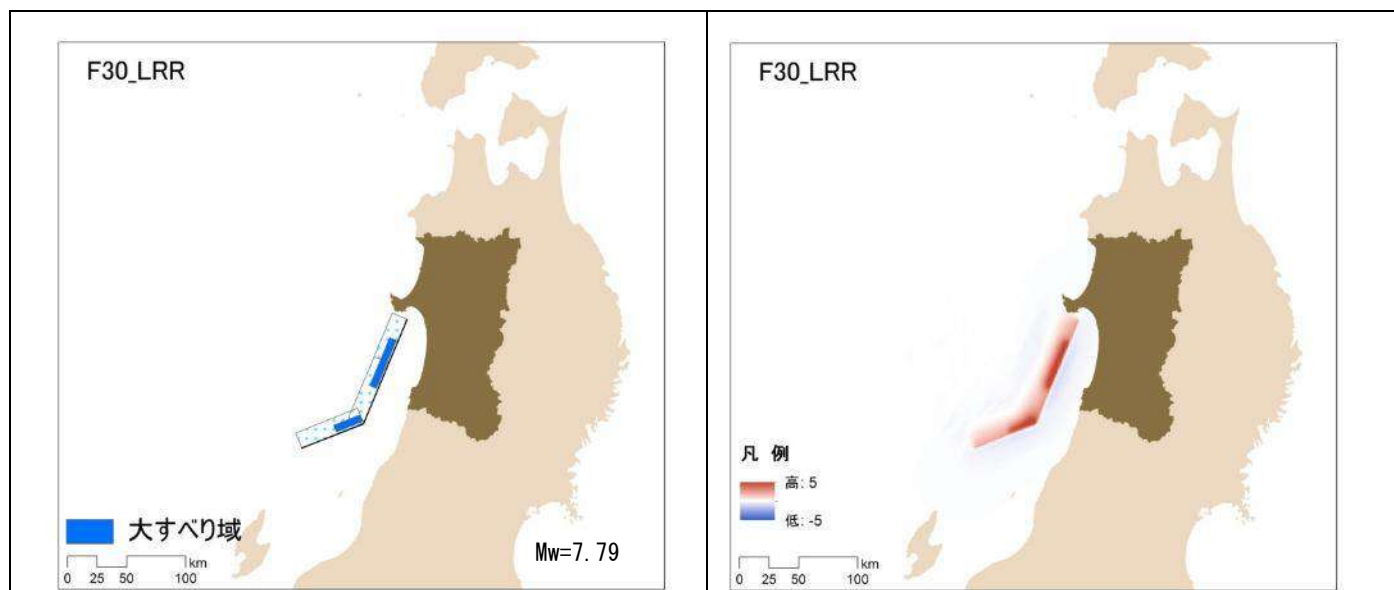


○「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の断層モデル









第4 津波シミュレーション結果

1 最大津波高、最大波到達時間及び影響開始時間

市町名	地点名	最大津波高		最大波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)	検討断層のうち 最短影響開始時間 (分)	
		(T. P. m)	【断層】			【断層】	
はっぽうちょう 八峰町	八森	14. 1	【ABC連動】	26	11(11)	10	【AB連動】
のしろし 能代市	落合	11. 6	【ABC連動】	28	11(11)	10	【AB連動】
みたねちょう 三種町	釜谷	12. 4	【ABC連動】	28	11(11)	9	【AB連動】
おがし 男鹿市	五里合	10. 8	【ABC連動】	26	9(9)	9	【ABC連動】
おがし 男鹿市	加茂青砂	9. 8	【ABC連動】	15	3(3)	3	【ABC連動】
かたがみし 潟上市	天王	11. 6	【ABC連動】	33	23(23)	23	【ABC連動】
あきたし 秋田市	新屋町	13. 5	【ABC連動】	36	11(23)	11	【ABC連動】
ゆりほんじょうし 由利本荘市	松ヶ崎	11. 3	【ABC連動】	33	10(20)	10	【ABC連動】
ゆりほんじょうし 由利本荘市	石脇	10. 8	【ABC連動】	31	9(19)	9	【ABC連動】
にかほ市	小砂川	10. 1	【ABC連動】	33	9(18)	9	【ABC連動】

注1：地点は、日本海中部地震において主な被害のあった場所や背後地等の地理的要因を踏まえて、「秋田県地震被害想定調査」時に定めた代表地点である。

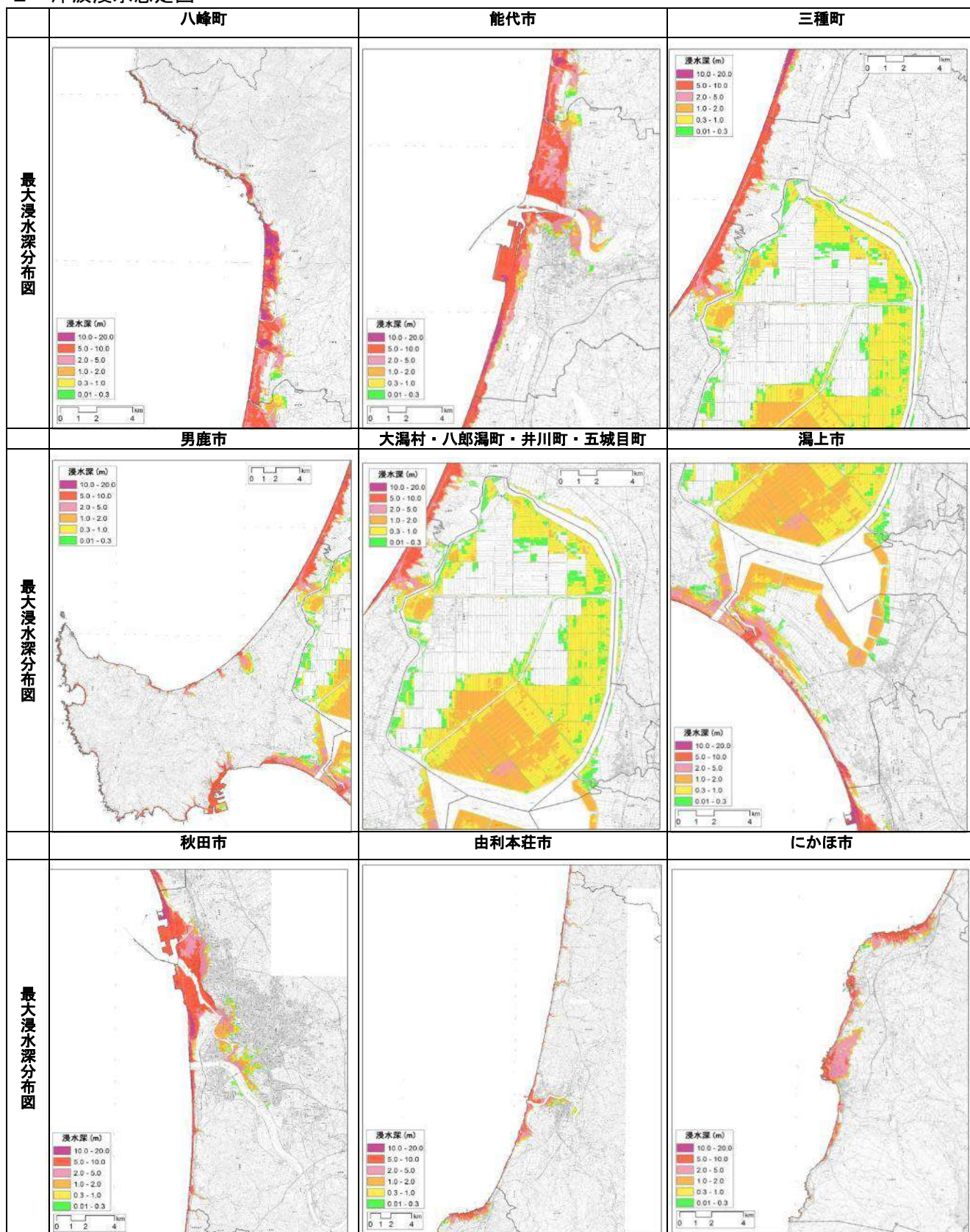
注2：【】は最大津波となる断層、影響開始時間が最も早くなる断層をそれぞれ示している。

注3：最大津波となる断層による影響開始時間の括弧書きの値は、+20cmの変動が生じる時間を示している。

《参考：代表地点の位置図》



2 津波浸水想定図



第2章 災害予防計画

第1節 防災知識等普及計画

(町民生活課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

町及び県等は、自らの命は自らが守るという観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、急いで高所に避難」という基本的な事項を周知徹底し、津波発生時に円滑な避難を実現するために、様々な機会に、多様な手段により、各地域の実情に応じて津波防災に関する啓発、教育を実施する。

第2 津波に関する知識の普及・啓発

町及び県等は、津波に関する知識を住民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるように、広報紙、パンフレット、インターネット等の広報媒体や、研修会や地域コミュニティ活動などの多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

住民は、日頃から防災訓練への参加や、津波ハザードマップ等により、指定緊急避難場所や避難経路等を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制の構築や、避難行動要支援者を避難させる体制の構築に協力する。

【津波防災に関する主な普及啓発内容】

避難行動に関する知識	1 沿岸で強い揺れを感じた時、又はゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 2 気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近又は海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 津波注意報が発表された時は、海岸付近又は海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。 船舶は直ちに港外へ退避する。港外に退避できない小型船は高所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。 3 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さなどの情報を、市町村防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。 4 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで海岸に近づかない。 5 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要がある。
津波に関する想定・予測の不確実性	1 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること 2 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 3 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること 4 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること

家庭での予防・安全対策	1 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 2 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
津波の特性や津波に関する知識	1 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること 2 第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること 3 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せることもあること（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生）
その他	1 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動 2 津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるために制定された津波フラッグに関する知識 3 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め 4 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること 5 沖合の津波観測に関する情報の意味として、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

第3 防災教育の推進

町及び県は、学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や関係機関、民間団体等の参画の下で開発するなどして、地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、調査結果や各種資料を収集・整理し、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く住民に伝承されていくよう努める。

第4 津波防災訓練の実施

町及び県は、住民及び関係機関等と連携し、防災行政無線、津波フラッグなどの情報伝達手段を活用した津波からの避難誘導訓練、並びに津波防災訓練を計画的に実施するものとする。津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

この訓練から情報伝達に関する職員の対応及び判断能力、並びに情報伝達システムの機能等を検証し、課題を整理・検討の上、第2編第1章第1節第3の防災関係職員への防災教育に反映させるものとする。

第2節 避難体制整備計画

(町民生活課・教育委員会・関係機関)

第1 計画の方針

津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることから、町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するために、指定緊急避難場所や避難路等の確保等、避難体制の整備を推進し、津波ハザードマップを作成・配付するなど、住民への周知徹底を図る。また、津波からの非難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の指定・整備

町は、法に基づく津波浸水想定等をもとに、地域の実情を踏まえ、津波が到達する前に、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、高台や公共機関又は民間が保有する堅固な中・高層建物等を指定緊急避難場所として指定する。また、必要に応じて、津波避難ビルをかねた公共施設の整備などの検討を進める。

町は、指定緊急避難場所や避難路等の周知を図るため、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するなど、分かりやすい誘導標識や案内板などを設置するよう努める。

第3 避難路の整備等

町は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路の整備等を行い、日頃から、定期的な点検により安全性を確保するとともに、避難時間短縮のための工夫・改善に努めるとともに、地域の実情に応じて津波避難タワーの設置等についても検討する。

避難路の選定に当たっては、避難活動が円滑かつ安全に行われるよう、耐震性、道路の幅員、浸水、崖崩れ等の危険がないことなどを考慮する。

避難路の整備、避難タワーの設置等、多大な財政負担を伴う対策は、津波による影響の程度や発生確率、財政事情等を勘案して進める。

第4 避難方法・避難誘導

地震、津波の発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については徒歩によることを原則とする。ただし、町は、津波到達時間や指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、警察と連携を図りながら、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

避難行動要支援者の避難誘導については、家族、介護者、福祉関係機関及び防災関係機関の緊密な連携・連絡及び協力体制を整備する。

町は、消防職・団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導についての行動ルールを定めるよう努める。

第5 津波ハザードマップの作成・活用

町は、法に基づく津波浸水想定等を活用し、津波浸水域、津波浸水深、土地の標高、指定緊急避難場所、避難路等を示した「津波ハザードマップ」を作成する。

また、作成後においては、住民への周知を行うとともに、防災訓練や避難訓練への活用など、活用範囲の拡大を図り、住民に対し、津波災害に関する十分な知識の普及を行う。

第6 津波避難計画の策定

県は、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定し市町村に示すほか、市町村に対し、津波避難計画策定に必要な情報を提供する。

町は、居住者等が円滑に避難できるように、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画を策定し、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、津波避難計画の策定に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮したものとし、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第7 津波警報等に係る対応

町は、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。また、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や秋田地方気象台等との連携に努めるものとする。また、県及び秋田地方気象台等は、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。なお、町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報伝達計画

(総務課・町民生活課・産業課・教育委員会・消防団・関係機関)

第1 計画の方針

津波警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

第2 津波警報等

1 津波警報等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報は、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害と取るべき行動
		津波の高さの予想の区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)		巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)			
		5m (3m<予想高さ≤5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)		高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は

				ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
--	--	--	--	--

津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
-----------	--	----------------------	---------	---

- 注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 5 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 6 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

2 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波 予報	津波が予想されない時 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想された時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続する時 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（注1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注2）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表

	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を公表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表（注3）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で公表（注4）

（注1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（注2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（注3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（注4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値(注)）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定

		中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第3 津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報の受領・伝達

1 伝達機関

秋田地方気象台から津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報などが発表された時、県、市町村及び関係機関などは速やかに受領し、次により沿岸住民及び船舶等に伝達する。

県	県は、総合防災課が津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を受領する。総合防災課長は、県総合防災情報システムにより各市町村長、消防本部消防長及び関係機関等に通知する。
市 町 村	1 市町村長は、受領した津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を関係各課に伝達し、職員への周知徹底を図る。 2 市町村長は、受領した津波警報等、津波予報、地震情報、津波情報を市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民及び関係団体等に伝達し周知徹底を図る。 3 震度4以上と推測される揺れを感じた時、又は揺れが弱く長い周期の地震を感じた時は、気象台の津波警報等の発表を待たずに海面の監視態勢に努める。 4 海面監視情報は、公衆電話、防災行政無線、漁業無線、消防無線等により市町村長に伝達する。
放 送 機 関	受領した津波警報等、地震・津波情報は放送を介し直ちに広報する。
そ の 他 の	防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送等に留意するとともに、県及び市町村と積極的な

防 災 関 係 機 関	連絡調整に努め、関係機関が相互協力の上、情報の周知徹底・共有化を図る。 1 警察は津波警報等、地震・津波情報を警察署、交番等を通じて迅速かつ正確に沿岸住民に伝達する。 2 海上保安部は、船舶等に対する災害に関する情報を次により伝達する。 ① 被害が予想される海域、又は周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器等により周知する。 ② 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。 ③ 被害が予想される沿岸海域の住民や海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器等により周知する。
-------------	---

2 県における津波警報等の受領

津波警報等は、気象台から県に対して速やかに通知されるものとし、受領した県は市町村及びその他の関係機関に対して直ちに伝えるものとする。

第5編 火山災害対策

第1章 火山防災と秋田県の活火山

第1節 火山防災の基本理念

(総務課・町民生活課・産業課・関係機関)

第1 関係機関との連携

火山災害は、次のような特徴を有することから、行政機関、防災関係機関、観光関係機関、学識経験者が連携して、情報を共有し、噴火時の火山防災対策を検討する体制を整えとともに、関係する行政機関等が整合のとれた統一的な防災対策を進める必要がある。

特に、火山災害の特殊性に鑑み、学識経験者等専門家との緊密な連携を図るものとする。

- (1) 噴火に伴って発生する現象が多岐にわたる
- (2) 長期化するおそれがある
- (3) 被害が複数の市町村又は県境を越える範囲に及ぶ
- (4) 被害や影響が広範囲かつ多方面にわたる

第2 火山防災の目標に関する基本理念

災害を可能な限り小さく抑えること、特に人的被害を抑えることを対策の最優先目標とし、必要な対策をできることから実現していくとの観点から、対策の目標とする基本理念を以下のとおりとする。

基本理念： 噴火はいつか起こることを前提に（噴火は防げない）、たとえ起こっても被害を少なくするため（災害は軽減できる）、必要な対策をできるところから実行し、「火山と共生」する「防災先進地域」（災害に強い県土づくり）を目指す。

第2節 秋田県の活火山

(総務課・町民生活課・教育委員会・関係機関)

1 概 況

活火山とは、火山噴火予知連絡会により定義された「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を指し、秋田県には、十和田、八幡平、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の6活火山がある。

このうち、火山噴火予知連絡会によって選定された「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」（常時観測火山）に該当するのは、十和田、秋田駒ヶ岳、秋田焼山、栗駒山及び鳥海山の5活火山であり、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにおいて、火山活動を24時間体制で監視している。

なお、平成26年の御嶽山噴火災害を受けて常時観測火山の見直しが行われ、十和田では平成28年12月から常時観測を開始した。

【秋田県の活火山】



2 火山災害要因

火山活動に関連して生じる災害は多岐にわたる。その主な要因は次のとおりであり、火山防災対策の推進において留意が必要である。

【主な火山災害要因】

大 き な 噴 石	大きな噴石は、爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされた岩石等が、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものであり、短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。時には、火口から噴出する際の初速度が 200m/s を超える場合もあり、直径 1m にもなる大きな噴石が 2km も飛んで落下する事例もある。過去には、火口周辺で、登山客等が大きな噴石に当たり死傷する事例も発生しており、事前の避難が必要である。
火砕流 (火砕 サージ を含 む)	火砕流は、火口から噴出、又は溶岩ドームやスコリア丘から崩落した高温の岩塊、火山灰、軽石等の火砕物が高温の火山ガス（空気や水蒸気等）と混合し、それらが一体となって高速で地表を流下する現象である。最も速い所では 100km/h を超えるため、火砕流が発生してから避難しては間に合わない。また、火砕流の温度は様々であるが、600℃以上の高温になることも多い。 噴煙柱の崩壊によって発生する「噴煙柱崩壊型」の火砕流や、溶岩ドームの崩壊によって発生する「溶岩ドーム崩壊型」の火砕流などがある。 また、火砕流の周辺には、「火砕サージ」と呼ばれる低密度の火砕物と火山ガスの流れが発生することもある。火砕サージの密度は火砕流と比較してはるかに小さいが、その威力は、砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまでさまざまである。
融雪型 火 山 泥 流	噴火に伴う火砕流等の高温の噴出物が、火口付近や山腹の積雪を急速に解かし、発生した大量の水が周辺の火山灰、土砂等を巻き込みながら泥流化し、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで高速で流下する現象である。泥流の速度は、最も速い所では 60km/h を超え、到達距離は 100km を超えることがある。積雪期の噴火時等には事前の避難が必要である。
溶岩流	溶岩流は、火口から噴出した溶岩が粘性の高い流体として山腹斜面を流下する現象である。溶岩流は流下経路上の農地、林地、住宅地等を完全に埋没、焼失させる。 我が国の火山は安山岩質マグマを噴出する火山が多いため、溶岩流の粘性は比較的高く、時間をかけて流下することから、歩行による避難が可能な場合もある。 過去には、大きな人的被害は発生していないが、複数の火口から同時に溶岩流が噴出する場合には逃げ道を失うおそれもあり、警戒が必要な火山現象の一つである。
小 さ な 噴 石 ・ 火 山 灰	小さな噴石は、噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上の小さなものであり、火山灰は、直径 2mm 未満のものである。これらを総称して降下火砕物という。降下火砕物は、粒径が小さいほど火口から遠方まで風に流されて降下する。 噴火の規模が小さい場合、噴火に伴い形成される噴煙柱は成層圏まで届かず、小さな噴石や火山灰は対流圏内の風に流されるが、大規模な噴火になると、噴煙柱は成層圏に達し、高層風に流されて風下側の広範囲に降下する。 小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内に退避するなどして身を守ることができる。 降下火砕物の噴出量が 10 億 m³ を超えるほどの規模になると、成層圏に達した火山灰等が地球を何度も周回し、長期にわたり地球規模で気候に影響が及ぶとも言われている。 火口に近いほど降下火砕物による被害は大きく、火口から遠い地域でも、大量の火山灰の重みで建物が倒壊する場合もある。また、交通・農業をはじめ、生活や経済活動に重大な支障を来すばかりでなく、大気中に浮遊する火山灰等により航空機の運行に支障を来すこともある。 中緯度に位置する我が国では、噴出した小さな噴石や火山灰が偏西風に流され、降下火砕物は火口から東側に細長く伸びる楕円を描く範囲に堆積する事例が多い。

火 山 ガ ス	火山ガスは、マグマ中に含まれる揮発成分が噴気口や火口から噴出する現象である。噴出した火山ガスに含まれる有毒成分は生物に被害を与える。特に、二酸化硫黄（SO ₂ ）、硫化水素（H ₂ S）、二酸化炭素（CO ₂ ）等は有害で、短時間に多数の死者を出す危険性がある。
降 灰 後 の 泥 流 ・ 土 石 流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積した山腹斜面への降雨に伴い発生する。火山灰が堆積した山腹斜面では、数ミリ程度の降雨量でも発生する場合がある。 泥流の速度は最も速い所で60km/hとなり、極めて破壊的で、これまで多数の被害を発生させている。泥流の到達距離は100kmを超えることがあり、谷地形や沢に沿ってはるか遠方まで一気に流下するため大変危険である。
山 体 崩 壊 ・ 岩 屑 な だ れ	山体崩壊は、火山体を構成する降下火砕物や溶岩等が内部の噴気活動や地震等によって大規模に崩壊する現象で、岩屑なだれ（岩屑流）は、山体崩壊で崩落した大量の土砂が山腹斜面を高速で流下する現象である。山体崩壊は頻度としては少ないが、現在の科学技術では、山体崩壊の発生時期や規模を正確に予測することは極めて困難である。

第3節 火山噴火対策

（町民生活課・関係機関）

第1 火山情報の収集

町は、町域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

第2 火山防災情報の伝達

町は、町域に影響のある火山情報を把握したとき、広報車、有線放送、ホームページ等で降灰の予報、外出時の注意喚起等を周知する。

1 噴火警報・噴火予報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

なお、噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

2 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の県は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

(県内対象火山：十和田、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山)

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

◎ 各火山の噴火警戒レベル……資料編参照

◎ 十和田については、レベル2及び3は、火山活動が高まっていく段階では使用しない。

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

(県内対象火山：八幡平)

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることを留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

ウ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等

種 類	内 容
噴 火 速 報	仙台管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合※ ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
火 山 の 状 況 に 関 す る 解 説 情 報	火山の状況に関する解説情報（臨時） 仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。
	火山の状況に関する解説情報 仙台管区气象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
降 灰 予 報	気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。 ① 降灰予報（定時） ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 ② 降灰予報（速報） ・ 噴火が発生した火山※¹に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。 ※¹ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ③ 降灰予報（詳細） ・ 噴火が発生した火山※²に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※² 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

火 山 ガ ス 予 報	仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。
火 山 活 動 解 説 資 料	仙台管区気象台が、写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。
月 間 火 山 概 況	仙台管区気象台が、前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	仙台管区気象台が、噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

第2章 災害応急対策計画等

第1節 避難計画

(町民生活課・関係機関)

第1 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

町長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民等に対し避難を指示し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。県は、当該町長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民等の避難に協力する。

噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

町は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を行うよう努める。

(2) 警戒区域等の設定

町長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議の上、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 避難の解除

町長は、噴火警報等（噴火警戒レベルの引き下げ等）により危険が去ったと判断したときは、避難指示又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難指示等の解除に当たっては、国や学識経験者の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

第2節 継続災害への対応

(総務課・町民生活課・産業課・健康福祉課・関係機関)

第1 避難計画

1 基本方針

- (1) 町及び県は、気象庁等からの火山噴火の長期化や土石流発生のおそれなど火山現象に関する情報を、迅速かつ的確に、関係機関及び住民・登山者等に伝達するための体制を整備する。
- (2) 町は、火山活動が長期化した場合には、火山活動の状況を考慮しつつ、状況に応じた避難指示、警戒区域の設定等、警戒避難体制の整備に努め、かつ、警戒区域の変更、状況の変化に応じた対策を行う。
- (3) 町は、避難生活が長期化した場合は、必要に応じ火山活動状況を勘案しながら、避難者の避難指示等対象区域・警戒区域への一時入域を実施する。

2 避難対策

町及び県等は火山災害が長期化した場合は、土石流等二次災害の発生から住民等を守るため、次の対策を講じる。

(1) 情報伝達体制

ア 噴火警報等及び気象警報・注意報等の情報伝達体制の整備

イ 土石流等二次災害に関する警報等の意味、必要性及び判断体制等についての、住民に対する啓発・周知

(2) 避難体制

ア 火山監視体制の強化

イ 避難誘導體制の強化

ウ 状況に応じた避難指示等の発令、警戒区域の設定、変更

エ 住民への避難指示等の通報体制の整備

(3) 一時的な避難施設の確保

土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の確保に努める。

第2 安全確保対策

1 基本方針

町及び県は、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

また、火山活動が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて、土地の嵩上げ等による住宅の安全対策、道路の迂回・高架等、発生直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

2 安全確保対策

国、県及び市町村等は噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備により、警戒避難体制を整備する。この際、町及び県は、住民等の日常生活の利便性及び健康が維持できるように支援するため次の対策を講じる。

(1) 土石流、火山泥流等の安全確保対策

- ア 火山の活動状況、危険区域等の関係機関への迅速な情報提供等、警戒避難に対する監視体制の整備
- イ 噴火警報等及び気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- ウ 的確な警戒避難体制を敷くための体制整備

(2) 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保等

- ア 応急仮設住宅、災害公営住宅の確保・あっせん
- イ 居住性やプライバシーの保護に考慮した避難施設の設置

(3) 火山灰対応対策

- ア 降灰にかかわる風向・風速情報の収集、伝達
- イ 降灰による住民等に対する健康影響調査

(4) 防疫活動

- ア 防疫、保健衛生計画に基づく被災現場、浸水家屋等への消毒等
- イ 廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物の処理

第3 被災者の生活支援計画

1 基本方針

町及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

2 生活支援対策

- (1) 生活資金の貸し付け等生活安定のための支援
- (2) 住宅再建時の助成及び資金の貸し付け等の支援
- (3) 家屋の応急修理、火山灰除去作業の支援
- (4) 事業の維持、再建への支援
- (5) 職業訓練、就職奨励等の再就職と雇用の安定への支援

第6編 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧事業計画

(総務課・町民生活課・産業課・健康福祉課・関係機関)

第1 計画の方針

災害復旧対策は、災害発生後被災した施設等の原型復旧と併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設または改良を行い、将来の災害に備える対策を樹立し、社会秩序の安定及び経済活動の早期回復を図る。

第2 災害復旧計画

1 河川災害復旧計画

町内河川の特性を十分検討して災害の原因を調査し、災害の再発防止を期するため改良的な方法も勘案するほか、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、復旧方式を定め県予算面あるいは公共土木施設災害復旧対策事業費国庫負担法との調和を図りつつ復旧工事を推捗させる。

2 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

3 地滑り災害復旧計画

被災原因を十分調査し、保全対象により復旧対策工事の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

4 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

5 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

6 林地荒廃防止施設災害復旧計画

治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上計画的に従前の機

能回復のための復旧工事を速やかに実施する。なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

7 上下水道施設の災害復旧計画

上下水道施設は、住民生活を支える重要なライフラインの一つであり、被災した場合は早急に応急対策を実施し、住民への影響が最小限となるよう努める。

本復旧は、被災規模、施設の重要度、復旧の難易度等を勘案し復旧水準を定め、工期や経済性等の検討を行った上で、速やかに復旧工事を実施する。

8 農林水産施設災害復旧事業計画

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の堆積、がけ崩れ、地すべり、さらに海岸堤防の決壊によって生ずる農地の荒廃があげられる。

また、農業用施設の災害は、用排水路、頭首工及びため池堤体の決壊、水路溝畔、農道法面の崩落等である。農地及び農業用施設が被災した場合には、速やかに被害状況の収集や応急対策を実施するとともに、国庫補助又は県単独事業等により早期の災害復旧工事を実施する。

また、防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業などの農村地域防災減災事業を積極的に実施し、災害を未然に防止する対策を計画的に推進する。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。

また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。従って、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、政令で定められたものが、1か所40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

9 社会福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉施設の性格上緊急を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び独立行政法人福祉医療機構の融資を促進し早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造等に留意する。

10 学校教育施設災害復旧事業計画

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は災害時における避難所として指定されており、復旧計画の策定に当たっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進する。

第3 国、県による復旧工事の代行

1 特定大規模災害等における権限代行制度

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

2 指定区間外国道の災害復旧工事における権限代行制度

国は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は県の区域の境界に係る場合においては、県に代わって自ら指定区間の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により支援を行う。

3 県管理道路又は町管理道路の災害復旧工事における権限代行制度

国は、県管理道路又は町管理道路について、県又は町から要請があり、かつ当該県等又

は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で当該県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県管理道路又は町管理道路の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

4 町道の災害復旧工事における権限代行制度

県は、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である町道について、当該町から要請があり、かつ当該町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

5 河川災害復旧工事等における権限代行制度

(1) 河川の災害復旧工事等

ア 県管理河川

国は、県知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、知事から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を知事に代わって行うことが適当と認められるとき、国の事務の遂行に支障のない範囲である場合に限り、知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

イ 町管理河川

国は、町長が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、町長から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(2) 河川の埋塞に係る維持

国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、知事又は町長から要請があり、かつ県又は町における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は町長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に

支障のない範囲内で、知事又は町長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第4 災害復興計画の策定

被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関と連携して復興計画を策定し、計画的に復興を進める。なお、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合は必要に応じて、国の復興基本指針に則した復興計画の策定等により復興を進める。

第5 中長期における技術職員の派遣要請

被災市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。

第2節 農林漁業経営安定計画

(総務課・産業課・関係機関)

第1 日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通するものとする。

1 農業関係

- (1) 農業経営基盤強化資金
- (2) 経営体育成強化資金
- (3) 振興山村・過疎地域経営改善資金
- (4) 畜産経営環境調和推進資金
- (5) 農林漁業セーフティネット資金

2 林業関係

- (1) 林業基盤整備資金
- (2) 林道基盤整備資金（利用間伐推進資金）
- (3) 森林整備活性化資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金

3 漁業関係

- (1) 漁業経営改善支援資金
- (2) 農林漁業セーフティネット資金

第2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国・県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。なお、貸付制度、償還期限等については、天災の都度政令で指定される。

第3節 被災中小企業の振興等の経済復興支援

(総務課・産業課・関係機関)

第1 計画の方針

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるよう、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

町及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第2 地域経済復興支援対策本部の設置

被災中小企業者等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- 1 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- 2 被災市町村
- 3 秋田県信用保証協会
- 4 金融機関（政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- 5 公益財団法人あきた企業活性化センター
- 6 秋田県商工会連合会
- 7 秋田県商工会議所連合会
- 8 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業者等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講ずる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- 5 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

第4節 被災者の生活支援計画

(総務課・町民生活課・産業課・健康福祉課・社会福祉協議会・関係機関)

第1 計画の方針

災害を受けた町民の生活安定と社会秩序の維持を図るため、生活福祉資金、母子福祉資金の貸付、被災者に対する職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講じるものとする。

第2 被災者支援の総合的・効率的な実施

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により調査を実施するものとする。

また、町は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成、活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることはないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

加えて、町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3 生活相談窓口の設置

災害発生直後から被災者、一般町民、報道機関、国、地方公共団体等各方面からの問い合わせや応急対策等に関する情報を町民に提供するため、情報提供及び相談業務窓口の一元化に努める。

第4 対策

1 社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動

(1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は井川町防犯協会等自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の物価が高騰しないよう、又は買い占め、売り惜しみが生じないように監視する。

2 生業資金の貸付

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

罹災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画によるものとする。

ア 対象

住家が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

- ①小資本で生業を営んでいた者であること。
- ②蓄積資金を有しないこと。
- ③主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- ④生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

イ 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、全壊（焼）又は流出世帯数の25/100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受けるものとする。

ウ 貸付限度額 生業資金 30,000円 就職支度資金 15,000円

※ ただし、災害援護貸付金等の各種貸与制度の充実により、現在運用されていない。

(2) 生活福祉資金による災害援護資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

イ 問合せ先

町会福祉協議会又は秋田県社会福祉協議会

ウ 貸付金の種類

災害援護費

エ 貸付限度額

1,500,000円以内

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

母子家庭や父子家庭、寡婦を対象とするもの。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、役場を経由して福祉事務所に申請する。

ウ 貸付金の種類

①事業開始資金

⑦修学資金

②事業継続資金

⑧転宅資金

③住宅資金

⑨就学支度資金

④技能修得資金

⑩修業資金

⑤生活資金

⑪医療介護資金

⑥就職支度資金

⑫結婚資金

(4) 災害援護資金の貸付

町は「井川町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付を行い、福祉及び生活の安定に資する。

(5) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書（日本政策金融公庫に備付）に証書及び貸付証明書を添付して、日本政策金融公庫に提出するものとする。

イ 貸付金の限度、期間等

貸付額 恩給年額の3倍以内の額、ただし、最高は、2,500,000円とする。

償還期限 4年以内。ただし、軍人恩給や援護年金などの支給期間に定めがある場合

は、当該支給期間以内とする。

利率 年0.70%

3 被害者に対する職業斡旋等

(1) 通勤地域における適職求人の開拓

ア 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓実施する。

イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

(2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

ア 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

イ 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

(3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被害者の生活の安定を図る。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等と県税の減免及び期間延長

被災地の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申請書類等の提出または納付もしくは納入に関する期間の延長、徴収の措置を災害の状況により実施することとなっている。

(2) 町民税の減免等の措置

被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

5 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等

(1) 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付

災害等により、多数の保険契約者が罹災した場合に保険者が一定地域の保険契約者のため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時払渡すこととする。

(2) 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡

災害救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡しを取扱う。

(3) 被害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法第2条に規定する被害者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助、又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便葉書及び

郵便書簡の無償交付を受けられる。

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

災害により被害を受けた者に対し、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金等を支給、または貸付して町民の生活の建て直しと安定を図るものとする。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 死亡したとき | 災害弔慰金支給 |
| (2) 精神または身体に著しい障害を受けたもの | 災害障害見舞金支給 |
| (3) 自然災害により被害を受けた者 | 災害援護資金貸付 |
| (4) 災害復旧援助を要するもの | 生活福祉資金、母子寡婦福祉資金
県災害資金の貸付 |

7 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者再建支援金を支給することとなった。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人が行う。）

町は申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

(1) 対象となる自然災害

- ア 町域において、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した場合。
- イ 町域において、10以上の世帯の住宅が全壊した場合。
- ウ 県域において、100以上の世帯の住宅が全壊した場合。
- エ 5世帯以上の住宅全壊被害の発生かつア～ウの区域に隣接する市町村。ただし、人口10万人未満のものに限る。

(2) 被災世帯の要件及び支給上限額

- ア 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- イ 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯）
- ウ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- エ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- オ 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住が困難な世帯

(3) 支給額

基礎支援金		加算支援金		合 計
被害の程度	支給額	再建方法	支給額	
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

※単数世帯は、複数世帯の3／4の金額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金（複数世帯の事例）の支給額は合計で200万円（補修の場合は100万円）

(4) 事務取扱等

ア 申請関係

- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類：（A）基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
（B）加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ③ 申請期間：（A）基礎支援金 災害発生日から13月以内
（B）加算支援金 災害発生日から37月以内

8 公営住宅の建設及び住宅金融公庫資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設

災害により住居を滅失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び町は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

滅失した住宅の戸数が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

また、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入可能な公営住宅や空き家等の把握に努める。

(2) 住宅金融公庫資金の斡旋

県及び町は、被災地の滅失家屋を調査し、住宅金融支援機構に規定する震災復興住宅融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、復興住宅融資の借入の促進を図る。

9 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧に当って被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資材の調達、輸送等に努めるものとする。

10 地震保険の普及促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第5節 義援金の受入及び配分に関する計画

(総務部・町民生活課・健康福祉課・関係機関)

第1 計画の方針

大規模な災害が発生した場合、県内外から多くの義援金が寄せられ、寄託された義援金は、被災者にとって大きな支えとなる。

この寄託された義援金を迅速、的確かつ公平に被災者に配分するため、受付、保管、輸送等について、県、町及び関係機関がとる対応について必要事項を定める。

第2 義援金受入の周知

県等は、義援金の受け入れについて、国の非常災害対策本部並びに報道機関を通じ、次の事項について公表する。

1 義援金

(1) 受付口座（銀行名、口座番号、口座名等）

(2) 受入窓口

第3 義援金の募集

1 義援金募集（配分）委員会

義援金の募集は、原則として、次の団体により構成される義援金募集（配分）委員会を組織して行うものとする。

ア 市町村

イ 秋田県社会福祉協議会

ウ 報道機関

エ 秋田県市長会

オ 秋田県町村会

カ 秋田県共同募金会

キ 日本赤十字社秋田県支部 ク 秋田県

(2) 県市町村等

市町村	1 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。 2 一般から受領した義援金は、寄託者へ受領書を発行する。
県	1 受入・問い合わせ窓口 (1) 一般からの受入窓口は、出納局会計課とする。 (2) 国・地方公共団体から知事あての見舞金は、総務部総合防災課で受け入れる。 2 現金の受入 (1) 一般から直接受領した義援金等については、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の災害見舞金の口座に入金する。 (2) 国、又は地方公共団体からの災害見舞金は、歳入口座に入金する。 3 義援金等の管理 (1) 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。 (2) 国、又は地方公共団体からの義援金は、知事あての災害見舞金として管理する。
日赤共同募金会	1 一般からの受入・問い合わせ窓口を開設する。 2 一般から直接受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。 3 受入口座を設定する。

第4 義援金の配分

1 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに義援金募集（配分）委員会において協議の上、被災市町村に適正に配分する。

2 配分先・使途が指定されている義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

3 義援金の配分に関する公表

県及び被災市町村は、義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

第6節 財政負担に関する計画

(総務課・関係機関)

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策の防災行政の実施は、国、県、町等関係機関のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対 策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用（災害対策基本法第91条）

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、町が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合（国及び県の費用負担）

ア 災害救助法（第18条、第19条、第20条）

イ 水防法（第28条）

ウ 災害対策基本法（第93条、第94条、第95条）

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第59条、第61条）

(2) 応援に要した費用（災害対策基本法第92条）

町が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は町が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて町が実施した費用（災害対策基本法第93条）

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうちで、町が負担することが困難又は不適当なもので基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲（災害対策基本法第94条）

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

- (2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用（災害対策基本法第95条）

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、町に負担させることが不適当なもので政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。

補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

- (3) 災害復旧事業費等（災害対策基本法第96条）

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

3 災害対策基金

町は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、地方財政法第4条の3及び第7条の積み立てについての規定並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

4 起債の特例（災害対策基本法第102条）

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令が定める当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし、相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で町の負担に属するものの財源とする場合

- (3) 上記（1）（2）の場合において、町が災害対策基本法施行令第43条の規定に該当し、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り、地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、町の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第7節 激甚災害指定に関する計画

(総務課、町民生活課、産業課、税務会計課、健康福祉課、教育委員会)

第1 計画の方針

激甚災害法の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、町及び県は被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定を受け、円滑・迅速な復旧を行う。

第2 激甚災害復興対策及び事業計画

町は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期指定の促進を図るものとする。

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努め、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に基づく援助等を受け、災害復旧事業の万全を期する。

第3 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条にいう激甚災害と指定される。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 河川等災害復旧助成事業
- (3) 〃 関連事業
- (4) 〃 特定関連事業
- (5) 〃 関連特別対策事業
- (6) 特定小川災害関連環境再生事業
- (7) 公立学校施設災害復旧事業
- (8) 公営住宅災害復旧事業
- (9) 生活保護施設災害復旧事業
- (10) 児童福祉施設 〃
- (11) 老人福祉施設 〃

- (12) 身体障害者更生援護施設 〃
- (13) 知的障害者援護施設・授産施設 〃
- (14) 婦人保護施設 〃
- (15) 感染症予防施設 〃
- (16) 感染症予防事業
- (17) 堆積土砂排除事業
- (18) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災融資法の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (5) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (6) 森林災害復旧事業に関する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

5 局地激甚災害指定により適用される措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助
- (5) 中小企業に関する特別の助成
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに着手し、事業実施期間の短縮に努める。